



# 埼玉県報

第298号  
令和4年(2022年)  
3月29日  
火曜日

## 目次

### 条例のあらまし

- 埼玉県手数料条例の一部を改正する条例のあらまし(財政課)
- 埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例のあらまし(行政・デジタル改革課)
- 埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例のあらまし(情報システム戦略課)
- 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例のあらまし(地域政策課)
- 知事の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例のあらまし(人事課)
- 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例のあらまし(人事課)
- 埼玉県吏員恩給条例等の一部を改正する条例のあらまし(職員健康支援課)
- 埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例のあらまし(共助社会づくり課)
- 埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例のあらまし(青少年課)
- 埼玉県消費者行政活性化基金条例を廃止する条例のあらまし(消費生活課)
- 埼玉県生活環境保全条例の一部を改正する条例のあらまし(大気環境課)
- 埼玉県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例のあらまし(社会福祉課)
- 埼玉県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例のあらまし(国保医療課)
- 埼玉県ひきこもり支援に関する条例のあらまし(疾病対策課)
- 旅館業法施行条例の一部を改正する条例のあらまし(生活衛生課)
- 公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例のあらまし(生活衛生課)
- 埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例の一部を改正する条例のあらまし(食品安全課)
- 埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例のあらまし(産業支援課)
- 埼玉県新型コロナウイルス感染症対策推進基金条例の一部を改正する条例のあらまし(金融課)
- 埼玉県特別県営住宅条例の一部を改正する条例のあらまし(住宅課)
- 埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例のあらまし(教委・総務課)
- 埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例のあらまし(県立学校人事課)
- 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例のあらまし(警務課)

- 埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例のあらまし（運転免許課）

## 条例

- 埼玉県手数料条例の一部を改正する条例（財政課）
- 埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例（行政・デジタル改革課）
- 埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例（情報システム戦略課）
- 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（地域政策課）
- 知事の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例（人事課）
- 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）
- 埼玉県吏員恩給条例等の一部を改正する条例（職員健康支援課）
- 埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例（共助社会づくり課）
- 埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例（青少年課）
- 埼玉県消費者行政活性化基金条例を廃止する条例（消費生活課）
- 埼玉県生活環境保全条例の一部を改正する条例（大気環境課）
- 埼玉県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例（社会福祉課）
- 埼玉県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例（国保医療課）
- 埼玉県ひきこもり支援に関する条例（疾病対策課）
- 旅館業法施行条例の一部を改正する条例（生活衛生課）
- 公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例（生活衛生課）
- 埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例の一部を改正する条例（食品安全課）
- 埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例（産業支援課）
- 埼玉県新型コロナウイルス感染症対策推進基金条例の一部を改正する条例（金融課）
- 埼玉県特別県営住宅条例の一部を改正する条例（住宅課）
- 埼玉県教育委員会事務職職員の定数条例の一部を改正する条例（教委・総務課）
- 埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例（県立学校人事課）
- 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例（警務課）
- 埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例（運転免許課）

## 規則

- 知事の所管する条例等の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則（情報システム戦略課）
- 埼玉県個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（情報システム戦略課）
- 建設業及び不動産鑑定業者の許可証明等に関する規則の一部を改正する規則（土地水政策課）

- 地方公営企業法第39条第2項に規定する知事が定める職を指定する規則の一部を改正する規則（人事課）
- 埼玉県吏員恩給条例等施行規則の一部を改正する規則（職員健康支援課）
- 知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則（文書課）
- 埼玉県庁舎管理規則の一部を改正する規則（管財課）
- 埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則（入札審査課）
- 埼玉県自転車競走実施規則の一部を改正する規則（県営競技事務所）
- 埼玉県平和資料館管理規則の一部を改正する規則（県民広聴課）
- 埼玉会館管理規則の一部を改正する規則（文化振興課）
- 埼玉県彩の国さいたま芸術劇場管理規則の一部を改正する規則（文化振興課）
- 埼玉県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則（青少年課）
- 埼玉県立武道館管理規則の一部を改正する規則（スポーツ振興課）
- 埼玉県男女共同参画審議会規則の一部を改正する規則（男女共同参画課）
- 特定商取引に関する法律に規定する立入検査をする職員の身分を示す証明書の様式を定める規則の一部を改正する規則（消費生活課）
- 埼玉県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則（環境政策課）
- 埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則（大気環境課）
- 埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業財務規則の一部を改正する規則（福祉政策課）
- 埼玉県社会福祉総合センター管理規則の一部を改正する規則（社会福祉課）
- 埼玉県被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（社会福祉課）
- 埼玉県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則（障害者福祉推進課）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則（障害者支援課）
- 母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則（少子政策課）
- 公立大学法人埼玉県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則（保健医療政策課）
- 児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（健康長寿課）
- 難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則（疾病対策課）
- 旅館業法施行細則の一部を改正する規則（生活衛生課）
- 公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則（生活衛生課）
- 埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（食品安全課）
- 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則（畜産安全課）

- 森林病虫害等防除法施行細則の一部を改正する規則（森づくり課）
- 埼玉県優良宅地造成等認定規則の一部を改正する規則（都市計画課）
- 埼玉県都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則の一部を改正する規則（都市計画課）
- 埼玉県景観審議会規則の一部を改正する規則（田園都市づくり課）
- 埼玉県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（田園都市づくり課）
- 埼玉県都市公園に関する規則の一部を改正する規則（公園スタジアム課）
- 埼玉県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則（建築安全課）
- 埼玉県特別県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則（住宅課）
- 埼玉県特別県営住宅条例施行規則及び埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則（住宅課）
- 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則（任用審査課）
- 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（任用審査課）
- 職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則（任用審査課）
- 埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則（教委・総務課）
- 埼玉県立高等学校管理規則の一部を改正する規則（県立学校人事課）
- 埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則（県立学校人事課）
- 学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（県立学校人事課）
- 教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則（教職員採用課）
- 社会教育主事の資格認定に関する規則の一部を改正する規則（生涯学習推進課）

## 訓令

- 職員被服貸与規程の一部を改正する訓令（人事課）
- 技能職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令（人事課）
- 埼玉県公印規程の一部を改正する訓令（文書課）
- 埼玉県土地改良区等検査規程の一部を改正する訓令（農村整備課）
- 埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令（教委・総務課）

## 管理規程

- 埼玉県企業局公用車管理規程の一部を改正する規程（公営企業・総務課）
- 埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程（公営企業・財務課）
- 埼玉県下水道局組織規程の一部を改正する規程（下水道管理課）
- 埼玉県下水道局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程（下水道管理課）
- 埼玉県下水道局職員給与規程の一部を改正する規程（下水道管理課）
- 埼玉県下水道局公用車管理規程の一部を改正する規程（下水道管理課）
- 埼玉県流域下水道事業管理規程の一部を改正する規程（下水道管理課）

## 告示

- 予算の公表（財政課）
- 予算の公表（財政課）
- 政府調達に関する協定が適用される建設工事の請負等の契約のうち、一般競争入札に参加する者に必要な資格等に関する告示（入札審査課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（水環境課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の廃止の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の辞退の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出（社会福祉課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 建設業法第29条の2第1項の規定に基づく取消処分（建設管理課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 赤山歴史自然公園と県道高速葛飾川口線との兼用工作物管理協定の締結（道路環境課）
- 入間都市計画ごみ焼却ごみ処理場の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 蕨駅西口地区第一種市街地再開発事業の定款及び事業計画の変更認可（市街地整備課）

- 運転免許ファイリングシステム用サーバ等の賃貸借に関する入札公告（会計課）
- セキュリティ対策ソフト管理サーバの賃貸借に関する入札公告（会計課）
- 交通事故情報管理システム機器等の賃貸借に関する入札公告（会計課）
- 警察ネットワーク接続用端末装置等の賃貸借に関する入札公告（会計課）
- 埼玉県警察テレワークシステムの賃貸借に関する入札公告（会計課）
- 警察ネットワーク用グループウェアサーバの賃貸借に関する入札公告（会計課）
- バックアップシステム等機器の賃貸借に関する入札公告（会計課）
- 埼玉県警察本部分庁舎（宮原）ほか46施設で使用する電気に関する入札公告（会計課）
- 県道保谷志木線の区域の変更（朝霞県土整備事務所）
- 県道さいたま東村山線の供用の開始（朝霞県土整備事務所）
- 県道さいたま東村山線の道路の占用を制限する区域の指定（朝霞県土整備事務所）
- 県道笠幡狭山線の供用の開始（川越県土整備事務所）
- 県道川越坂戸毛呂山線の区域の変更（飯能県土整備事務所）
- 国道140号の区域の変更（熊谷県土整備事務所）
- 国道140号の供用の開始（熊谷県土整備事務所）
- 県道蓮田鴻巣線の供用の開始（杉戸県土整備事務所）
- 県道行田蓮田線の供用の開始（杉戸県土整備事務所）
- 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第一号）（財政課）

### 一 趣旨

地方公共団体の手数料の標準に関する政令等の一部改正に伴い、行政書士試験手数料等の額を改定するとともに、規定の整備をするための改正

### 二 内容

(一) 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴う手数料の額の改定

(例) 行政書士試験手数料

現行 七、〇〇〇円

改正後 一〇、四〇〇円

(二) 規定の整備

租税特別措置法等の一部改正に伴う規定の整備

### 三 施行期日

令和四年四月一日。ただし、二(二)の一部は、公布の日

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二号）（行政・デジタル改革課）

### 一 趣旨

新型コロナウイルス感染症対応及び児童虐待防止対策を強化するため、職員の定数を改定するものである。

### 二 内容

知事の事務を補助する職員

六千九百七十六人 ↓ 七千六十人（十八十四人）

### 三 施行期日

令和四年四月一日



## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三号）  
（情報システム戦略課）

### 一 趣旨

県民の利便性の向上及び行政事務の効率化等を図るため、県が独自に個人番号を利用することができる事務として特別県営住宅の管理に関する事務を追加等するため改正

### 二 内容

- (一) 県が独自に個人番号を利用することができる事務の追加
  - ア 特別県営住宅の管理に関する事務
  - イ 生活保護を受けている外国人に対する健康管理支援事業に関する事務
- (二) 同一執行機関内から特定個人情報の提供を受けることができる事務として（一）アの事務を追加
- (三) 規定の整備

### 三 施行期日

令和四年七月一日

ただし、二(一)イについては公布の日、二(三)の一部については公布の日又はデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日

## 本号で公布された条例のあらまし

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四号）（地域政策課）

### 一 趣旨

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う規定の整備をするための改正

### 二 内容

法令改正に伴う規定の整備

### 三 施行期日

令和四年四月一日

ただし、二の一部についてはデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）附則第一条第四号に掲げる同法第四十条の規定の施行の日

## 本号で公布された条例のあらまし

知事の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五号）

（人事課）

一 趣旨

知事の期末手当を支給しない期間を延長するための改正

二 内容

知事の期末手当を支給しない期間を令和五年三月三十一日まで延長

三 施行期日

公布の日

## 本号で公布された条例のあらまし

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第六号）（人事課）

### 一 趣旨

令和三年九月九日付けの埼玉県人事委員会の人事管理に関する報告を踏まえ、非常勤職員の育児休業等の取得要件を緩和するとともに、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等を定めるための改正

### 二 内容

- (一) 非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和
- (二) 任命権者に対し、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等の義務付け

### 三 施行期日

令和四年四月一日

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県吏員恩給条例等の一部を改正する条例（埼玉県条例第七号）（職員健康支援課）

### 一 趣旨

民法の一部改正により成年年齢が引き下げられることに伴い、未成年の子がいることにより扶助料の寡婦加算の対象となっている者等がその権利を失わないようにするための改正

### 二 内容

- (一) 民法改正に伴う経過措置
- (二) 規定の整備

### 三 施行期日

令和四年四月一日

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第八号）（共助社会づくり課）

### 一 趣旨

(一) 「埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例」の規定による指定の申出があった特定非営利活動法人を指定特定非営利活動法人として指定する。

(二) 「埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例」の規定による指定の取消しの申出があった指定特定非営利活動法人について、指定を取り消す。

### 二 内容

- (一) 指定する特定非営利活動法人の名称（所在地）  
特定非営利活動法人環境ネットワーク埼玉（さいたま市）
- (二) 指定を取り消す特定非営利活動法人の名称（所在地）  
特定非営利活動法人きらりびとみやしる（宮代町）

### 三 施行期日

公布の日

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第九号）（青少年課）

### 一 趣旨

民法の一部改正により婚姻適齢が引き上げられることに伴い、青少年の定義を改める等するための改正

### 二 内容

青少年の定義の改正

### 三 施行期日

令和四年四月一日

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県消費者行政活性化基金条例を廃止する条例（埼玉県条例第十号）（消費生活課）

### 一 趣旨

埼玉県消費者行政活性化基金の活用期間満了に伴い、埼玉県消費者行政活性化基金条例を廃止する。

### 二 内容

国から県に交付された地方消費者行政活性化交付金を活用して創設した埼玉県消費者行政活性化基金の活用期間満了に伴い、当該基金の管理及び処分について必要な事項を規定している埼玉県消費者行政活性化基金条例を廃止する。

### 三 施行期日

公布の日から施行する。



## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県生活環境保全条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十一号）（大気環境課）

### 一 趣旨

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、特定化学物質の取扱量等の報告についての特例措置を定めるための改正

### 二 内容

取扱量等の把握及び報告の対象となる特定化学物質のうち、第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質が令和五年四月一日から変更されることに伴い、令和五年度における特定化学物質の取扱量等の県への報告は、政令改正前の第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質に関して行う特例措置を設ける

### 三 施行期日

令和五年四月一日

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十二号）  
（社会福祉課）

### 一 趣旨

地域の実情を踏まえ、民生委員の定数を改定するものである。

### 二 内容

民生委員の定数が変更となる十二市町の定数を改定する。

（例）行田市

百五十七人 ↓ 百六十七人（十人）

### 三 施行期日

令和四年十二月一日

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十号）（国保医療課）

### 一 趣旨

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、埼玉県国民健康保険財政安定化基金を国民健康保険事業費納付金の著しい上昇の抑制等のために処分するなど財政調整機能を追加等するため  
の改正

### 二 内容

#### （一） 積立事由の追加

埼玉県国民健康保険事業特別会計の歳入歳出の決算上生じた剰余金を基金に  
積み立てることができることとする。

#### （二） 処分事由の追加

被保険者一人当たりの国民健康保険事業費納付金の額の上昇が見込まれる場  
合等に、（一）で積み立てた額の範囲内で基金を取り崩し埼玉県国民健康保険事業  
特別会計に繰り入れることができることとする。

#### （三） 規定の整備

### 三 施行期日

令和四年四月一日

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県ひきこもり支援に関する条例（埼玉県条例第十四号）（疾病対策課）

### 一 趣旨

ひきこもり支援に関し、基本理念を定め、県の責務及び民間支援団体等の役割を明らかにするとともに、民間支援団体等による支援を推進するために必要な事項を定めることにより、安心して支援を受けられる社会を実現することを目的とするもの

### 二 内容

#### (一) 定義

ア ひきこもり支援

ひきこもり状態にある者及びその家族に対する支援並びに民間支援団体等の活動に対する支援

イ ひきこもり状態

自宅又は自室に長期間閉じこもり、他人又は社会とのかかわりを回避している状態

ウ 民間支援団体等

ひきこもり状態にある者及びその家族に対する支援を行う団体又は個人

#### (二) 基本理念

ア ひきこもり支援は、ひきこもり状態にある者の意思を尊重して行う。

イ ひきこもり支援は、ひきこもり状態にある者及びその家族が孤立しないよう、必要に応じて社会とのかかわりをもてるよう行う。

ウ ひきこもり支援は、ひきこもり状態にある者及びその家族が身近な場所で支援を受けられることを目指して行う。

#### (三) 県の責務

ア ひきこもり支援に関する施策を総合的に実施する。

イ 市町村及び民間支援団体等と相互に連携を図る。

#### (四) 民間支援団体等の役割

県及び市町村と連携を図りながらひきこもり状態にある者及びその家族に対する支援を行うよう努める。

#### (五) 主要な施策等

ア 民間支援団体等による支援の推進

イ 体制の整備

ウ 財政上の措置

三

施行期日  
公布の日

## 本号で公布された条例のあらまし

旅館業法施行条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十五号）（生活衛生課）

### 一 趣旨

旅館業に係る入浴設備におけるレジオネラ属菌汚染防止対策を強化するため、衛生措置の基準及び構造設備の基準を改める等するための改正

### 二 内容

- (一) 貯湯槽及び配管の構造基準を新設
- (二) 気泡発生装置等の構造基準を改正するとともに、衛生措置基準を新設
- (三) 水位計配管の衛生措置基準を新設
- (四) オーバーフロー水及び回収槽に係る衛生措置基準を改正するとともに、構造基準を新設
- (五) シャワー設備の衛生措置基準を新設

### 三 施行期日

令和四年四月一日

## 本号で公布された条例のあらまし

公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十六号）（生活衛生課）

### 一 趣旨

公衆浴場におけるレジオネラ属菌汚染防止対策を強化するとともに、混浴制限年齢を引き下げするため、衛生及び風紀に必要な措置の基準を改める等するための改正

### 二 内容

- (一) 貯湯槽及び配管の構造基準を新設
- (二) 気泡発生装置等の構造基準を改正するとともに、衛生措置基準を新設
- (三) 水位計配管の衛生措置基準を新設
- (四) オーバーフロー水及び回収槽に係る衛生措置基準を改正するとともに、構造基準を新設
- (五) シャワー設備の衛生措置基準を新設
- (六) 混浴制限年齢を十歳以上から七歳以上に引下げ

### 三 施行期日

令和四年四月一日。ただし、二(六)は、令和四年十月一日

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十七号）（食品安全課）

### 一 趣旨

国においてふぐの取扱い及びふぐ処理者の認定に関する指針等が策定されたことに伴い、ふぐ調理師試験の受験資格を見直すとともに、ふぐ提供施設に係る規制を廃止するための改正

### 二 内容

- (一) ふぐ調理師試験の受験資格の削除
- (二) ふぐ提供施設の規定の削除
- (三) 用語の整理

### 三 施行期日

令和五年四月一日

ただし、二(二)については令和四年四月一日



## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十八号）  
（産業支援課）

### 一 趣旨

新たに埼玉県産業技術総合センターに導入する試験研究機器の使用料及び試験に係る手数料を定めるとともに、近年老朽化した機器を条例から削除するための改正

### 二 内容

#### (一) 使用料

次の一点を条例に追加する

- ・画像解析付粒度分布測定装置

一時間

六〇〇円

#### (二) 手数料

次の二点を条例に追加する

- ・高速液体クロマトグラフによる分析

定性分析

一試料一測定

一一、〇〇〇円

定量分析

一試料一成分

一三、〇〇〇円

#### (三) 次の三点を条例から削除する

使用料

- ・ショットブラスト

- ・チップ型電気泳動装置

- ・カッター式粉碎機

### 三 施行期日

公布の日

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県新型コロナウイルス感染症対策推進基金条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十九号）（金融課）

### 一 趣旨

埼玉県新型コロナウイルス感染症対策推進基金の設置期間を延長するための改

正

### 二 内容

基金の設置期間

「令和八年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

### 三 施行期日

公布の日

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県特別県営住宅条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十号）（住宅課）

### 一 趣旨

特別県営住宅であるシラコバト住宅について、新たに低所得世帯を入居対象に加え、世帯収入に応じた家賃の適用等の規定を整備するものである。

### 二 内容

- (一) 入居世帯の所得階層区分に応じた家賃の適用
- (二) 世帯収入の申告に関する規定の整備
- (三) 移転関連規定の整備

### 三 施行期日

- (一) 家賃に関する規定 令和五年四月一日
- (二) 世帯収入の申告に関する規定 令和四年七月一日
- (三) 移転関連規定 改正条例の公布日

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十一号）（教委・総務課）

### 一 趣旨

情報通信技術を活用した学校教育の推進等に対処するため、職員の定数を改定するものである。

### 二 内容

埼玉県教育委員会事務局職員

七百二十三人 ↓ 七百二十六人（十三人）

### 三 施行期日

令和四年四月一日

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十二号）（県立学校人事課）

### 一 趣旨

高等学校及び義務教育諸学校における教職員の標準定数の変更のため、学校職員の定数を改定するための改正

### 二 内容

学校職員の定数の改定

### 三 施行期日

令和四年四月一日

## 本号で公布された条例のあらまし

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十三号）（警務課）

### 一 趣旨

久喜市における町の区域の新設に伴い、幸手警察署の管轄区域の規定を整備するため改正

### 二 内容

幸手警察署の管轄区域の変更

久喜市の新たな町の区域となる「伊坂北一丁目、伊坂北二丁目、伊坂中央一丁目、伊坂中央二丁目、伊坂南一丁目、伊坂南二丁目、伊坂南三丁目、松永一丁目」を加える。

### 三 施行期日

公布の日

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十四号）（運転免許課）

### 一 趣旨

道路交通法等の一部改正に伴い、運転技能検査手数料等の額を定め、証紙による収入の方法により徴収することとし、及び認知機能検査等の額を改定するための改正

### 二 内容

(一) 埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部改正

ア 道路交通法等の一部改正に伴う手数料の新設

（例）運転技能検査手数料

三千五百五十円

イ 道路交通法等の一部改正に伴う手数料の改定

（例）認知機能検査手数料

（現行）七百五十円

↓ （改正後）千五十円

ウ 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴う手数料の改定  
銃砲刀剣類所持許可証書換え手数料

（現行）千八百円

↓ （改正後）千六百元

(二) 埼玉県証紙条例の一部改正

証紙による収入の方法により徴収することとする手数料の追加及び規定の整備

### 三 施行期日

令和四年五月十三日。ただし、二(一)ウは令和四年四月一日

## 条 例

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県条例第一号

埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の一部を次のように改正する。

別表企画財政部の項第一号中「七千円」を「一万四百円」に改め、同項第六号中「、第三十八条の五第九項又は第三十九条の九十八第九項」を「又は第三十八条の五第九項」に改め、同項第七号中「、第三十八条の五第十項第四号又は第三十九条の九十八第十項第二号」を「又は第三十八条の五第十項第四号」に改め、同項第九号中「又は国土交通大臣の登録を受けていることの確認」を削り、「不動産鑑定業者登録証明等手数料」を「不動産鑑定業者登録証明手数料」に改める。

別表危機管理防災部の項第三十七号中「九千三百円」を「一万六千六百円」に、「八千八百円」を「一万千円」に、「八千七百円」を「一万三百円」に、「八千二百円」を「九千八百円」に改め、同項第三十八号中「七千九百円」を「九千円」に、「七千四百円」を「八千五百円」に、「六千二百円」を「七千二百円」に、「五千七百円」を「六千七百円」に改め、同項第五十一号中「二千円」を「二千七百円」に改め、同項第五十八号中「十一万円」を「九万八千円」に改め、同項第六十号中「一万七千円」を「一万五千元」に改め、同項第六十九号中「二万四千円」を「二万三千二百円」に、「二万九百円」を「二万二千七百円」に改める。

別表都市整備部の項第八十五号中「七千円」を「八千二百円」に改め、同項第九十二号中「、第六十三条第三項第五号イ若しくは第六十八条の六十九第三項第五号イ」を「若しくは第六十三条第三項第五号イ」に改め、同項第九十三号中「、第六十三条第三項第六号若しくは第六十八条の六十九第三項第六号」を「若しくは第六十三条第三項第六号」に改め、同項第一百四号中「第六十条」を「第六十条第一項」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、別表企画財政部の項第九号の改正規定及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

#### （経過措置）

2 改正後の埼玉県手数料条例別表危機管理防災部の項第五十一号、第五十八号及び第六十号の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料については、適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。



(埼玉県証紙条例の一部改正)

3 埼玉県証紙条例(昭和三十九年埼玉県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

別表埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の項第六号中「不動産鑑定業者登録証明等手数料」を「不動産鑑定業者登録証明手数料」に改める。

## 条 例

埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県条例第二号

埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県職員定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「六千九百七十六人」を「七千六十人」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

# 条 例

埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

## 埼玉県条例第三号

埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 埼玉県個人番号の利用等に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の四の項中「支給」の下に「、被保護者健康管理支援事業の実施」を加え、同表の五の項を次のように改める。

### 五 削除

別表第二の五の項中「療育手帳」の下に「（知的障害者（知的障害のある児童を含む。）に対して交付する手帳であって、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）」を加える。

第二条 埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第一の五の項及び六の項を次のように改める。

五 知事	肝炎患者等に対する医療費等の助成に関する事務であつて規則で定めるもの
六 知事	埼玉県特別県営住宅条例（昭和四十二年埼玉県条例第二十四号）による特別県営住宅（同条例第二条第一号に規定する特別県営住宅をいう。以下同じ。）の管理に関する事務であつて規則で定めるもの

別表第二の三の項中「別表第二の二十六の項の第四欄」を「別表第二の三十七の項の第四欄」に改め、同表の五の項中「ものをいう」の下に「。以下同じ」を加え、同表に次の一項を加える。

六 知事	埼玉県特別県営住宅条例による特別県営住宅の管理に関する事務であつて規則で定めるもの
	身体障害者福祉法による身体障害者手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳に関する情報であつて規則で定めるもの
	療育手帳に関する情報であつて規則で定めるもの

生活保護関係情報であつて規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの

附 則

この条例は、令和四年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定 公布の日
- 二 第二条中別表第二の三の項の改正規定 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日

## 条 例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県条例第四号

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年埼玉県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

別表第六十二項第八号事務の欄2中「第六十条」を「第六十条第一項」に改める。

別表第九十項第二号事務の欄1中「第五十二条」を「第五十二条第一項」に改める。

別表第九十二項事務の欄40中「第七十七条第二項」を「第一百五十五条第二項」に改める。

### 附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、別表第九十項第二号事務の欄の改正規定は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）附則第一条第四号に掲げる同法第四十四条の規定の施行の日から施行する。

## 条 例

知事の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県条例第五号

知事の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の期末手当の特例に関する条例（令和三年埼玉県条例第七号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「令和四年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 条 例

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県条例第六号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年埼玉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中イを削り、ロをイとし、ハをロとする。

第三十条第二号イ中「第二条第三号イ及びハ」を「第二条第三号ロ」に改める。

本則に次の二条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があつた場合における措置等）

第三十四条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第三十五条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- 二 育児休業に関する相談体制の整備
- 三 その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

### 附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

## 条 例

埼玉県吏員恩給条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県条例第七号

埼玉県吏員恩給条例等の一部を改正する条例

(埼玉県吏員恩給条例の一部改正)

第一条 埼玉県吏員恩給条例(昭和八年埼玉県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

第六十二条 次の各号に掲げる子に対する当該各号に定める規定の適用については、これらの規定中「未成年ノ子」とあるのは「二十歳未満ノ子(婚姻シタル子ヲ除ク)」と、「ナキ成年ノ子」とあるのは「ナキ二十歳以上ノ子(婚姻シタル二十歳未満ノ子ヲ含ム)」とする。

一 埼玉県吏員恩給条例等の一部を改正する条例(令和四年埼玉県条例第七号)の施行の日(以下この条において「改正条例施行日」という。)の前日において第二十二条第一項及び第二項の規定による増加退隠料について同条第五項において準用する恩給法第六十五条第二項から第五項までの規定による加給の原因となる未成年の子がある場合における当該子 同条第三項から第五項までの規定

二 改正条例施行日の前日において第三十一条第一項の規定による扶助料について第三十三条第二項において準用する恩給法第七十五条第二項及び第三十条第三項の規定による加給の原因となる未成年の子がある場合における当該子 同項の規定

2 改正条例施行日の前日において未成年の子について給与事由が生じている第三十一条第一項の規定による扶助料に係る当該子に対する同項並びに第三十二条及び第三十八条第一項の規定の適用については、第三十一条第一項中「未成年ノ子」とあるのは「二十歳未満ノ子(婚姻シタル子ヲ除ク)」と、「成年ノ子」とあるのは「二十歳以上ノ子(婚姻シタル二十歳未満ノ子ヲ含ム)」と、第三十二条及び第三十八条第一項第四号中「成年ノ子」とあるのは「二十歳以上ノ子(婚姻シタル二十歳未満ノ子ヲ含ム)」とする。

(埼玉県吏員恩給条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 埼玉県吏員恩給条例等の一部を改正する条例(昭和五十一年埼玉県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。



附則第六条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「掲げる」を「定める」に改め、同項第一号中「をいう」の下に「。次号において同じ」を加え、「(十八歳以上二十歳未満の子にあつては心身に著しい障害がある者である子に限る。)」を削り、同項第二号中「(前号に規定する子に限る。)」を削る。

#### 附 則

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日の前日において埼玉県吏員恩給条例第三十三条第一項第一号に規定する扶助料について第二条の規定による改正前の埼玉県吏員恩給条例等の一部を改正する条例(昭和五十一年埼玉県条例第五十三号)附則第六条第一項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)の規定による加算の原因となる未成年の子がある場合における当該子に対する埼玉県吏員恩給条例第三十三条第三項及び第二条の規定による改正後の埼玉県吏員恩給条例等の一部を改正する条例(以下この条において「新昭和五十一年改正条例」という。)附則第六条第一項の規定の適用については、埼玉県吏員恩給条例第三十三条第三項中「未成年ノ子」とあるのは「二十歳未満ノ子(婚姻シタル子ヲ除ク)」と、「ナキ成年ノ子」とあるのは「ナキ二十歳以上ノ子(婚姻シタル二十歳未満ノ子ヲ含ム)」と、新昭和五十一年改正条例附則第六条第一項第一号中「である子」とあるのは「である子(十八歳以上二十歳未満の子(婚姻した子を除く。))にあつては心身に著しい障害がある者である子に限る。）」と、同項第二号中「である子」とあるのは「である子(前号に規定する子に限る。)」とする。

## 条 例

埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県条例第八号

埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例

埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例（平成二十五年埼玉県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

本則の表中7の項を削り、8の項を7の項とし、同表に次のように加える。

8	特定非営利活動法人環境ネットワ ーク埼玉	埼玉県さいたま市浦和区北浦和五丁 目六番五号
---	-------------------------	---------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 条 例

埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県条例第九号

埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

埼玉県青少年健全育成条例（昭和五十八年埼玉県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。）」を削る。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に婚姻をし、民法の一部を改正する法律（平成三十年法律第五十九号。以下「改正法」という。）附則第二条第三項の規定により当該婚姻の時に成年に達したものとみなされた者については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際に十六歳以上十八歳未満の者であつて、改正法附則第三条第二項の規定により婚姻をし、同条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百五十三条の規定により成年に達したものとみなされたものについては、なお従前の例による。

## 条 例

埼玉県消費者行政活性化基金条例を廃止する条例をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県条例第十号

埼玉県消費者行政活性化基金条例を廃止する条例

埼玉県消費者行政活性化基金条例（平成二十一年埼玉県条例第一号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 条 例

埼玉県生活環境保全条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県条例第十一号

埼玉県生活環境保全条例の一部を改正する条例

埼玉県生活環境保全条例（平成十三年埼玉県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

（特定化学物質の取扱量等の令和五年度の報告の特例）

14 第七十四条第二項の規定により令和五年度において報告すべき特定化学物質の取扱量その他の事項に係る第七十一条第一号の規定の適用については、同号中「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）第二条第二項に規定する第一種指定化学物質」とあるのは「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和三年政令第二百八十八号）による改正前の特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令別表第一に定める第一種指定化学物質」と、「同条第三項に規定する第二種指定化学物質」とあるのは「同令別表第二に定める第二種指定化学物質」とする。

#### 附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

## 条 例

埼玉県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県条例第十二号

埼玉県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

埼玉県民生委員の定数を定める条例（平成二十六年埼玉県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

本則の表行田市の項中「百五十七人」を「百六十七人」に改め、同表所沢市の項中「四百九十六人」を「五百人」に改め、同表加須市の項中「二百三十六人」を「二百四十七人」に改め、同表春日部市の項中「三百四十七人」を「三百四十五人」に改め、同表上尾市の項中「三百二十五人」を「三百三十人」に改め、同表志木市の項中「八十四人」を「八十六人」に改め、同表久喜市の項中「二百九十人」を「二百九十一人」に改め、同表北本市の項中「百四十九人」を「百五十一人」に改め、同表坂戸市の項中「百四十九人」を「百五十人」に改め、同表ふじみ野市の項中「百七十三人」を「百七十五人」に改め、同表白岡市の項中「百五人」を「百八人」に改め、同表滑川町の項中「四十一人」を「四十三人」に改める。

### 附 則

この条例は、令和四年十二月一日から施行する。

## 条 例

埼玉県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県条例第十三号

埼玉県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

埼玉県国民健康保険財政安定化基金条例（平成二十八年埼玉県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第八十一条の二第四項」を「第八十一条の二第五項」に改める。

第三条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

基金には、各会計年度における国民健康保険事業特別会計の歳入歳出の決算上生じた剰余金の全部又は一部を積み立てることができる。

第七条中「及び同条第二項」を「並びに同条第二項及び第四項」に改める。

第八条中「第八十一条の二第九項第一号」を「第八十一条の二第十項第一号」に改める。

附則第三項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

### 附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

## 条例

埼玉県ひきこもり支援に関する条例をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県条例第十四号

埼玉県ひきこもり支援に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、ひきこもり支援に関し、基本理念を定め、県の責務及び民間支援団体等の役割を明らかにするとともに、民間支援団体等による支援を推進するために必要な事項を定めることにより、安心して支援を受けられる社会を実現することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 ひきこもり支援 ひきこもり状態にある者及びその家族に対する支援並びに民間支援団体等の活動に対する支援をいう。
- 二 ひきこもり状態 自宅又は自室に長期間閉じこもり、他人又は社会とのかわりを回避している状態をいう。
- 三 民間支援団体等 ひきこもり状態にある者及びその家族に対する支援を行う団体又は個人をいう。

(基本理念)

第三条 ひきこもり支援は、ひきこもり状態にある者の意思を尊重して行われなければならない。

2 ひきこもり支援は、ひきこもり状態にある者及びその家族が孤立しないよう、必要に応じて社会とのかわりをもてるよう行われなければならない。

3 ひきこもり支援は、ひきこもり状態にある者及びその家族が身近な場所で支援を受けられることを目指して行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、ひきこもり支援に関する施策を総合的に実施するものとする。

2 県は、前項の施策を実施するに当たっては、市町村及び民間支援団体等と相互に連携を図るものとする。

(民間支援団体等の役割)

第五条 民間支援団体等は、基本理念にのっとり、県及び市町村と連携を図りなが



らひきこもり状態にある者及びその家族に対する支援を行うよう努めるものとする。

(民間支援団体等による支援の推進)

第六条 県は、民間支援団体等がひきこもり状態にある者及びその家族に対する支援を効果的に行うことができるよう、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

2 県は、ひきこもり状態にある者及びその家族が必要な支援を受けられるよう、支援に積極的に取り組む民間支援団体等を周知するものとする。

(体制の整備)

第七条 県は、ひきこもり支援に関する施策の総合的な推進を図るため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

第八条 県は、ひきこもり支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 県は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じこの条例について見直しを行うものとする。

## 条 例

旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県条例第十五号

旅館業法施行条例の一部を改正する条例

旅館業法施行条例（昭和三十三年埼玉県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第三号ロを次のように改める。

ロ 原湯（浴用に使用した湯水を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。以下同じ。）、「原水（原湯の原料に用いる水及び浴槽水（浴槽内の湯水をいう。以下同じ。））」の温度を調整する目的で浴用に使用した湯水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。以下同じ。）、「上がり用湯（洗い場又はシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。以下同じ。）及び上がり用水（洗い場又はシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。以下同じ。）並びに浴槽水の水质は、規則で定める基準に適合するように管理すること。」

第五条第三号ニ中「上がり用湯及び上がり用水」を「上がり用湯及び上がり用水」に改め、同号ホ中「原湯を貯留する貯湯槽（以下この号ホにおいて「貯湯槽」という。）」を「貯湯槽（原湯等を貯留する槽をいう。以下同じ。）」に改め、同号ホ(1)中「すべての」を「全ての」に改め、同号ヘ中「循環ろ過器」を「ろ過器（浴槽水を再利用するため、浴槽水中の微細な粒子、繊維等を除去する装置をいう。以下同じ。）」に改め、同号ト中「循環ろ過器を」を「ろ過器を」に改め、同号ト(1)中「循環ろ過器」を「ろ過器」に改め、同号ト(2)中「循環ろ過器」を「ろ過器等」に改め、同号ト(3)中「集毛器」の下に「（浴槽水を再利用するため、浴槽水に混入した毛髪や比較的大きな異物を捕集する網状の装置をいう。第九条第四号ホ(3)、第十条第三号ホ(3)及び第十一条第一号ホ(3)において同じ。）」を加え、同号チを次のように改める。

チ 浴槽からあふれ出た湯水（以下「オーバーフロー水」という。）及びオーバーフロー水を回収する槽（以下「回収槽」という。）の湯水を浴用に使用しないこと。ただし、これにより難しい場合には、オーバーフロー水の還水管及び回収槽の内部の清掃及び消毒を頻繁に行うこととし、オーバーフロー水及び回収槽の湯水は浴槽水とは別に消毒すること。

第五条第三号ワ中「循環」を「循環ろ過」に、「ロからヌまで及びヲ」を「ロからヲまで及びヨ」に改め、同号ワを同号タとし、同号ヲを同号ヨとし、同号ルを同

号カとし、同号ヌ中「浴室の給湯栓又はシャワーへ送る湯の温度を調整する調整箱」を「調節箱（洗い場の湯栓又はシャワーに送る湯の温度を調節するための槽をいう。以下ヲにおいて同じ。）」に改め、同号ヌを同号フとし、同号フの次に次のように加える。

ワ シャワーは、毎週一回以上内部の水が置き換わるように通水することとし、シャワーヘッドとホースは定期的に点検し、毎年一回以上内部の汚れ及びスケールを洗浄及び消毒すること。

第五条第三号リ中「循環ろ過器でろ過した」を「浴用に使用した」に改め、同号リを同号ルとし、同号チの次に次のように加える。

リ 水位計配管は、毎週一回以上清掃することとし、必要に応じて消毒すること。

又 気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備（第九条第四号ト、第十条第三号ト及び第十一条第一号トにおいて「気泡発生装置等」という。）は、必要に応じて清掃及び消毒すること。

第九条第四号イ中「水道水以外の水を使用した」を削り、「上り用湯及び上り用水」を「上がり用湯及び上がり用水」に改め、同号ホを同号チとし、同号ニを次のように改め、同号ニを同号トとする。

ニ 気泡発生装置等については、次のとおりとすること。

(1) 二十四時間以上完全換水せずに循環ろ過している湯水を使用する浴槽については、気泡発生装置等を設置しないこと。

(2) 気泡発生装置等を設置する場合は、当該気泡発生装置等の空気取入口から土ぼこりが入らないような構造であること。

第九条第四号ハ中「循環ろ過器」を「ろ過器」に改め、同号ハ(1)中「すべての」を「全ての」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ホの次に次のように加える。

ヘ オーバーフロー水及び回収槽の湯水を浴用に使用する構造でないこと。ただし、これにより難しい場合には、オーバーフロー水の還水管及び回収槽は、内部の清掃及び消毒を容易に行うことができ、オーバーフロー水及び回収槽の湯水を浴槽水とは別に消毒できる構造であること。

第九条第四号ロを同号ニとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 配管内の湯水が完全に排水できる構造であること。

ハ 貯湯槽を設置する場合は、完全に排水できる構造であること。

第十条第三号イ中「水道水以外の水を使用した」を削り、「上り用湯及び上り用水」を「上がり用湯及び上がり用水」に改め、同号ホを同号チとし、同号ニを次のように改め、同号ニを同号トとする。

ニ 気泡発生装置等については、次のとおりとすること。

(1) 二十四時間以上完全換水せずに循環ろ過している湯水を使用する浴槽については、気泡発生装置等を設置しないこと。

(2) 気泡発生装置等を設置する場合は、当該気泡発生装置等の空気取入口から土ぼこりが入らないような構造であること。

第十条第三号ハ中「循環ろ過器」を「ろ過器」に改め、同号ハ(1)中「すべての」を「全ての」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ホの次に次のように加える。

ヘ オーバーフロー水及び回収槽の湯水を浴用に使用する構造でないこと。ただし、これにより難しい場合には、オーバーフロー水の還水管及び回収槽は、内部の清掃及び消毒を容易に行うことができ、オーバーフロー水及び回収槽の湯水を浴槽水とは別に消毒できる構造であること。

第十条第三号ロを同号ニとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 配管内の湯水が完全に排水できる構造であること。

ハ 貯湯槽を設置する場合は、完全に排水できる構造であること。

第十一条第一号イ中「水道水以外の水を使用した」を削り、「上り用湯及び上り用水」を「上がり用湯及び上がり用水」に改め、同号ホを同号チとし、同号ニを次のように改め、同号ニを同号トとする。

ニ 気泡発生装置等については、次のとおりとすること。

(1) 二十四時間以上完全換水せずに循環ろ過している湯水を使用する浴槽については、気泡発生装置等を設置しないこと。

(2) 気泡発生装置等を設置する場合は、当該気泡発生装置等の空気取入口から土ぼこりが入らないような構造であること。

第十一条第一号ハ中「循環ろ過器」を「ろ過器」に改め、同号ハ(1)中「すべての」を「全ての」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ホの次に次のように加える。

ヘ オーバーフロー水及び回収槽の湯水を浴用に使用する構造でないこと。ただし、これにより難しい場合には、オーバーフロー水の還水管及び回収槽は、内部の清掃及び消毒を容易に行うことができ、オーバーフロー水及び回収槽の湯水を浴槽水とは別に消毒できる構造であること。

第十一条第一号ロを同号ニとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 配管内の湯水が完全に排水できる構造であること。

ハ 貯湯槽を設置する場合は、完全に排水できる構造であること。

第十三条中「第五条第三号ヲ」を「第五条第三号ヨ」に改める。

## 附 則

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に旅館業法（昭和二十三年法律第三百三十八号）第三条第

一項本文の許可を受けている者の当該許可又は同項本文の許可の申請をしている者の当該申請に係る旅館業の施設の構造設備に改正後の第九条第四号ロ、ハ、ヘ及びト(1)、第十条第三号ロ、ハ、ヘ及びト(1)又は第十一条第一号ロ、ハ、ヘ及びト(1)の規定に適合しない部分がある場合においては、当該部分が変更されるまでの間は、当該部分に係る構造設備の基準については、これらの規定は適用せず、なお従前の例による。

## 条 例

公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県条例第十六号

公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

公衆浴場法施行条例（平成二十年埼玉県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第二号、第二十一号及び第二十八号」を「第一号ロ及びバラ並びに第二号チ」に改め、同条第三項中「別表第一第一号から第十一号まで、第十七号及び第二十九号から第三十三号まで」を「別表第一第一号イからリまで、ヨ及びム並びに第二号イからニまで及びヨからツまで」に改める。

第六条中「別表第一第一号、第二十八号ロ、第二十九号イ及び第三十一号」を「別表第一第一号イ、ラ(2)及びム(1)並びに第二号レ」に改める。

第七条中「別表第一第三十三号」を「別表第一第二号ツ」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第四条―第七条関係）

#### 一 施設設備

イ 浴室及び脱衣室は、男女別に設け、外部から及び男女各室相互に見通すことができないようにし、かつ、その出入口を男女別にすること。

ロ 玄関又はこれに類する場所には、通常の入浴者数に応じた十分な数の履物を保管することができる設備を設けること。

ハ 入浴者の利用しやすい場所に、男女別に客用便所を設け、これに流水式手洗設備を設けること。

ニ 浴室、脱衣室、客用便所その他の入浴者が直接利用する場所は、防虫設備を有する換気用設備（開放できる窓を含む。）を設けること。

ホ 入浴者の見やすい場所に、浴槽内に入る前には身体を洗うこと、浴槽水（浴槽内の湯水をいう。以下同じ。）の誤飲をしないこと、公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をしないこと等の注意事項並びに入浴料金及び営業時間を表示すること。

ヘ 浴場の施設内には、善良な風俗を害するおそれのある文書、絵画、写真等の物品を掲げ、又は備えないこと。

ト 浴室又は脱衣室には、一個以上の飲料水（水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第九項に規定する給水装置により供給される水その他飲用

に適する水をいう。)を供給する設備を設け、当該水は飲用に適するものである旨を表示すること。

チ 脱衣室の床には、耐水性材料を用いること。

リ 脱衣室には、通常の入浴者数に応じた十分な数の入浴者の衣類及び携帯品を保管することができるとする設備を設けること。

ヌ 浴室の床、周囲の腰張り及び浴槽には、耐水性材料を用いること。

ル 浴室は、床面を滑りにくい仕上げとともに、適当な勾配を設け、使用後の湯水が停滞することなく排出できる構造であること。

ヲ 浴室には、通常の入浴者数に応じた十分な数の上がり用湯（洗い場又はシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。ヨ並びに次号ニ及びへにおいて同じ。）栓及び上がり用水（洗い場又はシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。ヨ並びに次号ニ及びへにおいて同じ。）栓の設備を設けること。

ワ 浴室には、通常の入浴者数に応じた十分な数の腰掛けを備えること。

カ 浴室には、入浴者の見やすい位置に浴槽水の温度を明示する温度計を設けること。

ヨ 原湯（浴用に使用した湯水を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。以下同じ。）、原水（原湯の原料に用いる水及び浴槽水の温度を調整する目的で浴用に使用した湯水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。ソ及び次号ニにおいて同じ。）、上がり用湯及び上がり用水の水質は、規則で定める基準に適合していること。

タ 配管内の湯水が完全に排水できる構造であること。

レ 貯湯槽（原湯等を貯留する槽をいう。次号トにおいて同じ。）を設置する場合は、完全に排水できる構造であること。

ソ 飲用に適さない原湯又は原水を浴槽水面上部から浴槽に落とし込むときは、その流出口付近に当該原湯又は原水は飲用に適さないものである旨の表示をする事。

ツ ろ過器（浴槽水を再利用するため、浴槽水中の微細な粒子、繊維等を除去する装置をいう。以下同じ。）を設置して浴槽水をろ過する場合は、次のとおりとすること。

(1) ろ過器の一時間当たりの処理能力は、当該ろ過器から湯水の供給を受ける全ての浴槽の容量の数値を加えて得た数値以上の量であること。

(2) ろ過器のろ材は、逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難しい場合には、ろ材の交換が適切に行える構造であること。

(3) ろ過器に毛髪等が混入しないように浴槽水がろ過器に流入する前の位置に集毛器（浴槽水を再利用するため、浴槽水に混入した毛髪や比較的大きな異物を捕集する網状の装置をいう。次号又(3)において同じ。）を設けること。

(4) 循環する湯水を浴槽に供給する部分が浴槽の底部に設けられている等の入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつ吸飲等を防止するための措置が講じられた構造であること。

(5) 浴槽水の消毒に薬剤を用いる場合は、その薬剤の注入口又は投入口は、当該浴槽水がろ過器に流入する直前の位置に設けること。

ネ 浴槽からあふれ出た湯水（以下ネ及び次号ルにおいて「オーバーフロー水」という。）及びオーバーフロー水を回収する槽（以下ネ及び次号ルにおいて「回収槽」という。）の湯水を浴用に使用する構造でないこと。ただし、これにより難しい場合には、オーバーフロー水の還水管及び回収槽は、内部の清掃及び消毒を容易に行うことができ、オーバーフロー水及び回収槽の湯水を浴槽水とは別に消毒できる構造であること。

ナ 気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備（以下ナ及び次号ワにおいて「気泡発生装置等」という。）については、次のとおりとすること。

(1) 二十四時間以上完全換水せずに循環ろ過している湯水を使用する浴槽については、気泡発生装置等を設置しないこと。

(2) 気泡発生装置等を設置する場合は、当該気泡発生装置等の空気取入口から土ぼこりが入らないような構造であること。

ラ 屋外に浴槽を設ける場合は、イからナまでの規定に準ずるほか、次のとおりとすること。

(1) 屋外の浴槽に附帯する通路等は、浴室、脱衣室等屋内の保温されている部分から直接出入りする構造であること。

(2) 屋外の浴槽及びこれに附帯する通路等（以下(2)において「屋外浴槽等」という。）は、男女別に設け、かつ、外部から及び男女各屋外浴槽等相互に見通すことができないようにすること。

(3) 屋外の浴槽水が屋内の浴槽水に流入する構造でないこと。

ム サウナ室を設ける場合は、次のとおりとすること。

(1) サウナ室、入浴者用の休憩場所及びサウナ室に附帯する通路等（以下(1)において「サウナ室等」という。）は、男女別に設け、かつ、外部から及び男女各サウナ室等相互に見通すことができないようにすること。



- (2) サウナ室の床面、内壁及び天井には、必要に応じて耐熱性材料を用いること。
- (3) サウナ室の床面は、隙間がなく、清掃が容易に行える構造とし、必要に応じて排水が容易に行えるように適当な勾配及び排水口を設けること。
- (4) サウナ室は、換気を適切に行える構造であること。
- (5) サウナ室には、必要に応じて非常用ブザー等を入浴者の見やすい位置に設けること。
- (6) サウナ室には、入浴者の見やすい位置に温度計を設け、必要に応じて湿度計を設けること。

## 二 衛生管理

- イ 浴室、脱衣室、客用便所その他の入浴者が直接利用する場所は、換気を十分にを行い、床面は二十ルクス以上の照度を保つこと。
- ロ 浴場の施設は、常に清潔を保ち、毎日一回以上清掃すること。ただし、ろ過器を設置して浴槽水をろ過する浴槽にあつては、毎週一回以上清掃すること。
- ハ 浴場の施設は、ねずみ、衛生害虫等の生息状況等について毎月一回以上点検し、その結果に応じた適切な措置を講ずること。
- ニ 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水並びに浴槽水の水質は、規則で定める基準に適合するように管理すること。
- ホ 浴槽水は、規則で定めるところにより水質検査を行い、その記録を三年間保存すること。
- ヘ 上がり用湯及び上がり用水には、浴用に使用した湯水を使用しないこと。
- ト 貯湯槽を設置する場合は、次のとおりとすること。
  - (1) 貯湯槽内の原湯の温度を、通常の使用状態において、原湯の補給口、底部等全ての箇所において摂氏六十度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏五十五度以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合には、貯湯槽内の原湯の消毒を行うこと。
  - (2) 定期的に貯湯槽内の生物膜の状況を監視し、生物膜の除去を行うために貯湯槽内の清掃及び消毒を行うこと。
- チ 浴槽には、営業時間中常に湯水が満ちているようにすること。
- リ 浴槽水は、毎日完全に換水すること。ただし、ろ過器を設置して浴槽水をろ過する浴槽にあつては、毎週一回以上完全に換水すること。
- ヌ ろ過器を設置して浴槽水をろ過する場合は、次のとおりとすること。
  - (1) ろ過器は、毎週一回以上、逆洗浄その他の適切な方法で生物膜等の汚れ

を除去するとともに適切な方法で消毒すること。

(2) 湯水を浴槽とろ過器等との間で循環させるための配管は、毎週一回以上消毒し、必要に応じて付着した生物膜を適切な方法で除去すること。

(3) 集毛器は、毎日一回以上清掃すること。

(4) 浴槽水は、規則で定めるところにより消毒すること。

(5) 消毒装置の維持管理を適切に行うこと。

ル オーバーフロー水及び回収槽の湯水を浴用に使用しないこと。ただし、これにより難しい場合には、オーバーフロー水の還水管及び回収槽の内部の清掃及び消毒を頻繁に行うこととし、オーバーフロー水及び回収槽の湯水は浴槽水とは別に消毒すること。

ヲ 水位計配管は、毎週一回以上清掃することとし、必要に応じて消毒すること。

ワ 気泡発生装置等は、必要に応じて清掃及び消毒すること。

カ 打たせ湯には、浴用に使用した湯水を使用しないこと。

ヨ 調節箱（洗い場の湯栓又はシャワーに送る湯の温度を調節するための槽をいう。以下ヨにおいて同じ。）を設ける場合は、当該調節箱を定期的に清掃すること。

タ シャワーは、毎週一回以上内部の水が置き換わるように通水することとし、シャワーヘッドとホースは定期的に点検し、毎年一回以上内部の汚れ及びスケールを洗浄及び消毒すること。

レ 七歳以上の男女を混浴させないこと。

ソ タオル、くし等を入浴者に貸与する場合は未使用のもの又は消毒したものとし、かみそりを入浴者に貸与する場合は未使用のものとすること。

ツ 営業者は、自主管理を行うため、施設の配置図、給排水の配管図等浴場の構造設備に係る図面を備えるとともに、自主管理の手引書及び点検表を作成して従業員に周知徹底させ、営業者又は従業員のうちから日常の衛生管理に係る責任者を選任すること。

別表第二を次のように改める。

別表第二（第五条関係）

#### 一 施設設備

イ 個室の有効面積は、おおむね八・二五平方メートル以上とすること。

ロ 個室は、脱衣場所と入浴場所との境を透明材料で区画し、その出入口から内部を見通すことができる構造であること。

ハ 個室の出入口の扉等には、適当な位置に内部を見通すことができる窓を設

けてこれを有効に保ち、鍵を付けないこと。

ニ 個室には、サウナ室又は使用のために浴槽水を換水することができ、浴槽を設け、かつ、サウナ室のみを設ける場合にあっては、シャワーを設けること。

## 二 衛生管理

イ 入浴者に使用させる布片類は、常に清潔を保ち、入浴者一人ごとに取り替えること。

ロ 従業員には、風紀を乱すおそれのある服装又は行為をさせないこと。

## 附 則

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定（同表第二号レに係る部分に限る。）は、同年十月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に公衆浴場法（昭和二十三年法律第三百三十九号）第二条第一項の許可を受けている者の当該許可又は同項の許可の申請をしている者の当該申請に係る公衆浴場に改正後の別表第一号タ、レ、ネ及びナ(1)の規定に適合しない部分がある場合においては、当該部分に変更されるまでの間は、当該部分に係る衛生及び風紀に必要な措置の基準については、これらの規定は適用せず、なお従前の例による。

## 条 例

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県条例第十七号

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例（平成十四年埼玉県条例第七十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に、「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に、「第四章 ふぐ提供施設（第二十一条・第二十二条）」を「第四章 削除」に改める。

第二条第一号中「ふぐの調理」を「ふぐの処理」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に、「ふぐの調理」を「ふぐの処理」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号中「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に、「ふぐの調理」を「ふぐの処理」に改め、「及びふぐの提供」を削り、同号を同条第三号とし、同条第五号を削り、同条第六号中「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に改め、同号を同条第四号とする。

第二章の章名を次のように改める。

#### 第二章 ふぐ処理者

第三条の見出しを「（ふぐ処理者免許）」に改め、同条第一項中「ふぐ調理師に」を「ふぐ処理者に」に、「ふぐ調理師免許」を「ふぐ処理者免許」に、同条第二項第一号中「ふぐ調理師試験」を「ふぐ処理者試験」に改める。

第四条の見出しを「（ふぐ処理者試験）」に改め、同条中「ふぐ調理師試験」を「ふぐ処理者試験」に、「ふぐ調理師として」を「ふぐ処理者として」に改める。

第五条を次のように改める。

#### 第五条 削除

第六条第一号及び第二号中「ふぐの調理」を「ふぐの処理」に改め、同条第三号中「第十条第一項第四号」を「第十条第一項第三号」に改める。

第七条中「ふぐ調理師免許証」を「ふぐ処理者免許証」に改める。

第八条第一項中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に、「き損」を「毀損」に改め、同条第三項中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に改める。

第九条中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に、「失そう」を「失踪」に改める。

第十条第一項中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に改め、同項第一号を削り、同項中第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第二項

及び第三項中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に改める。

第十一条の見出し中「ふぐの調理」を「ふぐの処理」に改め、同条中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に、「ふぐの調理」を「ふぐの処理」に、「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に改める。

第十二条の見出し中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に改め、同条第一項中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に改め、同項第一号中「第二十三条第一項ただし書」を「第二十三条ただし書」に、「ふぐの調理」を「ふぐの処理」に改め、同項第二号中「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に、「ふぐの調理」を「ふぐの処理」に改め、同項第三号イ及びニ(2)中「ふぐの調理」を「ふぐの処理」に改め、同項第四号イ中「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に改め、同条第二項及び第三項中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に改める。

第三章の章名を次のように改める。

### 第三章 ふぐ処理施設及び営業者

第十三条（見出しを含む。）中「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に改める。

第十四条の見出し中「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に改め、同条第一項中「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理者」に改め、同条第二項中「ふぐ取扱施設の」を「ふぐ処理施設の」に、「ふぐ取扱施設認定書」を「ふぐ処理施設認定書」に改める。

第十五条第一項各号列記以外の部分中「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に改め、同項第三号中「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に、「ふぐの調理」を「ふぐの処理」に、「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に改め、同条第三項各号列記以外の部分中「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に、「ふぐの調理」を「ふぐの処理」に改め、「若しくはふぐの提供」を削り、同項第一号から第三号までの規定中「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に、「すべての専任のふぐ調理師」を「全ての専任のふぐ処理者」に改め、同項第四号中「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に改める。

第十七条第一項中「き損」を「毀損」に改める。

第十八条中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に改める。

第十九条第一号中「失そう」を「失踪」に改め、同条第五号中「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に改める。

第二十条第一項中「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に、「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に、「ふぐの調理」を「ふぐの処理」に改め、同条第三項中「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に改める。

第四章を次のように改める。

#### 第四章 削除

##### 第二十一条及び第二十二条 削除

第二十三条第一項中「ふぐの調理」を「ふぐの処理」に、「ふぐ調理師、営業者及び次項の規定により届出を行った者が次に掲げる者に」を「次に掲げる者が」に改め、「ものを」の下に「それらの者に」を加え、同項第一号中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に改め、同条第二項を削る。

第二十五条第一項中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に、「、営業者又は第二十条第一項の規定による届出をした者」を「又は営業者」に、「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に改め、「若しくはふぐ提供施設」を削る。

第二十六条第一号中「ふぐ調理師免許申請手数料」を「ふぐ処理者免許申請手数料」に、同条第二号中「ふぐ調理師試験を」を「ふぐ処理者試験を」に、「ふぐ調理師試験手数料」を「ふぐ処理者試験手数料」に改め、同条第三号中「ふぐ調理師免許証再交付申請手数料」を「ふぐ処理者免許証再交付申請手数料」に改め、同条第四号中「ふぐ取扱施設の」を「ふぐ処理施設の」に、「ふぐ取扱施設認定申請手数料」を「ふぐ処理施設認定申請手数料」に改め、同条第五号中「ふぐ取扱施設認定書交付申請手数料」を「ふぐ処理施設認定書交付申請手数料」に改め、同条第六号中「ふぐ取扱施設認定書再交付申請手数料」を「ふぐ処理施設認定書再交付申請手数料」に改める。

第二十八条第三号中「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に改める。

第三十条中第四号を削り、第五号を第四号とする。

第三十一条中「、第四号及び第五号」を「及び第四号」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、目次の改正規定（「第四章 ふぐ提供施設（第二十一条・第二十二条）」を「第四章 削除」に改める部分に限る。）、第二条第二号を削る改正規定、同条第三号の改正規定（同号を同条第二号とする部分に限る。）、同条第四号の改正規定（「及びふぐの提供」を削る部分及び同号を同条第三号とする部分に限る。）、同条第五号を削る改正規定、同条第六号の改正規定（同号を同条第四号とする部分に限る。）、第十二条第一項第一号の改正規定（「第二十三条第一項ただし書」を「第二十三条ただし書」に改める部分に限る。）、第十五条第三項各号列記以外の部分の改正規定（「若しくはふぐの提供」を削る部分に限る。）、第四章の改正規定、第二十三条第一項の改正規定（「ふぐ調理師、営業者及び次項の規定により届出を行った者が次に掲げる者に」を「次に掲げる者が」に改める部分及び「ものを」の下に

「それらの者に」を加える部分に限る。）、同条第二項を削る改正規定、第二十五条第一項の改正規定（「、営業者又は第二十一条第一項の規定による届出をした者」を「又は営業者」に改める部分及び「若しくはふぐ提供施設」を削る部分に限る。）、第三十条及び第三十一条の改正規定並びに附則第七項及び第八項の規定は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例（以下「旧条例」という。）第三条第一項の規定によりふぐ調理師免許を受けている者は、改正後の埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例（以下「新条例」という。）第三条第一項の規定によりふぐ処理者免許を受けた者とみなす。

3 この条例の施行の際現に旧条例第四条のふぐ調理師試験に合格している者は、新条例第四条のふぐ処理者試験に合格した者とみなす。

4 この条例の施行の際現に旧条例第七条の規定により交付を受けているふぐ調理師免許証は、新条例第七条の規定により交付を受けたふぐ処理者免許証とみなす。

5 この条例の施行の際現に旧条例第十三条の規定により認定を受けているふぐ取扱施設は、新条例第十三条の規定により認定を受けたふぐ処理施設とみなす。

6 この条例の施行の際現に旧条例第十四条第二項の規定により交付を受けているふぐ取扱施設認定書は、新条例第十四条第二項の規定により交付を受けたふぐ処理施設認定書とみなす。

7 附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部改正）

8 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年埼玉県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

別表第百十三項中第二号を削り、第三号を第二号とする。

# 条例

埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

## 埼玉県条例第十八号

埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例

埼玉県産業技術総合センター条例（平成十四年埼玉県条例第八十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表第一項中ヨを削り、タをヨとし、レからウまでをタからムまでとし、同表第五項中テを削り、エをテとし、ヨからコまでをタからエまでとし、カの次に次のように加える。

ヨ 画像解析付粒度分布測定装置	一時間	六〇〇円
-----------------	-----	------

別表第一第一号の表第六項中ワを削り、カをワとし、ヨからムまでをカからラまでとする。

(18) 味覚センサーによる分析	酸味、塩味、苦味、旨味及び渋味測定	一試料	一四、三〇〇
	酸味、塩味、苦味、旨味及び渋味測定	一測定	〇円を加える
(17) アルコールアナライザによる定量分析	一試料	一測定	二、四二〇
	一測定	一測定	
(16) X線回折装置による分析	一試料	一測定	九、七七〇
	一測定	一測定	
(15) 熱分析装置による分析	一試料	一測定	三、八八〇
	一測定	一測定	
(14) 赤外分光光度計による分析	一試料	一測定	四、七八〇
	一測定	一測定	
(13) イオンクロマトグラフによる分析	一試料	一測定	一四、八〇〇
	一測定	一測定	
(12) 液体クロマトグラフ質量分析装置による分析	一試料	一測定	二〇、三〇〇
	一測定	一測定	
(11) 酸味、塩味、苦味、旨味及び渋味測定	一試料	一測定	一四、三〇〇
	一測定	一測定	〇円を加える

別表第二第一号の表第一項中



円 円 円 円 円 円 円 円

を

(12) 高速液体クロマトグラフによる分析	定性分析	一試料	一一、〇〇〇円
	定量分析	一試料	一三、〇〇〇円 （一成分を増すごとに二、〇四〇円を加える。）
(13) 液体クロマトグラフ質量分析装置による分析	一試料	二〇、三〇〇円	
	一測定		
(14) イオンクロマトグラフによる分析	一試料	一四、八〇〇円	
	一測定		
(15) 赤外分光光度計による分析	一試料	四、七八〇円	
	一測定		
(16) 熱分析装置による分析	一試料	三、八八〇円	
	一測定		
(17) X線回折装置による分析	一試料	九、七七〇円	
	一測定		
(18) アルコールアナライザによる定量分析	一試料	二、四二〇円	
	一測定		
(19) 味覚センサによる分析	酸味、塩味、苦味、旨味	一試料	一四、三〇〇円 （一試料を増すごとに四、三七〇円を加える。）
	苦味、旨味、渋味及び甘味測定	一試料	一九、八〇〇円 （一試料を増すごとに五、一九〇円を加える。）

味測定

〇円を加える

に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

## 条 例

埼玉県新型コロナウイルス感染症対策推進基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県条例第十九号

埼玉県新型コロナウイルス感染症対策推進基金条例の一部を改正する条例

埼玉県新型コロナウイルス感染症対策推進基金条例（令和二年埼玉県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「令和八年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 条 例

埼玉県特別県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県条例第二十号

埼玉県特別県営住宅条例の一部を改正する条例

埼玉県特別県営住宅条例（昭和四十二年埼玉県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第二号中「又は」を「、」に改め、「なつたこと」の下に「又は既存入居者が特別県営住宅の用途の廃止により当該特別県営住宅の明渡しをすること」を加える。

第七条を次のように改める。

第七条 特別県営住宅の家賃の月額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 県営住宅条例第六条第一項各号の条件を具備する者又は県営住宅条例第七条第一項の規定により県営住宅に入居することができる者 毎年度、県営住宅条例第十七条第一項に規定する方法に準じて知事が定める額（この場合において、同項中「近傍同種の住宅の家賃」とあるのは、「埼玉県特別県営住宅条例第七条第二号の規定により定める家賃」とする。）

二 前号に掲げる者以外の者 次の表の下欄に掲げる基準額からそれぞれの近傍同種の住宅の家賃（毎年度、県営住宅条例第十七条第二項に規定する方法に準じて知事が定める額をいう。）を控除して得た額（当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。）の合計額を平均して得た額（当該平均して得た額に百円未満の端数があるとき、又は当該平均して得た額の全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた額とする。）を基準額からそれぞれ控除して得た額

住宅の種類	入居開始年度		基 準 額
	昭和四十二年	昭和四十四年	
甲種住宅	昭和四十四年度	三六、六〇〇円	
	昭和四十二年	三七、二〇〇円	
乙種住宅	昭和四十四年度	三四、七〇〇円	
	昭和四十二年	三五、一〇〇円	
丙種住宅	昭和四十二年	三三、一〇〇円	

第八条第一項中「県営住宅条例第八条」を「公営住宅法第三十五条、第三十九条及び第四十二条、県営住宅条例第八条」に、「第十九条」を「第十八条」に改め、「第三十九条」の下に「から第四十条の二まで」を加え、同条第三項中「、第十三条、第十四条、第十五条、第十六条」を「から第十六条まで」に、「、第二十九条、第二十九条の二」を「から第二十九条の二まで」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第六条の改正規定及び第八条の改正規定（「第十九条」を「第十八条」に改める部分を除く。） 公布の日
- 二 第八条の改正規定（「第十九条」を「第十八条」に改める部分に限る。） 令和四年七月一日

## 条 例

埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県条例第二十一号

埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例

埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第一項中「七百二十三人」を「七百二十六人」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

## 条 例

埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県条例第二十二号

埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県学校職員定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表を次のように改める。

	学校種別	職員種別
その他の職員	県立高等学校及び市町村立高等学校（定時制の課程に限る。）	七、八五〇 人
	県立及び市町村立の特別支援学校	四、三六二 人
	県立中学校及び市町村立中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）	九、六九五 人
	市町村立小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）	一六、七二一 人
	その他の職員	一、三八二 人
	その他の職員	四八九 人
	その他の職員	五一〇 人
	その他の職員	九九九 人

### 附 則

- 1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。
- 2 改正後の第二条第一項の規定の適用については、令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間は、同項の表中「七、八五〇人」とあるのは「七、九一三人」と、「九、六九五」とあるのは「九、七九九」とする。

## 条 例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県条例第二十三号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和二十九年埼玉県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表幸手警察署の項中「伊坂」の下に「、伊坂北一丁目、伊坂北二丁目、伊坂中央一丁目、伊坂中央二丁目、伊坂南一丁目、伊坂南二丁目、伊坂南三丁目」を、「松永」の下に「、松永一丁目」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 条 例

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県条例第二十四号

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部改正

第一条 埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例（平成十二年埼玉県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「金額の欄ロ」の下に「、又及びカ」を加え、「及び同欄又に掲げる講習」を削る。

別表第六号の表第六号中「千八百円」を「千六百元」に改める。

別表第七号の表第六号の二中「第九十七条の二第一項第三号イ」の下に「若しくはロ」を加え、「以下この表」を「次号」に、「千四百円」を「千四百五十円」に、「八百円」を「千二百円」に改め、同表第六号の三中「七百五十円」を「千五十円」に改め、同号の次に次の一号を加える。

六の四 道路交通法第九十七条の二第一項第三号イ若しくはハ又は第一百一条の四第三項の規定に基づく運転技能検査	運転技能検査手数料	三千五百五十円
---	-----------	---------

別表第七号の表第十四号ヲを次のように改める。

ヲ 同法第一百八条の二第一項第十二号に掲げる講習

- (1) 同法第七十一条の五第三項に規定する普通自動車対応免許（以下この号及び次号において「普通自動車対応免許」という。）を受けている者（同法第九十七条の二第一項第三号イ及びハに掲げる者並びに同法第一百一条の四第三項の規定の適用を受ける者を除く。）に対する講習  
六千四百五十円

- (2) 普通自動車対応免許を受けている者（同法第九十七条の二第一項第三号イ若しくはハに掲げる者又は同法第一百一条の四第三項の規定の適用を受ける者に限る。）又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であって普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習  
二千九百円



別表第七号の表第十四号カ中「第八十条の二第一項第十四号」を「第八十条の二第一項第十五号」に改め、同号カを同号ヨとし、同号ワの次に次のように加える。

カ 同法第八十条の二第一項第十四号に掲げる講習

講習一時間につき

二千二百五十円

別表第七号の表第十五号中ロからチまでを削り、同号イ中「運転免許に係る講習等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第四号。以下「講習規則」という。）第一条」を「講習規則第二条」に改め、同号イを同号ロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 運転免許に係る講習等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第四号。以下この号において「講習規則」という。）第一条で定める基準に適合する講習

六千四百五十円（普通自動車対応免許以外のもののみを受けようとし、又は受けている者及び道路交通法施行令第三十四条の三第四項又は第三十七条の六の三の基準に該当する者に対する講習にあつては、二千九百円）

別表第七号の表第十六号中「又は第八十条の三の二」を「第八十条の三の二又は第八十条の三の三」に改める。

埼玉県証紙条例の一部改正

第二条 埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

別表埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例（平成十二年埼玉県条例第五十四号）の項第三十八号の三の次に次の一号を加える。

三十八の四 運転技能検査手数料

別表埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例（平成十二年埼玉県条例第五十四号）の項第四十六号中「金額の欄ロ」の下に「、又及びカ」を加え、「及び同欄又に掲げる講習」を削る。

附 則

この条例は、令和四年五月十三日から施行する。ただし、第一条中別表第六号の表第六号の改正規定は、令和四年四月一日から施行する。

# 規則

知事の所管する条例等の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

## 埼玉県規則第十七号

知事の所管する条例等の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

第一条 知事の所管する条例等の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十八年埼玉県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一埼玉県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年埼玉県条例第六十四号）の項の次に次のように加える。

埼玉県被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例（令和元年埼玉県条例第二十二号）	第二十八条第七号（第三十五条第一項において準用する場合を含む。）
---	----------------------------------

別表第一の三埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例（平成十四年埼玉県条例第七十八号）の項の次に次のように加える。

埼玉県被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例	第十一条第一項及び第二項（第三十五条第一項において準用する場合を含む。）、第三十二条第二項（第三十五条第一項において準用する場合を含む。）並びに第三十三条第二項（第三十五条第一項において準用する場合を含む。）
-------------------------------------	--

別表第二の一に次のように加える。

埼玉県被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例

第二十八条第七号（第三十五条第一項において準用する場合を含む。）及び第三十八条

別表第二の二埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例の項の次に次のように加える。

埼玉県被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例

第十一条第一項及び第二項（第三十五条第一項において準用する場合を含む。）、第三十二条第二項（第三十五条第一項において準用する場合を含む。）並びに第三十三条第二項（第三十五条第一項において準用する場合を含む。）

別表第四の一に次のように加える。

埼玉県被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例

第三十八条

第二条 知事の所管する条例等の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第一の一旅館業法施行条例（昭和三十三年埼玉県条例第十四号）の項中「第五条第三号ヲ」を「第五条第三号ヨ」に改め、同表公衆浴場法施行条例（平成二十年埼玉県条例第十九号）の項中「別表第一第三十三号」を「別表第一第二号ツ」に改める。

別表第一の二公衆浴場法施行条例の項中「別表第一第十八号」を「別表第一第二号ホ」に改める。

別表第一の三埼玉県被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例の項中「及び第二項（第三十五条第一項において準用する場合を

む。）」の下に「第十三条第五項」を加える。

別表第二の一旅館業法施行条例の項中「第五条第三号ヲ」を「第五条第三号ヨ」に改め、同表公衆浴場法施行条例の項中「別表第一第三十三号」を「別表第一第二号ツ」に改める。

別表第二の二埼玉県被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例の項中「及び第二項（第三十五条第一項において準用する場合を含む。）」の下に「第十三条第五項」を加える。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和四年四月一日から施行する。

## 規則

埼玉県個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第十八号

埼玉県個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 埼玉県個人番号の利用等に関する条例施行規則（平成三十年埼玉県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第五条中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 生活保護法第五十五条の八第一項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務

第六条を次のように改める。

第六条 削除

第十六条中「当該申請を行う者」を「当該生徒等」に改める。

第十八条第一号中「及び第二十条」を「及び第二十一条」に改め、同号ヲを同号ワとし、同号ルの次に次のように加える。

ヲ 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実に関する法律（昭和四十一年法律第三百三十二号）第十八条第二号の求職者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金の支給（知事が行うものに限る。）に関する情報

第十八条第二号から第六号までの規定中「ワまで」を「ワまで」に改める。

第十九条第九号及び第二十四号中「第二十一条」を「第二十二条」に改め、同条に次の二号を加える。

三十三 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第四条の高等学校等就学支援金（同法第三条第一項の高等学校等就学支援金をいう。第二十八条第三号において「就学支援金」という。）の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者の保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報

三十四 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第十七条の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者の保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報

第二十条第一号中「療育手帳」の下に「（知的障害者（知的障害のある児童を

含む。) に対して交付する手帳であつて、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。以下同じ。) を加える。

第二十五条中「当該申請を行う者」を「当該生徒等」に改める。

第二十八条に次の二号を加える。

三 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第四条の就学支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者の保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報

四 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第十七条の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者の保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報

第二条 埼玉県個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第六条及び第七条を次のように改める。

第六条 条例別表第一の五の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。

一 肝炎対策基本法（平成二十一年法律第九十七号）第二条第三号に規定する肝炎患者等（以下この条において「肝炎患者等」という。）に対する肝炎治療のための医療費助成（以下この条において「肝炎治療医療費助成」という。）に係る医療費の支給に関する事務

二 肝炎患者等に対する肝炎治療医療費助成の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

三 肝炎患者等に対する肝炎治療医療費助成に係る受給者証の交付、再交付又は返還に関する事務

四 肝炎患者等に対する肝炎治療医療費助成の申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

五 肝炎患者等に対する肝炎検査のための検査費用助成の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務

第七条 条例別表第一の六の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。

一 埼玉県特別県営住宅条例（昭和四十二年埼玉県条例第二十四号。以下「特別県営住宅条例」という。）第七条及び特別県営住宅条例第八条第一項において準用する埼玉県県営住宅条例（昭和三十四年埼玉県条例第四十二号。以下「県営住宅条例」という。）第十八条第一項並びに特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する県営住宅条例第十七条第一項、第十八条第一

- 項及び第三十三条第一項の収入の申告の受理、その申告に係る事実についての審査又はその申告に対する応答に関する事務
- 二 特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する県営住宅条例第十七条第三項及び第三十三条第二項の収入の把握に関する事務
- 三 特別県営住宅条例第八条第一項において準用する県営住宅条例第十九条及び第二十一条第一項後段並びに特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する県営住宅条例第十九条（県営住宅条例第十六条の二第五項及び県営住宅条例第三十五条第二項において準用する県営住宅条例第二十九条の二第七項において準用する場合を含む。）及び県営住宅条例第二十一条第一項後段の家賃、金銭若しくは敷金の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 四 特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する県営住宅条例第二十一条第一項前段の敷金の徴収に関する事務
- 五 特別県営住宅条例第八条第一項において準用する県営住宅条例第十九条及び第二十一条第一項後段並びに特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する県営住宅条例第十九条（県営住宅条例第十六条の二第五項及び県営住宅条例第三十五条第二項において準用する県営住宅条例第二十九条の二第七項において準用する場合を含む。）及び県営住宅条例第二十一条第一項後段の家賃、金銭若しくは敷金の徴収猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 六 特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する県営住宅条例第八条の入居の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務
- 七 特別県営住宅条例第八条第一項及び第八条の二第一項において準用する県営住宅条例第十五条及び第十六条の知事の承認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 八 特別県営住宅条例第八条第一項において準用する県営住宅条例第四十三条第一項及び第四項並びに特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する県営住宅条例第三十五条第一項並びに第四十三条第一項及び第四項の明渡し請求に関する事務
- 九 特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する県営住宅条例第三十六条第一項の家賃の決定又は県営住宅条例第三十五条第二項において準用する県営住宅条例第二十九条の二第六項の金銭の徴収に関する事務
- 十 特別県営住宅条例第八条の二第二項において準用する県営住宅条例第三十

五条第二項において準用する県営住宅条例第二十九条の二第五項の期限の延長の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答に関する事務

十一 特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する県営住宅条例第三十七条のあつせん等に関する事務

十二 特別県営住宅条例第八条第一項及び第八条の二第一項において準用する県営住宅条例第三十九条第一項の収入状況の報告の請求等に関する事務

第十八条第一号中「第二十一条」を「第二十二条」に改め、同号ト中「又は」を「(第二十一条において「就労自立給付金支給関係情報」という。)又は」に改める。

第十九条第九号中「第二十二条」を「第二十三条」に改め、「就労自立給付金の支給に関する情報(以下この条)の下に「及び第二十一条」を加え、同条第二十四号中「第二十二条」を「第二十三条」に改め、同条第三十三号中「第二十八条第三号」を「第二十九条第三号」に改める。

第二十八条を第二十九条とし、第二十一条から第二十七条までを一条ずつ繰り下げ、第二十条の次に次の一条を加える。

第二十一条 条例別表第二の六の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 特別県営住宅条例第七条及び特別県営住宅条例第八条第一項において準用する県営住宅条例第十八条第一項並びに特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する県営住宅条例第十七条第一項及び第三項、第十八条第一項並びに第三十三条第一項及び第二項の家賃の決定に関する事務 当該決定に係る特別県営住宅条例第二条第一号の特別県営住宅(以下この条において「特別県営住宅」という。)の入居者又はその同居者に係る次に掲げる情報

イ 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報

ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報

ハ 療育手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

二 特別県営住宅条例第八条第一項において準用する県営住宅条例第十九条及び第二十一条第一項後段並びに特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する県営住宅条例第十九条(県営住宅条例第十六条の二第五項及び県営住宅条例第三十五条第二項において準用する県営住宅条例第二十九条の二第



七項において準用する場合を含む。）及び県営住宅条例第二十一条第一項後段の家賃、金銭又は敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした特別県営住宅の入居者又はその同居者に係る前号イからハまでに掲げる情報、生活保護実施関係情報又は就労自立給付金支給関係情報及び外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金支給関係情報

三 特別県営住宅条例第八条第一項において準用する県営住宅条例第十九条及び第二十一条第一項後段並びに特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する県営住宅条例第十九条（県営住宅条例第十六条の二第五項及び県営住宅条例第三十五条第二項において準用する県営住宅条例第二十九条の二第七項において準用する場合を含む。）及び県営住宅条例第二十一条第一項後段の家賃、金銭又は敷金の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした特別県営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからハまでに掲げる情報、生活保護実施関係情報又は就労自立給付金支給関係情報及び外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金支給関係情報

四 特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する県営住宅条例第八条の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務 当該申込みをした者又はその者と同居しようとする者に係る第一号イからハまでに掲げる情報、生活保護実施関係情報又は就労自立給付金支給関係情報及び外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金支給関係情報

五 特別県営住宅条例第八条第一項及び第八条の二第一項において準用する県営住宅条例第十五条の知事の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした特別県営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからハまでに掲げる情報及び生活保護実施関係情報又は外国人生活保護実施関係情報並びに同条の規定により同居させようとする者に係る第一号イからハまでに掲げる情報、生活保護実施関係情報又は就労自立給付金支給関係情報及び外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金支給関係情報

六 特別県営住宅条例第八条第一項及び第八条の二第一項において準用する県営住宅条例第十六条の知事の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る特別県営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからハまでに掲げる情報、生活保護実施関係情報又は就労自立給付金支給関係情報及び外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金支給関係情報

七 特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する県営住宅条例第三十

五条第一項の明渡しの請求に関する事務 当該請求に係る特別県営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからハまでに掲げる情報

八 特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する県営住宅条例第三十条第二項において準用する県営住宅条例第二十九条の二第五項の明渡しに係る期限の延長の申出に係る事実についての審査に関する事務 当該申出をした特別県営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからハまでに掲げる情報、生活保護実施関係情報又は就労自立給付金支給関係情報及び外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金支給関係情報

九 特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する県営住宅条例第三十条のあっせん等に関する事務 当該あっせん等に係る特別県営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからハまでに掲げる情報

十 特別県営住宅条例第八条第一項及び第八条の二第一項において準用する県営住宅条例第四十三条第一項及び第四項の明渡しの請求に関する事務 当該請求に係る特別県営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからハまでに掲げる情報、生活保護実施関係情報又は就労自立給付金支給関係情報及び外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金支給関係情報

#### 附 則

この規則は、令和四年七月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。

## 規則

建設業及び不動産鑑定業者の許可証明等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第十九号

建設業及び不動産鑑定業者の許可証明等に関する規則の一部を改正する規則  
建設業及び不動産鑑定業者の許可証明等に関する規則（昭和三十九年埼玉県規則  
第九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「登録の証明等」を「登録の証明」に改める。

第二条中「第七号又は第八号の証明等を受けようとする者は当該各号」を「第七  
号の証明を受けようとする者は同号」に改め、同条第八号を削る。

様式第一号及び様式第二号中「㊦」を削る。

	「
様式第七号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」	番
	号
	※

及び「※印欄は、記入しないこと。」を削る。

様式第八号を削る。

### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の建設業及び不動産鑑定業者の許可証明等に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

## 規 則

地方公営企業法第三十九条第二項に規定する知事が定める職を指定する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第二十号

地方公営企業法第三十九条第二項に規定する知事が定める職を指定する規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第三十九条第二項に規定する知事が定める職を指定する規則（昭和四十年埼玉県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第三号中「、課長」の下に「、調整幹」を加える。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

## 規 則

埼玉県吏員恩給条例等施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第二十一号

埼玉県吏員恩給条例等施行規則の一部を改正する規則

埼玉県吏員恩給条例等施行規則（昭和三十七年埼玉県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第五号までの規定中「蕨」を

「蕨」を

宛先)

に改め、「蕨」を削る。

埼玉県知事」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 規 則

知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第二十二号

知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則

知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則（平成元年埼玉県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第三十条を削る。

様式第一号から様式第五号までの規定中「**あひせ**」を「**せせ**」に改め、「（**あ**）**あひせ**」を削る。

様式第六号中「（**あ**）**あひせ**」を削る。

様式第七号から様式第二十五号までの規定中「**あひせ**」を「**せせ**」に改め、「（**あ**）**あひせ**」を削る。

様式第二十六号を次のように改める。

（第1面）

第 号	
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名 氏 名	写 真
生年月日	年 月 日生
	年 月 日交付
	年 月 日限り有効
埼玉県知事	印

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- （備考）
- 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
  - 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
  - 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「－」を記載すること。
  - 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
  - 5 裏面には、参照条文を記載することができる。

様式第二十七号から様式第二十九号までの規定中「あて先」を「宛先」に改め、  
「(白罫又は記号罫印)」を削る。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

3 この規則の施行の際現に交付されている改正前の知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則様式第二十六号による身分証明書は、改正後の知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則様式第二十六号による身分証明書とみなす。



## 規 則

埼玉県庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第二十三号

埼玉県庁舎管理規則の一部を改正する規則

埼玉県庁舎管理規則（昭和四十二年埼玉県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第四号までを次のように改める。

様式第1号（第5条関係）

物品販売等許可申請書

年 月 日

（宛先）

庁舎管理責任者

職 ・ 氏 名

申 請 者

住 所

氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職・氏名）

埼玉県庁舎管理規則第5条の規定により、次のとおり許可を受けたいので申請します。

場 所	
日 時	年 月 日から 年 月 日まで の 日間 時 分から 時 分まで
販売員等の氏名	
申請に係る行為の概要	
庁舎使用の有無	

備考 庁舎の一部を使用することとなる場合は、使用する場所を具体的に記入すること。

担当者氏名

電話番号

集会等許可申請書

年 月 日

（宛先）

庁舎管理責任者

職 ・ 氏 名

申 請 者

住 所

氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の所  
在地及び名称並びに代表者の職・氏名）

埼玉県庁舎管理規則第5条の規定により、次のとおり許可を受けたいので申請します。

場 所		集 会 等 の 人 員	
日 時	年 月 日から 年 月 日まで	の 日間	時 分から 時 分まで
申 請 に 係 る 行 為 の 概 要			

備考 庁舎の一部を使用することとなる場合は、使用する場所を具体的に記入すること。

担当者氏名

電 話 番 号

様式第3号（第5条関係）

無人航空機等飛行許可申請書

年 月 日

(宛先)

庁舎管理責任者

職 ・ 氏 名

申 請 者

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所  
在地及び名称並びに代表者の職・氏名〕

埼玉県庁舎管理規則第5条の規定により、次のとおり許可を受けたいので申請します。

場 所	
日 時	年 月 日から 年 月 日まで の 日間 時 分から 時 分まで
申 請 に 係 る 行 為 の 概 要	

担当者氏名

電話番号

面会等許可申請書

年 月 日

（宛先）

庁舎管理責任者

職 ・ 氏 名

申 請 者

住 所

氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職・氏名）

埼玉県庁舎管理規則第5条の規定により、次のとおり許可を受けたいので申請します。

日 時	年 月 日	時 分から	時 分まで
申請に係る行為の概要			
代表者住所・氏名			
面会等の相手方職・氏名			
面会等の人員		来庁人員	

担当者氏名

電話番号

様式第五号中「舞 々 々 舞」を「舞 ・ 々 々」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県庁舎管理規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

## 規則

埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第二十四号

埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則

埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年埼玉県規則第百六号）の一部を次のように改正する。

第四条中第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、同条第二項中「前項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の期間から、次の各号に該当するごとに五日短縮することができる。ただし、この場合においても、当該期間を十日未満とすることはできない。

一 公告を電子情報処理組織を使用して行う場合  
二 入札説明書の配付を公告を行った日から電子情報処理組織を使用して行う場合

三 入札書の受理を電子情報処理組織を使用する方法のみにより行う場合

3 前二項の規定にかかわらず、商業上の物品又は役務（行政機関に係る目的以外の目的で、一般に商業市場において行政機関以外の買手に販売され、又は販売のために提供され、かつ、当該買手により通常購入される種類の物品又は役務をいう。）に係る特定調達契約を締結しようとする場合で、かつ、当該特定調達契約の一般競争入札に係る公告及び入札説明書の配付を電子情報処理組織を使用して行う場合においては、その期間を十三日（当該特定調達契約の一般競争入札に係る入札書の受理を電子情報処理組織を使用する方法のみにより行う場合にあっては、十日）までに短縮することができる。

第五条第一項中「第三項」を「第五項」に改め、同条第四項中「前条第一項及び第二項」を「前条第一項から第四項まで」に改める。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

## 規 則

埼玉県自転車競走実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県規則第二十五号

埼玉県自転車競走実施規則の一部を改正する規則

埼玉県自転車競走実施規則（昭和三十八年埼玉県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項第二号中「参加申し込み」を「参加申込み」に改め、同項第三号中「参加申込」を「参加申込み」に改める。

第二十九条第一項中「申込書に、次に掲げる事項を記載の上、競輪振興法人を経由して」を「方法により、」に改め、同項各号及び同条第二項を削り、同条第三項中「次に掲げる事項を記載した申込書で競技実施法人を経由して」を「競輪振興法人所定の方法により、」に改め、同項各号を削り、同項を同条第二項とする。

第三十一条第二項中「理由を記載した書面」を「その旨及びその理由」に改め、「競輪振興法人」の下に「及び競技実施法人」を加え、「提出し」を「申し出」に改め、同条第三項を削る。

第三十二条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第三十四条第一号中「参加申込書の記載事項」を「参加申込みの内容」に改める。

第五十条第一号中「参加申込書の記載事項」を「参加申込みの内容」に、「とき。」を「者」に改め、同条第二号から第五号までの規定中「とき。」を「者」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。



## 規 則

埼玉県平和資料館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第二十六号

埼玉県平和資料館管理規則の一部を改正する規則

埼玉県平和資料館管理規則（平成五年埼玉県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「㊸」を削り、同様式の注を削る。

様式第三号中「㊸」を削り、同様式の注を次のように改める。

注 輸送方法の欄には、「自家用車」、「運送業者委託」などと記入してください。

様式第五号中「㊸」を削る。

様式第六号及び様式第七号中「㊸」を削る。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県平和資料館管理規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

## 規 則

埼玉会館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第二十七号

埼玉会館管理規則の一部を改正する規則

埼玉会館管理規則（昭和四十一年埼玉県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「利用許可取消し申出書に第二条第三項に規定する許可書を添えて、」を「利用許可取消し申出書を」に改める。

様式第三号中「㊸」を削る。

様式第四号及び様式第五号中「㊹」を削る。

様式第六号中「~~埼玉県立総合文化センター~~」を「~~埼玉県立総合文化センター~~」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉会館管理規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

## 規則

埼玉県彩の国さいたま芸術劇場管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第二十八号

埼玉県彩の国さいたま芸術劇場管理規則の一部を改正する規則

埼玉県彩の国さいたま芸術劇場管理規則（平成六年埼玉県規則第九十号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「利用許可取消し申出書に第二条第三項に規定する許可書を添えて、」を「利用許可取消し申出書を」に改める。

様式第三号中「あへ先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

様式第四号中「㊦」を削る。

様式第五号中「あへ先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

様式第六号中「彩の国さいたま芸術劇場利用許可取消し申出書」を「彩の国さいたま芸術劇場利用許可取消し申出書」に改める。

#### 附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県彩の国さいたま芸術劇場管理規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

## 規 則

埼玉県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県規則第二十九号

埼玉県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県青少年健全育成条例施行規則（昭和五十八年埼玉県規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「二十歳」を「十八歳」に改める。

様式第一号から様式第四号までの規定中「㊦」を削る。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、様式第一号から様式第四号までの改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県青少年健全育成条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

## 規 則

埼玉県立武道館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第三十号

埼玉県立武道館管理規則の一部を改正する規則

埼玉県立武道館管理規則（平成二十七年埼玉県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「第二条第四項に規定する許可書を添えて」を削る。

様式第五号中「㊸」を削る。

様式第六号及び様式第七号中「㊹」を削る。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県立武道館管理規則に定める様式による用紙は、  
当分の間、所要の調整をして使用することができる。

## 規 則

埼玉県男女共同参画審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第三十一号

埼玉県男女共同参画審議会規則の一部を改正する規則

埼玉県男女共同参画審議会規則（平成十八年埼玉県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

第十条中「県民生活部男女共同参画課」を「県民生活部人権・男女共同参画課」に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

## 規 則

特定商取引に関する法律に規定する立入検査をする職員の身分を示す証明書の様式を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第三十二号

特定商取引に関する法律に規定する立入検査をする職員の身分を示す証明書の様式を定める規則の一部を改正する規則

特定商取引に関する法律に規定する立入検査をする職員の身分を示す証明書の様式を定める規則（平成元年埼玉県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

本則中「第六十六条第六項」を「第六十六条第七項」に改める。

別記様式（表）中「又は第2項」を「から第3項まで」に、「同条第5項」を「同条第6項」に改め、「及び」の次に「同条第1項又は第2項（これらの規定を同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による」を加え、同様式（裏）を次のように改める。

特定商取引に関する法律（抜粋）

（報告及び立入検査）

第66条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより販売業者、役務提供事業者、統括者、勧誘者、一般連鎖販売業者、業務提供誘引販売業を行う者若しくは購入業者（以下「販売業者等」という。）に対し報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に販売業者等の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができる。

2 主務大臣は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより関連商品の販売を行う者その他の販売業者等と密接な関係を有する者として政令で定める者（以下この項において「密接関係者」という。）に対し報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に密接関係者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができる。

3 主務大臣は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、その職員に販売業者等から業務の委託を受けた者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、その委託を受けた業務に関し帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

6 第1項から第4項までの規定は、通信販売電子メール広告受託事業者、連鎖販売取引電子メール広告受託事業者及び業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者について準用する。この場合において、第2項から第4項までの規定中「販売業者等」とあるのは、「通信販売電子メール広告受託事業者、連鎖販売取引電子メール広告受託事業者又は業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者」と読み替えるものとする。

7 第1項から第3項まで（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）又は第5項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

8 第1項から第3項まで（これらの規定を第6項において準用する場合を含む。）又は第5項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（都道府県が処理する事務）

第68条 この法律に規定する主務大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

〔罰則〕

第71条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(3) 第66条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同条第1項の規定による物件を提出せず、若しくは虚偽の物件を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

(4) 第66条第2項（同条第6項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同条第2項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第73条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

(2) 第66条第3項（同条第6項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。



附 則

この規則は、令和四年六月一日から施行する。

## 規則

埼玉県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第三十三号

埼玉県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県環境影響評価条例施行規則（平成七年埼玉県規則第九十八号）の一部を次のように改正する。

別表第三第九号中「第四条第二項」の下に「（同条第六項において準用する場合を含む。）」を加え、「第二十五条の十一第二項」を「第二十五条の二十三第二項」に改める。

様式第五号（一）中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

様式第五号（二）中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

様式第六号（一）中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

様式第六号（二）中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

様式第七号（一）中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

様式第七号（二）中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

様式第七号（三）から様式第九号（一）までの規定中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

様式第九号（二）中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

様式第九号（三）から様式第十四号（二）までの規定中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

様式第十六号を次のように改める。

（第1面）

第 号	
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名	写 真
氏 名	
生年月日	年 月 日生
	年 月 日交付
	年 月 日限り有効
埼玉県知事	印

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- (備考) 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
- 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
- 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
- 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
- 5 裏面には、参照条文を記載することができる。

## 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県環境影響評価条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

## 規則

埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県規則第三十四号

埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県生活環境保全条例施行規則（平成十三年埼玉県規則第百号）の一部を次のように改正する。

第五十二条第一項各号を次のように改める。

- 一 令別表第一第一号に掲げる第一種指定化学物質 亜鉛
- 二 令別表第一第四十八号に掲げる第一種指定化学物質 アンチモン
- 三 令別表第一第六十二号に掲げる第一種指定化学物質 インジウム
- 四 令別表第一第九十九号に掲げる第一種指定化学物質 カドミウム
- 五 令別表第一第一百五号に掲げる第一種指定化学物質 銀
- 六 令別表第一第一百十一号に掲げる第一種指定化学物質 クロム
- 七 令別表第一第一百十二号に掲げる第一種指定化学物質 クロム
- 八 令別表第一第一百五十六号に掲げる第一種指定化学物質 コバルト
- 九 令別表第一第一百六十四号に掲げる第一種指定化学物質 シアン
- 十 令別表第一第二百七十二号に掲げる第一種指定化学物質 水銀
- 十一 令別表第一第二百七十四号に掲げる第一種指定化学物質 スズ
- 十二 令別表第一第二百七十六号に掲げる第一種指定化学物質 セリウム
- 十三 令別表第一第二百七十七号に掲げる第一種指定化学物質 セレン
- 十四 令別表第一第二百七十九号に掲げる第一種指定化学物質 タリウム
- 十五 令別表第一第三百十一号に掲げる第一種指定化学物質 テルル
- 十六 令別表第一第三百十四号に掲げる第一種指定化学物質 銅
- 十七 令別表第一第三百五十三号に掲げる第一種指定化学物質 鉛
- 十八 令別表第一第三百五十五号に掲げる第一種指定化学物質 ニッケル
- 十九 令別表第一第三百六十三号に掲げる第一種指定化学物質 バナジウム
- 二十 令別表第一第三百七十八号に掲げる第一種指定化学物質 砒素<sup>ひそ</sup>
- 二十一 令別表第一第四百十四号に掲げる第一種指定化学物質 ふっ素
- 二十二 令別表第一第四百四十四号に掲げる第一種指定化学物質 ベリリウム
- 二十三 令別表第一第四百五十八号に掲げる第一種指定化学物質 ほう素
- 二十四 令別表第一第四百六十五号に掲げる第一種指定化学物質 マンガン
- 二十五 令別表第一第五百五号に掲げる第一種指定化学物質 モリブデン

二十六 別表第二十第一号に掲げる化学物質 アンモニア  
二十七 別表第二十第十三号に掲げる化学物質 硫酸（百パーセントの濃度に換算したもの）

別表第二十中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを削り、第六号を第二号とし、第七号を削り、第八号を第三号とし、第九号から第十一号までを削り、第十二号を第四号とし、第十三号を第五号とし、第十四号から第十六号までを削り、第十七号を第六号とし、第十八号を第七号とし、第十九号を第八号とし、第二十号から第二十四号までを削り、第二十五号を第九号とし、第二十六号を削り、第二十七号を第十号とし、第二十八号から第三十四号までを削り、第三十五号を第十一号とし、第三十六号から第三十九号までを削り、第四十号を第十二号とし、第四十一号を第十三号とし、第四十二号を削り、第四十三号を第十四号とし、第四十四号を削る。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第五十二条第一項及び別表第二十の規定は、埼玉県生活環境保全条例（平成十三年埼玉県条例第五十七号）第七十四条第二項の規定により令和六年度以降において報告すべき特定化学物質の取扱量その他の事項（以下この項において「取扱量等」という。）について適用し、同項の規定により令和五年度において報告すべき取扱量等については、なお従前の例による。

3 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における改正前の第五十二条第一項の規定の適用については、同項中「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令」とあるのは、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和三年政令第二百八十八号）による改正前の特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令」とする。

## 規則

埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第三十五号

埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業財務規則の一部を改正する規則

埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業財務規則（令和三年埼玉県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「センター」を「福祉政策課に企業出納員を、センター」に改め、同条第二項の表管理・業務部長の項の前に次のように加える。

福祉政策課 の財務を担当する副課長（以下「副課長」という。）	金銭の収納 口座振替の請求及び通知 預金の組替え 支出負担行為に関する確認	福祉政策課の財務を担当する主幹
-----------------------------------	--	-----------------

第四条第三項中「あるときは、」の下に「福祉政策課及び」を加える。

第十一条第三項中「福祉部」を削り、同条第五項中「企業出納員」の下に「（副課長である企業出納員を除く。）」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「、第十四号」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 副課長である企業出納員は、第一項第八号、第九号、第十四号及び第十六号の帳簿を備え、整理しなければならない。

第二十二條、第二十三條第二項及び第三項、第三十條第二項及び第三項、第三十三條、第四十一條第一項、第四十七條第一項及び第二項、第四十九條、第五十八條、第六十二條、第六十四條並びに第六十五條第一項中「管理・業務部長」を「副課長又は管理・業務部長」に改める。

第一百五條第一項、第十六條及び第十七條中「管理・業務部長」を「副課長」に改める。

### 附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

## 規 則

埼玉県社会福祉総合センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県規則第三十六号

埼玉県社会福祉総合センター管理規則の一部を改正する規則

埼玉県社会福祉総合センター管理規則（平成十三年埼玉県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

様式第二号（一）及び様式第二号（二）中「㊦」を削る。

様式第四号中「あへせ」を「せせ」に改め、「㊦」を削る。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県社会福祉総合センター管理規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。



## 規 則

埼玉県被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第三十七号

埼玉県被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例施行規則（令和二年埼玉県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第二号中「㊟」を削る。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例施行規則に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

## 規則

埼玉県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第三十八号

埼玉県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和四十五年埼玉県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削り、「齋野田」を「齋野田」に改める。

様式第六号の二中「㊦」及び「㊧」を削る。

様式第六号の五中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

様式第七号中「㊦」を削り、「あて先」を「宛先」に改める。

様式第十三号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

様式第十六号及び様式第十八号の二中「㊦」を削り、「あて先」を「宛先」に改める。

様式第十九号から様式第二十一号までの規定中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

様式第二十二号及び様式第二十三号中「㊦」を削る。

様式第二十四号及び様式第二十五号中「㊦」を削り、「あて先」を「宛先」に改める。

### 附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県心身障害者扶養共済制度条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

## 規 則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県規則第三十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定

障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則（平成十八年埼玉県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

様式第二号から様式第五号までの規定中「㊦」を削る。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

## 規則

母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第四十号

母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則

母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する規則（昭和四十八年埼玉県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「附則第七条第九項及び第八条第三項」を「附則第八条第九項及び第九条第三項」に改める。

第二条第一項中「附則第七条第一項」を「附則第八条第一項」に改める。

第五条第一項第二号中「附則第七条第六項」を「附則第八条第六項」に改める。

第六条第二項中「附則第七条第五項」を「附則第八条第五項」に改める。

第十三条及び第十四条中「附則第七条第九項」を「附則第八条第九項」に改める。

第十五条第一項第一号中「附則第七条第九項」を「附則第八条第九項」に改め、

同項第二号中「附則第七条第七項」を「附則第八条第七項」に改める。

第十七条第一項及び第三項中「附則第七条第九項」を「附則第八条第九項」に改める。

第二十二條の表第二条第一項の項中「附則第七条第一項」を「附則第八条第一項」に、「附則第八条第一項」を「附則第九条第一項」に改め、同表第五条第一項第二号の項中「附則第七条第六項」を「附則第八条第六項」に、「附則第八条第二項」を「附則第九条第二項」に改め、同表第六条第二項の項中「附則第七条第五項」を「附則第八条第五項」に改め、同表第十三条の項、第十四条の項及び第十五条第一項第一号の項中「附則第七条第九項」を「附則第八条第九項」に、「附則第八条第三項」を「附則第九条第三項」に改め、同表第十五条第一項第二号の項中「附則第七条第七項」を「附則第八条第七項」に、「附則第八条第二項」を「附則第九条第二項」に改め、同表第十七条第一項の項及び第十七条第三項の項中「附則第七条第九項」を「附則第八条第九項」に、「附則第八条第三項」を「附則第九条第三項」に改める。

第二十三条の表第六条第二項の項中「附則第七条第五項」を「附則第八条第五項」に改め、同表第十三条の項、第十四条の項、第十五条第一項第一号の項、第十七条第一項の項及び第十七条第三項の項中「附則第七条第九項」を「附則第八条第九項」

に改める。

様式第一号(一)から様式第二号までの規定、様式第五号、様式第九号、様式第十三号、様式第十四号及び様式第十七号中「㊸」を削る。

様式第十八号中「附則第7条第9項及び第8条第3項」を「附則第8条第9項及び第9条第3項」に改める。

様式第十九号及び様式第二十二号中「㊸」を削る。

様式第二十五号中「㊸」を削り、「附則第7条第9項及び第8条第3項」を「附則第8条第9項及び第9条第3項」に改める。

#### 附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正前の母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

## 規 則

公立大学法人埼玉県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第四十一号

公立大学法人埼玉県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

公立大学法人埼玉県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成二十二年埼玉県規則第五十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項を次のように改める。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、法第三十四条第一項の規定により当該事業年度に係る財務諸表を提出したときは、第一号及び第二号の書類の添付を要しない。
- 一 当該期間最後の事業年度の貸借対照表
- 二 当該期間最後の事業年度の損益計算書
- 三 その他知事が必要と認める事項を記載した書類

第十四条中「当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日までに」を「法第三十四条第一項の承認を受けた後、遅滞なく」に改め、同条ただし書を削る。

第十五条中「期間最後の事業年度の次の事業年度の七月十日」を「知事が定める日」に改める。

第十八条中「として次に掲げるもの」を削り、「ものとする」を「埼玉県立大学とする」に改め、同条各号を削る。

#### 附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

# 規則

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

## 埼玉県規則第四十二号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和四十二年埼玉県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

様式第一号の二中「

年	月	日	性別	
---	---	---	----	--

」を

「

年	月	日
---	---	---

」に改める。

様式第一号の三中

「

生	年	月	日	性別
---	---	---	---	----

」を「

生	年	月	日
---	---	---	---

」

に改める。

様式第一号の七中

「

性別		生	年	月	日	性別		生	年	月	日
----	--	---	---	---	---	----	--	---	---	---	---

」

「

--

」を「

生	年	月	日	生	年	月	日
---	---	---	---	---	---	---	---

」

「

--

」に改める。

様式第一号の八中

「

年	月	日	性別	
---	---	---	----	--

」を

「

年	月	日
---	---	---

」に改める。

様式第一号の十一中

「

			男・女
--	--	--	-----

」を「

--	--	--

」

に改める。

様式第一号の十二中「

冊	冊	冊	冊	冊
---	---	---	---	---

」を「



」

冊 冊 冊 冊 冊  
」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の児童福祉法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。



## 規 則

難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第四十三号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則（平成二十六年埼玉県規則第八十五号）の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第二号を次のように改める。

様式第1号（第1条関係）

（表面）

指定難病の医療給付に係る支給認定申請書

新規 更新 転入

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

申請者：患者本人又は保護者（患者が18歳未満の場合）が記名

難病の患者に対する医療等に関する法律第6条第1項の規定により、個人情報等に係る同意事項（裏面）に同意した上で、支給認定を受けたいので申請します。

氏名	
患者との続柄	

1 患者、保護者及び送付先に関する事項

公費負担者番号※		受給者番号※			
患者に関する事項	居住地	〒			
	フリガナ		生年月日		
	氏名				
	電話番号		患者との続柄		
	加入健康保険	フリガナ			
		被保険者氏名			
	保険者名称		記号・番号		
保護者に関する事項	居住地	〒			
	フリガナ		患者との続柄		
	氏名				
	電話番号				
送付先に関する事項	居住地	〒			
	フリガナ		患者との続柄		
	氏名				
	電話番号				

※の項目は記入しないこと。

2 指定難病に関する事項

病名	1	3	
	2	4	
特例事項	<input type="checkbox"/> 人工呼吸器等を使用している。		<input type="checkbox"/> 高額難病治療継続者である。
	<input type="checkbox"/> 軽症者特例に該当する。		
指定医療機関 受診を希望する	名称		
	所在地	〒	

(裏面)

3 支給認定基準世帯員等に関する事項

患者と同じ健康保険に加入する者全員を記入すること。

支給認定状況欄には、指定難病若しくは小児慢性特定疾病の医療給付に係る支給認定を受けた患者に該当する場合又は支給認定の申請中である場合に○を付けること。

患者と同じ健康保険に加入している者の氏名	生年月日	患者との続柄	支給認定状況	受給者番号 (申請中の場合は「申請中」と記載)
フリガナ			指定難病 ・ 小児慢性	
フリガナ			指定難病 ・ 小児慢性	
フリガナ			指定難病 ・ 小児慢性	
フリガナ			指定難病 ・ 小児慢性	
フリガナ			指定難病 ・ 小児慢性	
フリガナ			指定難病 ・ 小児慢性	
自己負担上限月額が最高額になることを承諾し、市町村民税（所得割）額等を証明する書類は提出しません。				
申請者氏名				

4 個人情報等に係る同意事項

本申請（申請書、診断書その他の添付書類）に基づく個人情報及び調査結果等を

- 1 他の都道府県又は指定都市に転居する場合に転居先の都道府県又は指定都市に引き継ぐこと
- 2 国、埼玉県及び埼玉県内の市町村が難病対策に関する目的に使用すること
- 3 国、地方公共団体、保険者等の関係機関に医療給付に関する事項の照会を行い回答を得ることに同意します。

※ 本申請により得られた個人情報等は、上記同意事項及び支給認定に関する目的以外に使用することはありません。

5 臨床調査個人票の研究利用に関する事項

私は、提出した臨床調査個人票が、指定難病に関する研究等のための基礎資料に利用されることについて、厚生労働大臣に対して

同意する                      同意しない

※詳細については、別添「臨床調査個人票の研究利用に関するご説明」を参照してください。

個人番号記載票

年 月 日

患 者	フリガナ		生年月日																
	氏 名																		
	住 所																		
	個 人 番 号 (マイナンバー)																		
保 護 者 (患者が18歳未満の場合のみ記入)	フリガナ		生年月日																
	氏 名																		
	住 所																		
	個 人 番 号 (マイナンバー)																		
受給者番号																			
支給認定基準世帯員 (患者と同じ健康保険に加入している者)	一人目	フリガナ		生年月日															
		氏 名																	
		住 所																	
		個 人 番 号 (マイナンバー)																	
	二人目	フリガナ		生年月日															
		氏 名																	
		住 所																	
		個 人 番 号 (マイナンバー)																	
	三人目	フリガナ		生年月日															
		氏 名																	
		住 所																	
		個 人 番 号 (マイナンバー)																	

備考 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか、又は別葉に記載した書類を添付してください。

様式第2号（第1条関係）

支給認定に係る事項の変更申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

申請者：患者本人又は保護者（患者が18歳未満の場合）が記名

〒  
住 所  
氏 名  
電 話 番 号  
患者との続柄

難病の患者に対する医療等に関する法律第10条第1項の規定により、支給認定に係る事項を次のとおり変更したいので申請します。

1 交付を受けた医療受給者証に記載されている事項

公費負担者番号		受給者番号	
患者氏名		保護者氏名	
患者居住地		保護者居住地	

2 変更を申請する指定医療機関

名 称	
所 在 地	〒

3 変更を申請する負担上限月額及び負担上限月額に関する事項

負担上限月額及び負担上限月額に関する事項	
----------------------	--

4 変更を申請する支給認定に係る指定難病の名称

指定難病の名称		疾患変更 ・ 疾患追加
---------	--	-------------------

5 臨床調査個人票の研究利用に関する事項

私は、提出した臨床調査個人票が、指定難病に関する研究等のための基礎資料に利用されることについて、厚生労働大臣に対して	
<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない	
※詳細については、別添「臨床調査個人票の研究利用に関するご説明」を参照してください。	

様式第三号から様式第六号までの規定中「㊦」を削る。

様式第七号中「田嶋又は記名押印」を「記名」に、「氏名」を削る。

「

㊦
---

」を「氏名」に改める。

様式第八号中「(田嶋又は記名押印)」及び「㊦」を削り、「フリガナ」を削る。

「

)
---

名」を「

姓
---

別」を「

(フリガナ)名
---------

」に改める。

「

)
---

」に改める。

様式第九号及び様式第十号中「(田嶋又は記名押印)」及び「㊦」を削る。

様式第十一号中「田嶋又は記名押印」を「記名」に改め、「㊦」を削り、「

年
---

」

「

月	日
---	---

性別」を「

年	月	日
---	---	---

」

「

)
---

」に改める。

様式第十二号中「

)
---

」を「

生年月日	性別
------	----

」に改める。

### 附 則

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、様式第三号から様式第七号までの改正規定、様式第八号の改正規定（「(田嶋又は記名押印)」及び「㊦」を削る部分に限る。）、様式第九号及び様式第十号の改正規定並びに様式第十一号の改正規定（「(田嶋又は記名押印)」を「記名」に改め、「㊦」を削る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正前の難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

## 規 則

旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県規則第四十四号

旅館業法施行細則の一部を改正する規則

旅館業法施行細則（昭和四十年埼玉県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第二号中「上り用湯又は上り用水に水道水以外の水を使用する場合にあつては、当該水」を「上がり用湯又は上がり用水として使用する水」に改める。

第八条第一項中「水道水以外の水を使用した」を削り、「上り用湯及び上り用水」を「上がり用湯及び上がり用水」に改める。

様式第一号の添付書類２中「上り用湯又は上り用水に水道水以外の水を使用する場合にあつては、」を「上がり用湯又は上がり用水として使用する水の」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の旅館業法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

## 規 則

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県規則第四十五号

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

公衆浴場法施行細則（平成二十年埼玉県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項第三号中「上り用湯又は上り用水に水道水以外の水を使用する場合にあつては、当該水」を「上がり用湯又は上がり用水として使用する水」に改める。

第八条第一項中「水道水以外の水を使用した」を削り、「上り用湯及び上り用水」を「上がり用湯及び上がり用水」に、「別表第一第十七号」を「別表第一第一号ヨ及び第二号ニ」に改め、同条第二項中「別表第一第十七号」を「別表第一第二号ニ」に改める。

第九条中「別表第一第十八号」を「別表第一第二号ホ」に改める。

第十条中「別表第一第二十四号チ」を「別表第一第二号ヌ(4)」に改める。

様式第一号の添付書類之中「上り用湯又は上り用水に水道水以外の水を使用する場合にあつては、」を「上がり用湯又は上がり用水として使用する水の」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の公衆浴場法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。



## 規則

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第四十六号

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則(平成十五年埼玉県規則第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三条中「ふぐの調理」を「ふぐの処理」に、「次の各号のいずれにも該当するもの」を「知事が行う条例及びこの規則に関する講習を受講したもの」に改め、同条各号を削る。

第四条中「ふぐ調理師試験」を「ふぐ処理者試験」に改め、同条第一号口を同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 水産食品の衛生に関する知識

第四条第二号ロを次のように改める。

ロ ふぐの処理技術

第四条第二号ハを削る。

第五条中「ふぐ調理師試験」を「ふぐ処理者試験」に改める。

第六条を次のように改める。

### 第六条 削除

第七条第一項中「ふぐ調理師免許証(」を「ふぐ処理者免許証(」に、「ふぐ調理師免許証交付申請書」を「ふぐ処理者免許証交付申請書」に改め、同項第一号中「ふぐ調理師試験」を「ふぐ処理者試験」に改め、同項第二号中「ふぐの調理」を「ふぐの処理」に改め、「調理師法第五条第三項の調理師免許証の写し」を削る。

第八条第二項中「ふぐ調理師免許証再交付申請書」を「ふぐ処理者免許証再交付申請書」に改める。

第九条中「ふぐ調理師免許証返納届」を「ふぐ処理者免許証返納届」に改める。

第十条の見出し中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に改める。

第十一条中「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設の」に、「ふぐ取扱施設認定申請書」を「ふぐ処理施設認定申請書」に、「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に改める。

第十二条中「ふぐ取扱施設認定書」を「ふぐ処理施設認定書」に改める。

第十三条中「ふぐ取扱施設認定書交付申請書」を「ふぐ処理施設認定書交付申請

書」に改める。

第十四条中「ふぐ取扱施設認定書再交付申請書」を「ふぐ処理施設認定書再交付申請書」に、「き損」を「毀損」に改める。

第十五条中「ふぐ取扱施設認定書返納届」を「ふぐ処理施設認定書返納届」に改める。

第十六条中「専任のふぐ調理師変更届」を「専任のふぐ処理者変更届」に、「ふぐ調理師の」を「ふぐ処理者の」に改める。

第十七条中「ふぐ取扱施設の」を「ふぐ処理施設の」に、「ふぐ取扱施設廃止届」を「ふぐ処理施設廃止届」に改める。

第十八条を削り、第十九条を第十八条とし、第二十条を第十九条とする。

様式第一号中「ふぐ調理師免許証交付申請書」や「ふぐ処理者免許証交付申請書」及び「ふぐ調理師免許証の」や「ふぐ処理者免許証の」並びに「ふぐ調理師試験」や「ふぐ調理師免許証の」並びに「ふぐ処理者試験」並びに「第3条第2号」や「第3条」並びに「ふぐ調理師免許の」や「ふぐ処理者免許の」並びに「、当該免許証の写し及び調理師法第5条第3項の調理師免許証の写し」や「及び当該免許証の写し」並びに「」。

様式第二号（兼四）中「ふぐ調理師免許証」や「ふぐ処理者免許証」並びに「ふぐ調理師」や「ふぐ処理者」並びに「き損」や「毀損」並びに「」。

様式第三号中「ふぐ調理師免許証再交付申請書」や「ふぐ処理者免許証再交付申請書」並びに「ふぐ調理師免許証の」や「ふぐ処理者免許証の」並びに「ふぐ調理師免許証（）」や「ふぐ処理者免許証（）」並びに「」。

様式第四号中「ふぐ調理師免許証返納届」や「ふぐ処理者免許証返納届」並びに「あて先」や「宛先」並びに「ふぐ調理師免許証を」や「ふぐ処理者免許証を」並びに「」。

様式第五号中「ふぐ取扱施設認定申請書」や「ふぐ処理施設認定申請書」並びに「ふ

「ふぐ取扱施設」

「ふ

「ふぐ取扱施設の」や「ふぐ処理施設の」並びに

ぐ処理施設

並びに「ふぐ調理師」や「ふぐ処理者」並びに「」。

様式第六号中「ふぐ取扱施設認定書」や「ふぐ処理施設認定書」並びに「ふぐ取扱

施設の」や「ふぐ処理施設の」に、 「ふぐ取扱施設として」や「ふぐ処理施設として」に改める。

第九条第十号中「ふぐ取扱施設認定書交付申請書」や「ふぐ処理施設認定書交付申請書」に、 「ふぐ取扱施設認定書の」や「ふぐ処理施設認定書の」に、 「ふぐ取扱施設認定年月日」や「ふぐ処理施設認定年月日」に、 「受けたふぐ取扱施設認定書」や「受けたふぐ処理施設認定書」に改める。

第十条第八号中「ふぐ取扱施設認定書再交付申請書」や「ふぐ処理施設認定書再交付申請書」に、 「ふぐ取扱施設認定書の」や「ふぐ処理施設認定書の」に、 「ふぐ取扱施設の」や「ふぐ処理施設の」に、 「ふぐ取扱施設認定年月日」や「ふぐ処理施設認定年月日」に、 「ふぐ取扱施設認定書（）」や「ふぐ処理施設認定書（）」に改める。

第十一条第九号中「ふぐ取扱施設認定書返納届」や「ふぐ処理施設認定書返納届」に、 「ふぐ取扱施設認定書を」や「ふぐ処理施設認定書を」に改める。

第十二条第十号中「専任のふぐ調理師変更届」や「専任のふぐ処理者変更届」に、 「ふぐ調理師を」や「ふぐ処理者を」に、 「ふぐ取扱施設」や「ふぐ処理施設」に、 「ふぐ調理師の」や「ふぐ処理者の」に改める。

第十三条第十一号中「ふぐ取扱施設廃止届」や「ふぐ処理施設廃止届」に、 「ふぐ取扱施設を」や「ふぐ処理施設を」に、 「ふぐ取扱施設の」や「ふぐ処理施設の」に、 「ふぐ取扱施設認定年月日」や「ふぐ処理施設認定年月日」に、 「ふぐ取扱施設認定書」や「ふぐ処理施設認定書」に改める。

第十二号から様式第十四号まじを削る。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第十八条を削り、第十九条を第十八条とし、第二十条を第十九条とする改正規定及び様式第十二号から様式第十四号までを削る改正規定は、令和四年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

## 規則

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県規則第四十七号

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則

(敷地等と道路との関係の制限の適用除外に係る認定)

第一条 特例畜舎等に係る畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則(令和三年農林水産省・国土交通省令第六号。以下「省令」という。)第四十八条第二項の規定による認定を受けようとする者は、様式第一号の申請書の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる図書を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 付近見取図
- 二 配置図
- 三 平面図
- 四 二面以上の立面図
- 五 二面以上の断面図

2 知事は、省令第四十八条第二項の規定による認定をしたときは、様式第二号の通知書に、前項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

3 知事は、省令第四十八条第二項の規定による認定をしないときは、様式第三号の通知書に、第一項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

(知事が必要と認める図書)

第二条 省令第六十四条第一項に規定する知事が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- 一 特例畜舎等以外の畜舎等にあつては、畜舎建築利用計画が畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律(令和三年法律第三十四号。以下「法」という。)第三条第三項第四号に適合するものであることについて、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第七十七条の二十一第一項の指定確認検査機関の審査を受けた際に交付される適合を証する書面及び省令別表第一の各項に掲げる図書
- 二 前号に掲げるもののほか、知事が別に定める図書

(知事が不要と認める図書)

第三条 省令第六十四条第二項に規定する知事が不要と認める図書は、省令別表第

二から別表第八までに掲げる図書（省令第四十八条第二項の規定が適用される畜舎等に係る場合においては同項の規定に適合することの確認に必要な図書を除く。）とする。

（利用状況の報告）

第四条 省令第九十一条の知事の定める日は、法第六条第一項の規定による届出をした日の翌日から起算して五年の期間ごとに、当該期間の満了日とする。

2 法第十三条第一項の規定による報告は、前項の満了日前三月以内に行うものとする。

（身分証明書）

第五条 法第十四条第四項の身分を示す証明書の様式は、様式第四号のとおりとする。

（建築等又は利用の取りやめ）

第六条 認定計画実施者は、認定畜舎建築利用計画に基づく畜舎等の建築等又は利用を取りやめるときは、様式第五号の申出書に省令第七十一条第一項の通知書（法第四条第一項の規定による変更の認定を受けた者にあつては、省令第七十一条第一項の通知書及び省令第七十二条第三項の通知書）を添えて、事前に知事に提出しなければならない。

（申請の取下げ）

第七条 法第三条第一項の規定による認定、法第四条第一項の規定による変更の認定、法第六条第二項ただし書の規定による認定若しくは省令第四十八条第二項の規定による認定又は法第十条第一項から第三項までの規定による認可の申請を取り下げようとする者は、様式第六号の届出書を知事に提出しなければならない。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

接道の制限の適用除外に係る認定申請書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

申請者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
申請者の氏名又は名称  
申請者の連絡先  
代表者の氏名

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則第48条第2項の規定による認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

1 設計者の概要

- (1) 資格 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号
- (2) 氏名
- (3) 建築士事務所名 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号
- (4) 所在地
- (5) 連絡先

2 畜舎等及び畜舎等の敷地に関する事項

- (1) 工事施工地又は所在地
- (2) 区域、地域、地区又は街区
- (3) 道路
  - ア 幅員
  - イ 敷地と接している部分の長さ
- (4) 敷地面積
  - ア 敷地面積

イ 省令第45条に規定する畜舎等の建蔽率

ウ 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値

(5) 畜舎等の種類

飼養施設 搾乳施設 集乳施設 堆肥舎

(6) 工事種類

新築 増築 改築 柱を撤去する行為 模様替

(7) 建築面積

ア 建築面積 (申請部分  $\text{m}^2$ ) (申請以外の部分  $\text{m}^2$ ) (合計  $\text{m}^2$ )

イ 建蔽率

(8) 床面積 (申請部分  $\text{m}^2$ ) (申請以外の部分  $\text{m}^2$ ) (合計  $\text{m}^2$ )

(9) 申請に係る畜舎等の数

(10) 工事着手予定年月日

(11) 工事完了予定年月日

(12) 備考

#### 4 畜舎等別の構造及び設備の概要

(1) 番号

(2) 工事種類

新築 増築 改築 柱を撤去する行為 模様替

(3) 構造 造 一部 造

A構造畜舎等 B構造畜舎等

(4) 高さ m

(5) 備考

認定通知書

認定番号 第 号  
認定年月日 年 月 日

様

埼玉県知事 印

年 月 日付けで申請のあった接道の制限の適用除外については、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則第48条第2項の規定に基づき、認定しましたので通知します。

- 1 認定に係る畜舎等の工事施工地又は所在地
- 2 認定に係る畜舎等の種類



不認定通知書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県知事 印

年 月 日付けで申請のあった接道の制限の適用除外については、下記  
の理由により畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則第48条第  
2項の規定による認定をしないものとします。

記

不認定の理由

教 示

備考 教示は、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則（平  
成17年埼玉県規則第3号）別記第1の1の規定による文を記載して行うこと。

様式第4号（第5条関係）

（第1面）

第 号	
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名	写 真
氏 名	
生年月日	年 月 日生
	年 月 日交付
	年 月 日限り有効
埼玉県知事	印

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- （備考）
- この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
  - 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
  - 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
  - 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
  - 裏面には、参照条文を記載することができる。

取りやめ申出書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

申出者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
申出者の氏名又は名称  
申出者の連絡先  
代表者の氏名

下記のとおり認定を受けた畜舎等の建築等（利用）を取りやめたいので、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則第6条の規定により申し出ます。

記

- 1 取りやめの年月日
- 2 畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日
- 3 取りやめの理由

取下げ届出書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

届出者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
届出者の氏名又は名称  
届出者の連絡先  
代表者の氏名

下記の申請を取り下げたいので、届け出ます。

記

- 1 申請の種類
  - 法第3条第1項の規定による認定
  - 法第4条第1項の規定による変更の認定
  - 法第6条第2項ただし書の規定による認定
  - 法第10条第1項から第3項までの規定による認可
  - 省令第48条第2項の規定による認定
- 2 申請年月日
- 3 取下げの理由

## 規 則

森林病虫害等防除法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第四十八号

森林病虫害等防除法施行細則の一部を改正する規則

森林病虫害等防除法施行細則（昭和二十七年埼玉県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第三号までの規定中「（~~四~~）~~五~~」を削る。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の森林病虫害等防除法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

# 規則

埼玉県優良宅地造成等認定規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

## 埼玉県規則第四十九号

埼玉県優良宅地造成等認定規則の一部を改正する規則

埼玉県優良宅地造成等認定規則（昭和四十九年埼玉県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

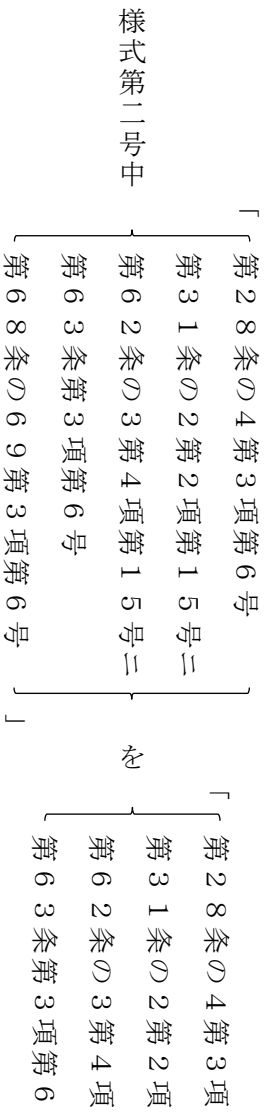
第一条中「、第六十三条第三項第五号イ、第六号及び第七号イ並びに第六十八条の六十九第三項第五号イ、第六号及び第七号イ」を「並びに第六十三条第三項第五号イ、第六号及び第七号イ」に改める。

第二条第一項中「、第六十三条第三項第五号イ若しくは第七号イ又は第六十八条の六十九第三項第五号イ若しくは第七号イ」を「又は第六十三条第三項第五号イ若しくは第七号イ」に改める。

第三条第一項及び第三条の二第一項中「、第六十三条第三項第六号又は第六十八条の六十九第三項第六号」を「又は第六十三条第三項第六号」に改める。

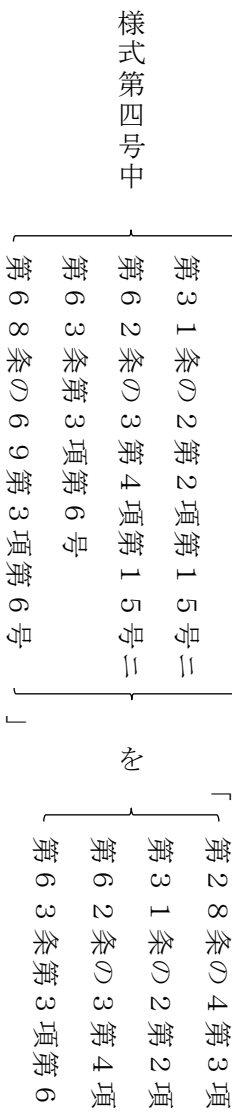
第十一条中「、第六十三条第三項第七号イ又は第六十八条の六十九第三項第七号イ」を「又は第六十三条第三項第七号イ」に改める。

様式第一号中「、第68条の6第3項第5号イ、第68条の6第3項第7号イ」を削り、「氏名 印」を「氏名」に改め、同様式の備考5を削る。



備考9の中「、第63条第3項第6号又は第68条の6第3項第6号」を「又は第63条第3項第6号」に改め、同様式の備考9を削る。

「第28条の4第3項第6号」



様式第五号中「氏名」を「氏名」に改め、  
「第68条の69第3項第5号イ」を削り、  
「同様の備考3を削る。」

様式第七号中「㊤」を削り、  
「同様の備考を次のように改める。」

備考 届出者が法人である場合においては、  
氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第八号中「㊤」を削り、  
「同様の備考を次のように改める。」

備考 届出者が法人である場合においては、  
氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。



附 則

- 1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、様式第一号の改正規定（「、第68条の69第3項第5号イ、第68条の69第3項第7号イ」を削る部分を除く。）、様式第二号の改正規定（「氏名」を「氏名」に改める部分及び同様式の備考9を削る部分に限る。）、様式第五号の改正規定（「、第68条の69第3項第5号イ」を削る部分を除く。）、様式第七号及び様式第八号の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県優良宅地造成等認定規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

## 規則

埼玉県都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第五十号

埼玉県都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則（昭和四十五年埼玉県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「第六十条」を「第六十条第一項」に改める。

様式第二号（表面）中「㊤」を削り、同様式（裏面）の備考15を削る。

様式第三号中「㊤」を削り、同様式の備考を次のように改める。

備考 資格に関する最終学歴、資格、免許等及び国土交通大臣が同等以上と認められた事項については、それらを証明することができる書面（卒業証明書等）を添付すること。

様式第六号中「㊤」を削り、同様式の備考5を削る。

様式第六号の三中「㊤」を削り、同様式の備考5を削る。

様式第六号の四中「㊤」を削り、同様式の備考を次のように改める。

備考 変更に係る事項は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。  
なお、設計の変更の場合は、別途設計説明書及び設計図を添付すること。

様式第七号中「㊤」を削り、同様式の備考を次のように改める。

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

様式第八号中「㊤」を削り、同様式の備考を次のように改める。

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

様式第九号中「㊤」を削り、同様式の備考を次のように改める。

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

様式第十四号中「㊤」を削り、同様式の備考を次のように改める。

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

様式第十五号中「㊤」を削り、同様式の備考を次のように改める。

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

様式第十六号中「㊤」を削り、同様式の備考を次のように改める。

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

様式第十七号中「㊤」を削り、同様式の備考を次のように改める。



備考 ※印の欄には、記入しないこと。

様式第十八号中「㊦」を削り、同様式の備考を次のように改める。

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

#### 附 則

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、様式第二号、様式第三号、様式第六号、様式第六号の三から様式第九号まで、様式第十四号、様式第十五号から様式第十八号までの改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正前の埼玉県都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

## 規 則

埼玉県景観審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第五十一号

埼玉県景観審議会規則の一部を改正する規則

埼玉県景観審議会規則（平成十九年埼玉県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第十条中「都市整備部田園都市づくり課」を「都市整備部都市計画課」に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

## 規 則

埼玉県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第五十二号

埼玉県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県屋外広告物条例施行規則（昭和五十年埼玉県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項中「都市整備部田園都市づくり課」を「都市整備部都市計画課」に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

## 規 則

埼玉県都市公園に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第五十三号

埼玉県都市公園に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県都市公園に関する規則（昭和三十七年埼玉県規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第二第八号を削る。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

## 規 則

埼玉県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大 野 元 裕

### 埼玉県規則第五十四号

埼玉県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県宅地建物取引業法施行細則（平成十五年埼玉県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

第五条中「当該届出に係る者の印鑑登録証明書又は」を削る。

第七条中第四項を削り、第五項を第四項とする。

様式第一号から様式第三号まで及び様式第四号から様式第十号（二）までの規定中「㊦」を削る。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第五条、様式第一号から様式第三号まで及び様式第四号から様式第十号（二）までの改正規定並びに附則第四項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に婚姻をし、民法の一部を改正する法律（平成三十年法律第五十九号。以下「改正法」という。）附則第二条第三項の規定により当該婚姻の時に成年に達したものとみなされた者（宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第四条第一項及び第十九条第一項に規定する申請の際十八歳以上の者を除く。）については、この規則による改正前の埼玉県宅地建物取引業法施行細則（以下「旧規則」という。）第三条第二項及び第七条第四項の規定は、なおその効力を有する。

3 この規則の施行の際に十六歳以上十八歳未満の者であつて、改正法附則第三条第二項の規定により婚姻をし、同条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百五十三条の規定により成年に達したものとみなされたもの（宅地建物取引業法第四条第一項及び第十九条第一項に規定する申請の際十八歳以上の者を除く。）については、旧規則第三条第二項及び第七条第四項の規定は、なおその効力を有する。

4 旧規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

## 規 則

埼玉県特別県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県規則第五十五号

埼玉県特別県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県特別県営住宅条例施行規則（昭和五十一年埼玉県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「、第十六条」を「から第十四条の二の二まで、第十五条」に改め、同条第二項中「準用する条例第十六条第二項」との下に「、同規則第十四条の二中「条例第十六条第二項第四号ロ(3)」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条第一項において準用する条例第十六条第二項第四号ロ(3)」と、同規則第十四条の二の二中「条例第十六条第三項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条第一項において準用する条例第十六条第三項」と、同規則第十五条第一項中「条例第十八条第一項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条第一項において準用する条例第十八条第一項」と、同規則第十八条第二項中「条例第十八条第二項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条第一項において準用する条例第十八条第二項」と、同規則第十八条第三項中「条例第十八条第三項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条第一項において準用する条例第十八条第三項」と」を加える。

### 附 則

この規則は、令和四年七月一日から施行する。

## 規 則

埼玉県特別県営住宅条例施行規則及び埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第五十六号

埼玉県特別県営住宅条例施行規則及び埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則

(埼玉県特別県営住宅条例施行規則の一部改正)

第一条 埼玉県特別県営住宅条例施行規則(昭和五十一年埼玉県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

別表一の項中

一八

を

二〇

に改め、同表二の項中「五」を「六」

に改める。

(埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部改正)

第二条 埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則(平成六年埼玉県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一の三の項中「一〇」を「九」に改め、同表の四の項中「一〇」を「八」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 規 則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

### 埼玉県人事委員会規則一七一三七

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一七一四）の一部を次のように改正する。

別表第二中「公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員

会」及び「社会福祉法人桜楓会」を削り、「全国知事会」を

「全国知事会  
全国都道府県議会議

長会」  
に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。



## 規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

### 埼玉県人事委員会規則一三―五八

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一三―一八）の一部を次のように改正する。

第十九条の三第六項中「第十三号」の次に「並びに第三項第五号及び第六号」を加え、同条第七項及び第八項を次のように改める。

7 第三項第七号の休暇は、一週間の勤務日が三日以上とされている非常勤の職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤の職員で一年度の所定勤務日数が百二十一日以上であるものであって、当該休暇の期間の初日から九十三日を経過する日（以下この項において「九十三日経過日」という。）を超えて引き続き在職することが見込まれる場合に取得することができる（九十三日経過日から六月を経過するまでの間に、任期が満了し、かつ、引き続き採用されないことが明らかである場合を除く。）。

8 第三項第八号の休暇は、一週間の勤務日が三日以上とされている非常勤の職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤の職員で一年度の所定勤務日数が百二十一日以上であるものであって、一日につき定められた勤務時間が六時間十五分以上である勤務日があるものに限り、取得することができる。第十九条の三中第九項を削り、第十項を第九項とし、第十一項から第十三項までを一項ずつ繰り上げる。

#### 附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

## 規 則

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

### 埼玉県人事委員会規則一八―二三

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一八―六）の一部を次のように改正する。

第三条（見出しを含む。）中「第二条第三号ハ」を「第二条第三号ロ」に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

## 規 則

埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

### 埼玉県教育委員会規則第二号

埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則

埼玉県教育局組織規則（昭和四十六年埼玉県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第四条中第二十一号を第二十二号とし、第二十号を第二十一号とし、第十九号を第二十号とし、第十八号の次に次の一号を加える。

十九 教育委員会に係る争訟に関すること。

第六条第九号を削る。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

## 規 則

埼玉県立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

### 埼玉県教育委員会規則第三号

埼玉県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

埼玉県立高等学校管理規則（昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、養護をつかさどる主幹教諭を置くときは、養護教諭を置かないことができる。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

## 規 則

埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

### 埼玉県教育委員会規則第四号

埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

埼玉県立特別支援学校管理規則（昭和三十三年埼玉県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第七条の二を第七条の三とし、第七条の次に次の一条を加える。

（職員及び定数）

第七条の二 学校に、校長、教頭、教諭、養護教諭、事務職員、実習助手その他必要な職員を置く。ただし、高等部を置かない学校にあつては、実習助手を置かないことができる。

2 前項の規定にかかわらず、養護をつかさどる主幹教諭を置くときは、養護教諭を置かないことができる。

3 第一項の職員の学校ごとの定数は、埼玉県学校職員定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二十一号）に基づき、教育委員会が定める。  
第十二条第一項中「第六条」を「第五条」に改める。

### 附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

## 規 則

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

### 埼玉県教育委員会規則第五号

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年埼玉県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第六項中「第十三号」の下に「並びに第三項第五号及び第六号」を加え、同条第十項及び第十一項を次のように改める。

10 第三項第七号の休暇は、一週間の勤務日が三日以上とされている非常勤の学校職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤の学校職員で一の年度の所定勤務日数が百二十一日以上であるものであって、当該休暇の期間の初日から九十三日を経過する日（以下この項において「九十三日経過日」という。）を超えて引き続き在職することが見込まれる場合に取得することができる（九十三日経過日から六月を経過するまでの間に、任期が満了し、かつ、引き続き採用されないことが明らかである場合を除く。）。

11 第三項第八号の休暇は、一週間の勤務日が三日以上とされている非常勤の学校職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤の学校職員で一の年度の所定勤務日数が百二十一日以上であるものであって、一日につき定められた勤務時間が六時間十五分以上である勤務日があるものに限り、取得することができる。

第二十二条中第十二項を削り、第十三項を第十二項とする。

### 附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

## 規 則

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

### 埼玉県教育委員会規則第六号

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状に関する規則(昭和四十三年埼玉県教育委員会規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一号備考第一号中「別表十八号」を「別表第十八号」に改め、同表備考第二号中「情報機器及び教材の活用」を「情報通信技術の活用」に、「別表十三号」を「別表第十三号」に改め、同表備考第四号及び第五号中「別表十三号」を「別表第十三号」に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

## 規 則

社会教育主事の資格認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

### 埼玉県教育委員会規則第七号

社会教育主事の資格認定に関する規則の一部を改正する規則

社会教育主事の資格認定に関する規則（昭和三十五年埼玉県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「一月以内に」を「申請書提出前六月以内に無帽で上半身を正面から」に、「名刺判大」を「縦四センチメートル、横三センチメートルのもの」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



埼玉県訓令第一号

訓令

本庁  
地域機関

職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

職員被服貸与規程（昭和四十二年埼玉県訓令第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二号中  
庁務作業に従事する者

女			男		
ズ ツ ク 靴	冬 用 作 業 衣	夏 用 作 業 衣	ズ ツ ク 靴	作 業 服	
	一	一		ズ ボン	上 衣
一	二	二	一	二	二

を  
庁務作業に従事する者

ズ ツ ク 靴	作 業 服	
	ズ ボン	上 衣
一	二	一
一	二	二

に改め、同表

第四十六号中

作 業 服		
ズ ボン	上 衣	
一	一	
二	二	

を

作 業 服		
ズ ボ	冬 用 上	夏 用 上

ン	衣	衣
二	一	一
二	二	二

に改める。

附則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

# 訓令

## 埼玉県訓令第二号

本庁  
地域機関

技能職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

技能職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

技能職員の勤務時間等に関する規程（昭和四十四年埼玉県訓令第五号）の一部を次のように改正する。

別表中越谷児童相談所の項を削り、埼玉学園の項を次のように改める。

埼玉学園	調理給食の業務に従事する職員	4週間で1週間について38時間45分	上に同じ。	4週間で8日とし、業務の実情に応じ所屬長が定める。	勤務時間が7時間45分の場合は45分以上2時間30分以内とし、その時限は、業務の実情に応じ所屬長が定める。
------	----------------	--------------------	-------	---------------------------	---

### 附則

この訓令は、公布の日から施行する。

埼玉県訓令第3号

訓令

本庁  
地域機関

埼玉県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県公印規程の一部を改正する訓令

埼玉県公印規程（昭和三十五年埼玉県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表中	分任出納員印	方	18	何任員 出	分納印	出	納	事	務
-----	--------	---	----	----------	-----	---	---	---	---

用	分	任	出	納	員	印	「		出	何任員	分納印	出	納	事	務	出	業
							分	任									

に改める。

納	事	務	用	分	任	出	納	員
出	納	事	務	用	福	社	業	企

附則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

## 埼玉県訓令第四号

## 訓 令

農 林 部

農林振興センター

埼玉県土地改良区等検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県土地改良区等検査規程の一部を改正する訓令

埼玉県土地改良区等検査規程（昭和四十八年埼玉県訓令第六十二号）の一部を次のように改正する。

令達先中「土地改良事務所」を「農林振興センター」に改め、「中川水系農業水利事務所」を削る。

第一条中「含む」の下に「。第二条第三項において同じ」を加え、「又は」を「、」に、「数人共同して土地改良事業を行う者」を「土地改良事業を行う法第三条に規定する資格を有する者又は地方連合会」に改める。

第四条に次のただし書を加える。

ただし、特に必要があると認められる場合は、検査実施日の属する事業年度の前事業年度開始の前日についても検査対象期間とすることができる。

第五条の見出しを「（検査の場所及び方法）」に改め、同条に次の二項を加える。

2 検査は、実地検査、書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。次項及び第十一条において同じ。）の検査又はこれらを組み合わせた方法により行う。

3 検査員は、検査の事前又は事後に、検査に必要な書面の作成及び提出を求めることができる。

第六条に次のただし書を加える。

ただし、特に必要があると認められる場合は、あらかじめ通知をしないで行うことができる。

第九条（見出しを含む。）中「検査」を「実地検査」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第8条関係）

（裏）

<p>注 意</p>
<p>1 本証は、土地改良区等の検査に際し、必ず携帯すること。</p>
<p>2 本証は、検査を受ける土地改良区等より請求があつたときは、提示すること。</p>
<p>3 本証を紛失・毀損したとき、又は記載事項に変更が生じたときは、直ちに知事に届け出ること。</p>
<p>4 本証は、検査員でなくなつた場合は、直ちに返付すること。</p>

（表）

<p>第 号</p> <p>土地改良区等検査員証</p>	
<p>写 真</p>	<p>所属 職名 氏名</p>
<p>上記の者は、土地改良法第132条第1項及び第133条の規定により検査を行う職員であることを証明する。</p>	
<p>年 月 日交付</p> <p>埼玉県知事 氏 名 印</p>	

## 附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に交付されている改正前の別記様式による証票は、改正後の別記様式による証票とみなす。

## 訓 令

### 埼玉県教育委員会教育長訓令第一号

埼玉県教育局  
県立教育機関

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年三月二十九日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程（昭和五十六年埼玉県教育委員会教育長訓令第五号）の一部を次のように改正する。

別表第二さきたま史跡の博物館長の項第一号委任事務の欄中「項において「法」を「号」において「法」」に改め、同欄に次の一号を加える。

二 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二百五条第一項の規定により所有権が県に帰属した文化財である資料の利用及び貸出しを許可すること。別表第四教育総務部の表総務課の項に次のように加える。

<p>八 行政事件訴訟に関する事務</p>	<p>1 行政事件訴訟について、応訴を決定し、及び訴訟の方針を決定すること。</p> <p>2 行政事件訴訟に関し、訴訟代理人を選任し、又は解任すること。</p>	<p>1 規則第八条第一項の規定に基づき、審査の併合又は分離の申請をすること。</p> <p>2 規則第九条第一項の規定に基づき、人事委員会に対し答弁書及び証拠を提出すること。</p> <p>3 規則第九条第五項及び第七項の規定に基づき、人</p>
<p>九 不利益処分についての審査請求に関する事務</p>	<p>不利益処分についての審査請求に関する規則（昭和二十六年埼玉県人事委員会規則一一一。以下この項において「規則」という。）第十七条第一項の規定に基づき、人事委員会に対し再審査を請求すること。</p>	<p>1 規則第八条第一項の規定に基づき、審査の併合又は分離の申請をすること。</p> <p>2 規則第九条第一項の規定に基づき、人事委員会に対し答弁書及び証拠を提出すること。</p> <p>3 規則第九条第五項及び第七項の規定に基づき、人</p>

		<p>事委員会に対し意見を述べ、又は証拠の申し出をすること。</p> <p>4 規則第十条第二項の規定に基づき、答弁書又は反論書を提出すること。</p> <p>5 規則第十条第四項の規定に基づき、証人として出席させることの承認申請をすること。</p> <p>6 規則第十条第七項の規定に基づき、意見を述べること。</p>
--	--	--

別表第四教育総務部の表教職員課の項第四号及び第五号を削る。

別表第四市町村支援部の表文化資源課の項第一号事務の種類の中「昭和二十五年法律第二百十四号。」を削る。

附 則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。



## 管理規程

### 埼玉県公営企業管理規程第一号

埼玉県企業局公用車管理規程の一部を改正する規程をここに定める。

令和四年三月二十九日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

埼玉県企業局公用車管理規程の一部を改正する規程

埼玉県企業局公用車管理規程（昭和五十九年公営企業管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

第二条中第三項を削る。

第三条（見出しを含む。）中「所属長」を「保有機関の長」に改める。

第四条第一項及び第二項中「所属長」を「保有機関の長」に改める。

第五条を次のように改める。

（使用承認手続）

第五条 公用車を使用しようとする者は、あらかじめ様式第一号の公用車使用申込報告簿により、保有機関の長の承認を受けなければならない。

二 前項の規定にかかわらず、緊急その他やむを得ない事由により使用する場合は、口頭により承認を受けることができる。この場合においては、公用車の使用後速やかに前項に定める手続をとるものとする。

三 前二項の規定により承認を受けた公用車の使用内容を変更しようとするときは、その旨を、速やかに保有機関の長に連絡するものとする。

四 前項までの規定は、公用車を通勤の用に供する場合には適用しない。

第六条中「所属長」を「保有機関の長」に、「配車の依頼」を「使用申込」に、「公用車使用者」を「公用車の使用者」に改める。

第七条中「専任の自動車運転員のほか、」を削り、「所属長」を「保有機関の長」に改める。

第八条中「所属長」を「保有機関の長」に改める。

第九条中「所属長」を「保有機関の長」に、「様式第三号」を「様式第二号」に改める。

第十条を次のように改める。

（運転報告等）

第十条 運転者は、公用車の運転終了後、公用車使用申込報告簿により保有機関の長に報告しなければならない。

第十一条中「所属長」を「保有機関の長及び所属長」に改める。

第十二条中「所属長」を「保有機関の長」に改める。

様式第一号を削り、様式第二号を様式第一号とし、様式第三号を様式第二号とし、様式第四号を削る。

附 則

この規程は、令和四年四月一日から施行する。

## 管 理 規 程

### 埼玉県公営企業管理規程第二号

埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年三月二十九日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県公営企業財務規程（昭和三十九年埼玉県公営企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第三項中「契約書」の下に「（契約内容を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）」を加える。

第六十条第一項中「支払済通知書を本庁の企業出納員に送付するとともに、」を削る。

第六十条第二項中「支払済通知書を本庁の企業出納員に送付するとともに、」を削る。

第七十七条中「書面」を「書類」に改める。

第七十九条第一項第十号中「契約書案」の下に「（契約内容を記録した電磁的記録による案を含む。以下同じ。）」を加える。

第二百二十九条第一項中「書面」を「書類」に改める。

第二百二十九条第二項中「書面」を「書類」に改める。

第四百七十七条の二第一項中「書面」を「書類」に改める。

第六百六十三条中「の様式は、別記のとおりとする。」を「（以下この条において「帳簿等」という。）は、別記に掲げる様式により作成するものとする。ただし、帳簿等を電磁的記録により作成する場合には、当該様式のうち管理者が定める欄等の記載を省略して作成することができる。」に改める。

様式第十五号（一）中

課(所)  
長

を

課所長

に改める。

様式第三十三号を次のように改める。

様式第33号

口座振替納付届

年 月 日

(宛先)

(収入徴収権者)

納入者 住所・所在地  
(契約者) (フリガナ)  
氏名・名称  
(フリガナ)  
(代表者氏名) 印

私は、埼玉県に納入する  
納入したいので、届出します。

を下記のとおり口座振替の方法により

記

納入金の内容	銀行 信用金庫						
金融機関名	銀行 信用金庫		本(支)店				
預金種別	普通・当座	口座番号					
預金者名 (フリガナ)						銀行 届出印	

上記の口座振替の方法による納入について承諾します。

年 月 日

銀行 信用金庫 本(支)店の長  
取扱者名

様式第三十四号（一）中「工業用水道料金」の次に「及び水道用水料金」を加える。

様式第三十四号（二）中「工業用水道料金」の次に「及び水道用水料金」を加える。

様式第三十四号（三）中「工業用水道料金」の次に「及び水道用水料金」を加える。

様式第三十四号（四）中「工業用水道料金」の次に「及び水道用水料金」を加える。

様式第四十四号を次のように改める。

様式第 44号 削除

様式第四十九号中「㊦」を削り、「あて先」を「宛先」に改める。

様式第五十六号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

様式第五十七号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

様式第五十八号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

附 則

この規程は、令和四年四月一日から施行する。

## 管 理 規 程

### 埼玉県流域下水道事業管理規程第一号

埼玉県下水道局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年三月二十九日

埼玉県下水道事業管理者 今 成 貞 昭

埼玉県下水道局組織規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道局組織規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表に次のように加える。

下水道管理課	調整幹	上司の命を受け、局内における企画調整及び議会の連絡調整に関する事務その他特に指定された事項を掌理し、これらの事務を処理するため職員を指揮監督するとともに、課長を助け、職員の担任する事務を監督し、課の事務を総括整理する。
--------	-----	---

附 則

この規程は、令和四年四月一日から施行する。

## 管 理 規 程

### 埼玉県流域下水道事業管理規程第二号

埼玉県下水道局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年三月二十九日

埼玉県下水道事業管理者 今 成 貞 昭

埼玉県下水道局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道局事務の委任及び決裁に関する規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「主幹（）」の下に「調整幹、」を加える。

第十五条第三項第三号中「主幹（）」の下に「調整幹及び」を加え、同項第四号中「前三号」を「前四号」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

- 一 下水道管理課にあつては調整幹

#### 附 則

この規程は、令和四年四月一日から施行する。

## 管 理 規 程

### 埼玉県流域下水道事業管理規程第三号

埼玉県下水道局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年三月二十九日

埼玉県下水道事業管理者 今 成 貞 昭

埼玉県下水道局職員給与規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道局職員給与規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

別表第三を次のように改める。



別表第三（第二条関係）  
下水道企業職給料表級別職務区分表

機関の区分	職務の級	職
各機関共通	一級	主事 技師 専門員
	二級	主事 技師 専門員
	三級	主任 主任専門員
本庁	三級	主査 工事検査員 課付
	四級	主査 工事検査員 課付
	五級	主幹 主任工事検査員 課付
	六級	調整幹 副課長 主幹 副室長 副主席工事検査員 主任工事検査員 課付
	七級	課長 技術評価幹 総合技術幹 主席工事検査員 副参事 局付
	八級	局長 契約局長 総合技術センター所長 参事 局付
	九級	局長 参事 局付
	十級	参事 局付
地域機関	三級	担当課長 所付
	四級	担当課長 所付
	五級	担当部長 所付
	六級	副所長 担当部長 所付
	七級	所長

備考 現に上位の級に決定されている職については、本表にかかわらず、従前の例による。

別表第四中「副課長」を「課長」に改める。

附 則

この規程は、令和四年四月一日から施行する。

## 管 理 規 程

### 埼玉県流域下水道事業管理規程第四号

埼玉県下水道局公用車管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年三月二十九日

埼玉県下水道事業管理者 今 成 貞 昭

埼玉県下水道局公用車管理規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道局公用車管理規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「総務を担当する副課長」を「調整幹」に改める。

#### 附 則

この規程は、令和四年四月一日から施行する。

## 管理規程

### 埼玉県流域下水道事業管理規程第五号

埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年三月二十九日

埼玉県下水道事業管理者 今 成 貞 昭

埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県流域下水道事業財務規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「副課長」を「調整幹又は副課長」に改める。

第十三条の見出し中「副課長等」を「調整幹等」に改め、同条第一項中「副課長」を「調整幹若しくは副課長」に改める。

第三十八条第三項中「契約書」の下に「（契約内容を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）」を加える。

第一百七十七条中「書面」を「書類」に改める。

第九十二条の表支出負担行為の部課長の項中「副課長」を「調整幹・副課長」に改め、同部副課長の項中「副課長」を「調整幹又は副課長」に改め、同部副課長の項中「副課長」を「調整幹又は副課長」に改め、同表支出負担行為に関する確認の部及び支出の部中「副課長」を「調整幹・副課長」に改める。

第二百二条第一項中「書面」を「書類」に改める。

第二百三条第三項第二号ロを次のように改める。

- ロ 契約書案（契約内容を記録した電磁的記録による案を含む。以下同じ。）  
（契約を変更する場合は、変更契約書案（変更契約内容を記録した電磁的記録による案を含む。以下同じ。）

様式第二十二号中

上記の口座振替の方法による納入について、承諾します。 年 月 日 銀 行 本（支）店の長 印
--

上記の口座振替の方法による納入について、承諾します。 年 月 日 銀 行 本（支）店の長 取扱者名
--

を

に改める。

様式第四十二号中「印」を削る。

様式第四十三号中「四」を削る。

様式第四十四号中「四」を削る。

附 則

1 この規程は、令和四年四月一日から施行する。

2 この規程による改正前の埼玉県流域下水道事業財務規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

## 告 示

### 埼玉県告示第二百五十九号

埼玉県議会令和四年二月定例会において議決された令和三年度埼玉県一般会計補正予算（第十五号）、令和三年度埼玉県公債費特別会計補正予算（第一号）、令和三年度埼玉県証紙特別会計補正予算（第一号）、令和三年度埼玉県市町村振興事業特別会計補正予算（第一号）、令和三年度埼玉県災害救助事業特別会計補正予算（第一号）、令和三年度地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金事業等特別会計補正予算（第一号）、令和三年度埼玉県国民健康保険事業特別会計補正予算（第三号）、令和三年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計補正予算（第一号）、令和三年度埼玉県用地事業特別会計補正予算（第一号）、令和三年度埼玉県営住宅事業特別会計補正予算（第一号）、令和三年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計補正予算（第一号）、令和三年度埼玉県公営競技事業特別会計補正予算（第二号）、令和三年度埼玉県工業用水道事業会計補正予算（第二号）、令和三年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算（第二号）、令和三年度埼玉県地域整備事業会計補正予算（第二号）及び令和三年度埼玉県流域下水道事業会計補正予算（第一号）を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

令和3年度埼玉県一般会計補正予算（第15号）

令和3年度埼玉県一般会計の補正予算（第15号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,143,503千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,726,882,219千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加及び変更は、「第3表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の追加及び変更は、「第4表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の変更は、「第5表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県 税		755,100,000	50,200,000	805,300,000
	1 県 民 税	302,190,000	17,010,000	319,200,000
	2 事 業 税	135,967,000	32,949,000	168,916,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	1,935,698	241,000	2,176,698
2 地方消費税清算金		303,988,000	11,628,000	315,616,000
	1 地方消費税清算金	303,988,000	11,628,000	315,616,000
3 地方譲与税		87,587,000	32,724,262	120,311,262
	1 特別法人事業譲与税	83,688,000	32,723,000	116,411,000
	6 森林環境譲与税	134,228	1,262	135,490
4 地方特例交付金		5,748,000	△244,491	5,503,509
	1 地方特例交付金	5,748,000	△244,491	5,503,509



5 地方交付税		216,725,000	75,771,946	292,496,946
	1 地方交付税	216,725,000	75,771,946	292,496,946
7 分担金及び負担金		3,349,412	△182,795	3,166,617
	1 分担金	245,521	△56,815	188,706
	2 負担金	3,103,891	△125,980	2,977,911
8 使用料及び手数料		26,484,446	△390,229	26,094,217
	1 使用料	15,682,447	△259,590	15,422,857
	2 手数料	10,801,999	△130,639	10,671,360
9 国庫支出金		824,650,436	△53,533,647	771,116,789
	1 国庫負担金	120,355,850	△467,466	119,888,384
	2 国庫補助金	697,835,301	△52,709,080	645,126,221
	3 委託金	6,459,285	△357,101	6,102,184
10 財産収入		8,187,189	519,839	8,707,028
	1 財産運用収入	5,846,317	△81,727	5,764,590
	2 財産売却収入	2,340,872	601,566	2,942,438

款	項	補正前の額	補正額	計
11 寄 附 金		163,119	392,631	555,750
	1 寄 附 金	163,119	392,631	555,750
12 繰 入 金		86,454,256	△57,173,576	29,280,680
	1 特 別 会 計 繰 入 金	1,555,084	158,968	1,714,052
	2 基 金 繰 入 金	84,899,172	△57,332,544	27,566,628
13 繰 越 金		7,687,352	19,459,837	27,147,189
	1 繰 越 金	7,687,352	19,459,837	27,147,189
14 諸 収 入		44,665,506	984,726	45,650,232
	1 延滞金、加算金及び過料等	1,997,390	△106,701	1,890,689
	2 預 金 利 子	2,400	2,100	4,500
	3 貸 付 金 元 利 収 入	2,403,128	△690	2,402,438
	4 受 託 事 業 収 入	4,214,616	△203,384	4,011,232
	5 収 益 事 業 収 入	14,325,417	3,549,340	17,874,757
	7 雑 入	21,721,555	△2,255,939	19,465,616
15 県 債		342,493,000	△68,013,000	274,480,000
	1 県 債	342,493,000	△68,013,000	274,480,000
歳 入	合 計	2,714,738,716	12,143,503	2,726,882,219

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		3,211,303	△169,480	3,041,823
	1 議会費	3,211,303	△169,480	3,041,823
2 総務費		95,277,046	75,357,503	170,634,549
	1 総務管理費	27,513,129	79,046,225	106,559,354
	2 企画費	7,732,751	△1,372,243	6,360,508
	3 県民費	10,602,012	△993,456	9,608,556
	4 環境費	8,975,534	△658,994	8,316,540
	5 徴税費	27,313,103	△147,144	27,165,959
	6 市町村振興費	4,814,722	△345,260	4,469,462
	8 防災費	3,501,802	△92,623	3,409,179
	9 統計調査費	898,704	△37,339	861,365
	10 人事委員会費	304,200	△28,671	275,529
	11 監査委員費	302,364	△12,992	289,372

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		457,381,036	△8,169,821	449,211,215
	1 社会福祉費	340,808,851	△3,180,248	337,628,603
	2 児童福祉費	104,193,022	△4,450,667	99,742,355
	3 生活保護費	12,328,605	△529,805	11,798,800
	4 災害救助費	50,558	△9,101	41,457
4 衛生費		372,966,177	△42,287,866	330,678,311
	1 公衆衛生費	332,997,082	△40,411,905	292,585,177
	2 環境衛生費	4,622,900	△549,543	4,073,357
	4 医薬費	12,155,504	△1,326,418	10,829,086
5 労働費		6,018,392	△405,025	5,613,367
	1 労政費	2,164,633	△80,114	2,084,519
	2 職業訓練費	3,696,605	△321,529	3,375,076
	3 労働委員会費	157,154	△3,382	153,772
6 農林水産業費		25,830,738	△2,853,691	22,977,047
	1 農業費	9,066,390	△1,073,760	7,992,630

	2 蚕糸特産及び水産業費	407,247	△5,087	402,160
	3 畜産業費	1,425,186	77,125	1,502,311
	4 林業費	4,566,245	△385,263	4,180,982
	5 農地費	10,365,670	△1,466,706	8,898,964
7 商工費		323,360,369	△14,066,864	309,293,505
	1 商工業費	318,651,008	△17,771,443	300,879,565
	2 観光費	4,709,361	3,704,579	8,413,940
8 土木費		161,217,617	△3,569,697	157,647,920
	1 土木管理費	10,891,099	△211,681	10,679,418
	2 道路橋りょう費	68,585,233	△1,605,777	66,979,456
	3 河川費	55,557,578	△1,365,744	54,191,834
	4 都市計画費	25,618,421	△366,491	25,251,930
	5 住宅費	565,286	△20,004	545,282
9 警察費		149,236,381	△2,166,848	147,069,533
	1 警察管理費	135,234,255	△1,884,110	133,350,145
	2 警察活動費	14,002,126	△282,738	13,719,388

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		490,479,346	△16,118,887	474,360,459
	1 教育総務費	51,925,111	△3,642,370	48,282,741
	2 小学校費	138,328,611	△3,067,123	135,261,488
	3 中学校費	83,096,412	△2,466,931	80,629,481
	4 高等学校費	100,766,856	△3,874,460	96,892,396
	5 特別支援学校費	47,139,360	△2,458,604	44,680,756
	6 大学費	2,432,184	△88,566	2,343,618
	8 社会教育費	4,505,424	△381,864	4,123,560
	9 保健体育費	1,297,430	△138,969	1,158,461
11 災害復旧費		5,313,028	△516,066	4,796,962
	1 農林水産施設災害復旧費	1,220,621	△516,066	704,555
12 公債費		281,951,115	14,582,799	296,533,914
	1 公債費	281,951,115	14,582,799	296,533,914
13 諸支出金		341,496,168	12,527,446	354,023,614
	1 公営企業支出金	13,306,168	△737,554	12,568,614
	2 地方消費税清算金	138,991,000	111,000	139,102,000

	5 配 当 割 交 付 金	5,189,000	2,011,000	7,200,000
	6 株式等譲渡所得割交付金	5,616,000	2,984,000	8,600,000
	7 法 人 事 業 税 交 付 金	9,796,000	2,419,000	12,215,000
	8 地 方 消 費 税 交 付 金	155,731,000	6,009,000	161,740,000
	9 ゴルフ場利用税交付金	1,477,000	107,000	1,584,000
	11 軽油引取税交付金	7,017,000	△376,000	6,641,000
歳 出	合 計	2,714,738,716	12,143,503	2,726,882,219

第2表 継続費補正

変更

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
3 民生費	2 児童福祉費	熊谷児童相談所・ 一時保護所棟整備費 (解体工事)	134,367	令和2年度	69,367	91,091	令和2年度	69,367
				令和3年度	65,000		令和3年度	21,724
7 商工費	1 商工業費	産業文化センター 施設整備事業費	8,157,975	令和2年度	785,318	6,719,817	令和2年度	785,318
				令和3年度	4,066,827		令和3年度	2,628,669
				令和4年度	3,305,830		令和4年度	3,305,830
10 教育費	4 高等学校費	県立高等学校実験 実習棟改築費(令和 元年度着工分)	2,013,667	令和元年度	1,802,273	1,910,573	令和元年度	1,802,273
				令和2年度	52,732		令和2年度	52,732
				令和3年度	158,662		令和3年度	55,568
	5 特別支援 学校費	県東部地域特別 支援学校(仮称) 校舎整備費	4,002,499	令和2年度	204,081	4,002,273	令和2年度	204,081
				令和3年度	1,675,034		令和3年度	1,674,808
				令和4年度	2,123,384	令和4年度	2,123,384	



第3表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	県有財産管理営繕事業費	610,007
	2 企画費	地域公共交通活性化事業費	27,600
		国土調査費	54,845
3 民生費	1 社会福祉費	介護保険制度推進事業費	6,077
		介護職員処遇改善特別対策事業費	383,304
		老人福祉施設整備助成費	177,858
4 衛生費	1 公衆衛生費	新型コロナウイルス感染症対策事業費	41,144,771
		新型コロナウイルスワクチン接種体制整備事業費	6,115,720
	2 環境衛生費	動物指導センター運営費	8,140
		生活基盤施設耐震化等補助	110,104
	4 医薬費	医療施設防災対策推進事業費	30,368

款	項	事業名	金額	
6 農 林 水 産 業 費	1 農 業 費	農業委員会等育成費	13,640	
		県産農産物販売促進特別対策事業費	106,587	
		埼玉園芸生産力強化支援費	614,881	
		米麦産地育成対策費	296,783	
	3 畜 産 業 費	秩父高原牧場費	87,746	
		家畜伝染病予防対策費	89,490	
		家畜保健衛生所機能強化事業費	49,000	
	4 林 業 費	水源地域の森づくり事業費	217,994	
		林業・木材産業構造改革事業費	377,678	
		都市と山村交流の森管理事業費	15,968	
		森林管理道整備事業費	364,249	
			かんがい排水事業費	350,723

	5 農 地 費	農道整備事業費	127,500
		団体営土地改良事業費	44,848
		水辺周辺活用事業費	55,300
		基幹水利施設管理事業費	10,100
7 商 工 費	1 商 工 業 費	映像関連産業振興費	39,490
	2 観 光 費	彩の国観光振興推進費	7,850,892
	2 道 路 橋 り よ う 費	道路台帳整備費	120,000
	3 河 川 費	河川管理費	31,520
		河川維持修繕費	270,000
		河川改修調査費	303,562
		市町村治水事業費負担金	19,000
	河川施設震災対策費	99,648	

款	項	事業名	金額
8 土 木 費		砂防維持修繕費	400,000
		急傾斜地崩壊対策費	61,000
	4 都 市 計 画 費	さいたま新都心管理事業費	179,106
		市街地再開発促進費補助	2,650
		市街地再開発事業等公共施設管理者負担金	58,740
		連続立体交差費	52,881
		連続立体交差事業費	1,302,684
		埼玉スタジアム2002公園管理運営費	1,317,440
	埼玉スタジアム2002公園施設整備費	76,480	
9 警 察 費	1 警 察 管 理 費	ヘリコプター活動経費	5,384
	2 警 察 活 動 費	一般活動費	2,575
		交通安全施設整備費	61,277

10 教 育 費	1 教 育 総 務 費	県立学校建物等維持管理費	33,052
		快適ハイスクール施設整備費	88,970
		県立学校大規模改修費	673,467
		県立学校体育館整備費	61,903
	4 高 等 学 校 費	県立高等学校実験実習棟改築費	361,494
	6 大 学 費	公立大学法人埼玉県立大学運営費	90,430
11 災 害 復 旧 費	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	森林管理道災害復旧対応事業費（過年度分）	502,554
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	公共土木施設災害復旧対応事業費（過年度分）	394,207
		都市施設災害復旧対応事業費（過年度分）	1,604,741

変更

(単位 千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	介護基盤緊急整備等 特別対策事業費	120,000	介護基盤緊急整備等 特別対策事業費	902,745
6 農林水産業費	4 林業費	森林整備推進事業費	40,724	森林整備推進事業費	88,702
		治山事業費	100,000	治山事業費	466,187
	5 農地費	ほ場整備事業費	451,259	ほ場整備事業費	742,244
		農地防災事業費	1,019,735	農地防災事業費	1,403,965
7 商工費	1 商工業費	新型コロナウイルス感染症対策協力金支給事業費	22,240,304	新型コロナウイルス感染症対策協力金支給事業費	95,942,200
		舗装道整備費	203,000	舗装道整備費	1,073,000
		道路環境整備費	15,000	道路環境整備費	275,000

		災 害 防 除 費	192,000	災 害 防 除 費	534,600
		電線地中化（道路） 整 備 費	170,000	電線地中化（道路） 整 備 費	279,900
		自転車歩行者道整備費	93,500	自転車歩行者道整備費	385,443
		交 差 点 整 備 費	46,000	交 差 点 整 備 費	198,196
		道 路 安 全 施 設 費	522,200	道 路 安 全 施 設 費	1,081,700
		自転車通行環境整備費	10,000	自転車通行環境整備費	20,900
		交通安全施設整備事業費	200,000	交通安全施設整備事業費	256,847
	2 道路橋りょう費	社会資本整備総合交付金 （交通安全）事業費	3,578,067	社会資本整備総合交付金 （交通安全）事業費	3,786,788
		道路構造物維持事業費	356,000	道路構造物維持事業費	522,400
		道 路 改 築 費	285,000	道 路 改 築 費	996,166

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
8 土 木 費		道 路 改 築 事 業 費	201,500	道 路 改 築 事 業 費	566,200
		社会資本整備総合交付金 ( 改 築 ) 事 業 費	6,747,250	社会資本整備総合交付金 ( 改 築 ) 事 業 費	8,095,813
		橋 り よ う 修 繕 費	2,087,000	橋 り よ う 修 繕 費	3,986,100
		橋 り よ う 補 修 事 業 費	784,800	橋 り よ う 補 修 事 業 費	845,600
		橋 り よ う 架 換 費	878,000	橋 り よ う 架 換 費	985,782
		橋 り よ う 整 備 事 業 費	1,170,000	橋 り よ う 整 備 事 業 費	1,533,215
		緊 急 浚 渫 推 進 費	300,000	緊 急 浚 渫 推 進 費	1,403,000
		排水機場等維持修繕費	198,000	排水機場等維持修繕費	1,128,235
		ダ ム 等 施 設 管 理 費	8,400	ダ ム 等 施 設 管 理 費	339,874



		河川改修費	1,897,000	河川改修費	6,737,712
		社会資本整備総合交付金 (河川)事業費	16,811,981	社会資本整備総合交付金 (河川)事業費	20,130,167
		河川改修事業費	1,468,537	河川改修事業費	1,556,537
	3 河川費	川の再生推進費	140,000	川の再生推進費	368,426
		砂防施設費	20,000	砂防施設費	198,180
		急傾斜地崩壊対策事業費	60,000	急傾斜地崩壊対策事業費	65,000
		社会資本整備総合交付金 (砂防)事業費	564,000	社会資本整備総合交付金 (砂防)事業費	661,000
		社会資本整備総合交付金 (急傾斜地)事業費	280,000	社会資本整備総合交付金 (急傾斜地)事業費	315,000
		砂防施設事業費	308,000	砂防施設事業費	559,000
		社会資本整備総合交付金 (区画整理)事業費	12,778	社会資本整備総合交付金 (区画整理)事業費	222,778

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
	4 都 市 計 画 費	公共団体区画整理事業 県 道 整 備 費	6,069	公共団体区画整理事業 県 道 整 備 費	42,586
		つくばエクスプレス沿線 地 域 整 備 推 進 費	733,076	つくばエクスプレス沿線 地 域 整 備 推 進 費	1,557,603
		街 路 整 備 費	525,600	街 路 整 備 費	2,278,792
		街 路 改 良 事 業 費	886,500	街 路 改 良 事 業 費	1,974,968
		社会資本整備総合交付金 ( 街 路 ) 事 業 費	390,000	社会資本整備総合交付金 ( 街 路 ) 事 業 費	1,074,088
		公 園 等 施 設 管 理 費	73,006	公 園 等 施 設 管 理 費	387,729
		公 園 等 施 設 整 備 費	259,655	公 園 等 施 設 整 備 費	1,425,960
		新 た な 森 建 設 費	200,000	新 た な 森 建 設 費	863,294
		社会資本整備総合交付金 ( 公 園 ) 事 業 費	234,558	社会資本整備総合交付金 ( 公 園 ) 事 業 費	245,558

第4表 債務負担行為補正

追 加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
埼玉スタジアム2002公園管理運営	令和4年度	46,618

変更

(単位 千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
災害拠点精神科病院整備事業	令和 4 年 度	649,036	令和 4 年 度 から 令和 5 年 度 まで	839,231
中小企業者制度融資貸付事業利子補助 (令和 3 年度融資分)	令和 4 年 度 から 令和 1 8 年 度 まで	14,552,375	令和 4 年 度 から 令和 1 8 年 度 まで	3,728,804

第5表 地方債補正

変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
低公害車整備事業	100,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利率に借り換えることができる。	83,000			(補正前に同じ。)
県有施設整備事業	8,708,000	同	上	同	上	6,757,000		(同 上)
試験研究機関等設備整備事業	68,000	同	上	同	上	61,000		(同 上)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
緑の森博物館 用地購入事業	47,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	36,000		(補正前に同じ。)	
身近な緑公有地化事業	132,000	同上	同上	同上	64,000		(同上)	
心身障害児(者)援護施設等整備事業	1,043,000	同上	同上	同上	405,000		(同上)	
老人福祉施設整備事業	1,714,000	同上	同上	同上	1,275,000		(同上)	

児童福祉施設整備事業	300,000	同	上	同	上	同	上	167,000	(	同	上)
児童相談所整備事業	569,000	同	上	同	上	同	上	506,000	(	同	上)
災害拠点精神科病院 整備事業	160,000	同	上	同	上	同	上	9,000	(	同	上)
高等技術専門校 施設整備事業	239,000	同	上	同	上	同	上	221,000	(	同	上)
農林振興センター 施設整備事業	3,000	同	上	同	上	同	上	4,000	(	同	上)
農業技術研究センター 施設整備事業	136,000	同	上	同	上	同	上	132,000	(	同	上)
県単独林道事業	256,000	同	上	同	上	同	上	247,000	(	同	上)
林道事業	314,000	同	上	同	上	同	上	205,000	(	同	上)
県単独治山事業	374,000	同	上	同	上	同	上	372,000	(	同	上)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
治山事業	167,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	134,000		(補正前に同じ。)	
農業基盤整備事業	1,513,000	同上	同上	同上	1,408,000		(同上)	
県単独農業基盤整備事業	828,000	同上	同上	同上	777,000		(同上)	
直轄事業（土地改良）負担金	393,000	同上	同上	同上	285,000		(同上)	



産業文化センター 施設整備事業	3,908,000	同	上	同	上	同	上	2,534,000	(同	上)
彩の国ビジュアルプラザ 設備整備事業	166,000	同	上	同	上	同	上	165,000	(同	上)
産業技術総合センター 施設整備事業	247,000	同	上	同	上	同	上	201,000	(同	上)
道 路 事 業	11,323,000	同	上	同	上	同	上	10,765,000	(同	上)
県単独道路建設事業	25,554,000	同	上	同	上	同	上	25,530,000	(同	上)
直轄事業負担金	14,338,000	同	上	同	上	同	上	13,708,000	(同	上)
県単独河川改修事業	14,023,000	同	上	同	上	同	上	14,018,000	(同	上)
河 川 事 業	12,829,000	同	上	同	上	同	上	12,405,000	(同	上)
砂 防 事 業	961,000	同	上	同	上	同	上	931,000	(同	上)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
都市環境整備事業	513,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	380,000		(補正前に同じ。)	
街路事業	3,057,000	同上	同上	同上	3,002,000		(同上)	
県単独街路事業	3,188,000	同上	同上	同上	3,062,000		(同上)	
県単独公園事業	4,193,000	同上	同上	同上	4,020,000		(同上)	

公園事業	212,000	同	上	同	上	同	上	290,000	(	同	上)
警察署等 低公害車整備事業	122,000	同	上	同	上	同	上	103,000	(	同	上)
警察署庁舎建設事業	2,064,000	同	上	同	上	同	上	1,932,000	(	同	上)
交通安全施設整備事業	3,608,000	同	上	同	上	同	上	3,481,000	(	同	上)
県立高等学校建設事業	8,161,000	同	上	同	上	同	上	6,354,000	(	同	上)
県立特別支援学校 建設事業	4,592,000	同	上	同	上	同	上	4,107,000	(	同	上)
社会教育施設等整備事業	154,000	同	上	同	上	同	上	136,000	(	同	上)
公立大学法人埼玉県立 大学施設整備事業	312,000	同	上	同	上	同	上	273,000	(	同	上)
農林施設災害復旧事業	35,000	同	上	同	上	同	上	33,000	(	同	上)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道用水供給事業 出資	2,630,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	2,025,000		(補正前に同じ。)	
臨時財政対策債	205,000,000	同	同上	同上	147,638,000		(同上)	

令和3年度埼玉県公債費特別会計補正予算（第1号）

令和3年度埼玉県公債費特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16,151,107千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ518,200,511千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		310,869,404	16,151,107	327,020,511
	1 一般会計繰入金	193,981,599	16,177,126	210,158,725
	2 特別会計繰入金	1,588,805	△26,019	1,562,786
歳入合計		502,049,404	16,151,107	518,200,511

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公 債 費		502,049,404	16,151,107	518,200,511
	1 公 債 費	502,049,404	16,151,107	518,200,511
歳 出	合 計	502,049,404	16,151,107	518,200,511

令和3年度埼玉県証紙特別会計補正予算（第1号）

令和3年度埼玉県証紙特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ130,926千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,572,435千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 証紙収入		15,703,360	△130,926	15,572,434
	1 証紙収入	15,703,360	△130,926	15,572,434
歳入合計		15,703,361	△130,926	15,572,435

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 繰 出 金		15,695,361	△130,926	15,564,435
	1 一 般 会 計 繰 出 金	15,695,361	△130,926	15,564,435
歳 出 合 計		15,703,361	△130,926	15,572,435



令和3年度埼玉縣市町村振興事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度埼玉縣市町村振興事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,068,144千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,551,925千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位 千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 繰 入 金		7,500,000	△1,115,743	6,384,257
	1 基 金 繰 入 金	7,500,000	△1,115,743	6,384,257
4 諸 収 入		6,103,537	47,599	6,151,136
	1 貸 付 金 元 利 収 入	6,103,537	47,599	6,151,136
歳 入 合 計		13,620,069	△1,068,144	12,551,925

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市町村振興事業費		13,620,069	△1,068,144	12,551,925
	1 市町村振興事業費	13,620,069	△1,068,144	12,551,925
歳 出	合 計	13,620,069	△1,068,144	12,551,925

令和3年度埼玉県災害救助事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度埼玉県災害救助事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,726千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ705,140千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 財産収入		11,080	△1,726	9,354
	1 財産運用収入	11,080	△1,726	9,354
歳入合計		706,866	△1,726	705,140

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 災害救助事業費		706,866	△1,726	705,140
	2 基金積立金	11,082	△1,726	9,356
歳 出	合 計	706,866	△1,726	705,140

令和3年度地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金事業等特別会計補正予算（第1号）

令和3年度地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金事業等特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ62,494千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,320,950千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		7,806,444	△62,494	7,743,950
	1 負担金	7,806,444	△62,494	7,743,950
歳 入	合 計	11,383,444	△62,494	11,320,950

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 公 債 費		7,806,444	△62,494	7,743,950
	1 公 債 費	7,806,444	△62,494	7,743,950
歳 出 合 計		11,383,444	△62,494	11,320,950

第2表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
1 病院機構貸付金事業費	1 病院機構貸付金事業費	施設増改築工事費	55,000

令和3年度埼玉県国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和3年度埼玉県国民健康保険事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,246,297千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ632,056,868千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 国 庫 支 出 金		172,172,595	679,402	172,851,997
	1 国 庫 負 担 金	130,683,466	△195,402	130,488,064
	2 国 庫 補 助 金	41,489,129	874,804	42,363,933
6 財 産 収 入		44,041	△973	43,068
	1 財 産 運 用 収 入	44,041	△973	43,068
7 繰 入 金		53,239,064	74,405	53,313,469
	1 一 般 会 計 繰 入 金	40,836,725	74,405	40,911,130



8 繰越金		6,361,871	5,925,665	12,287,536
	1 繰越金	6,361,871	5,925,665	12,287,536
9 諸収入		2,759,166	△432,202	2,326,964
	1 雑収入	2,759,166	△432,202	2,326,964
歳入合計		625,810,571	6,246,297	632,056,868

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険事業費		625,810,571	6,246,297	632,056,868
	1 国民健康保険事業費	625,810,571	6,246,297	632,056,868
歳出合計		625,810,571	6,246,297	632,056,868

令和3年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,320千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,616千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 農業改良資金貸付勘定収入		2,461	△1,320	1,141
	1 繰越金	2,460	△1,320	1,140
4 農業改良資金業務勘定収入		365	0	365
	1 繰入金	304	△304	0
	2 繰越金	58	304	362
歳入合計		29,936	△1,320	28,616

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 農業改良資金貸付勘定		2,461	△1,320	1,141
	1 農業改良資金貸付費	2,461	△1,320	1,141
歳 出 合 計		29,936	△1,320	28,616

令和3年度埼玉県用地事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度埼玉県用地事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ806,764千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ298,489千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		105,003	193,252	298,255
	1 財産運用収入	22,003	27,913	49,916
	2 財産売却収入	83,000	165,339	248,339
2 繰入金		1,000,248	△1,000,248	0
	1 繰入金	1,000,248	△1,000,248	0
3 繰越金		1	232	233
	1 繰越金	1	232	233
歳入合計		1,105,253	△806,764	298,489

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 用地事業費		1,105,253	△806,764	298,489
	1 用地事業費	1,105,253	△806,764	298,489
歳 出 合 計		1,105,253	△806,764	298,489

令和3年度埼玉県県営住宅事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度埼玉県県営住宅事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ812,946千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,392,944千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料		7,787,789	△128,199	7,659,590
	1 住宅使用料	7,787,789	△128,199	7,659,590

2 国庫支出金		2,058,512	△379,108	1,679,404
	1 国庫補助金	2,058,512	△379,108	1,679,404
3 財産収入		44,644	488	45,132
	1 財産運用収入	44,644	488	45,132
4 繰入金		1,150,825	△241,085	909,740
	1 繰入金	1,150,825	△241,085	909,740
5 繰越金		1	183,644	183,645
	1 繰越金	1	183,644	183,645
6 諸収入		11,119	34,314	45,433
	2 雑収入	10,661	34,314	44,975
7 県債		2,153,000	△283,000	1,870,000
	1 県債	2,153,000	△283,000	1,870,000
歳入合計		13,205,890	△812,946	12,392,944

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 住宅事業費		10,514,096	△733,435	9,780,661
	1 住宅管理費	6,906,865	△120,184	6,786,681
	2 住宅建設費	3,607,231	△613,251	2,993,980
2 繰出金		1,487,490	△53,208	1,434,282
	1 繰出金	1,487,490	△53,208	1,434,282
3 公債費		1,194,304	△26,303	1,168,001
	1 公債費	1,194,304	△26,303	1,168,001
歳出合計		13,205,890	△812,946	12,392,944



第2表 継続費補正

変更

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
		平成30年度 公営住宅建設費	3,034,516	平成30年度	163,180	2,653,131	平成30年度	163,180
				令和元年度	642,470		令和元年度	642,470
				令和2年度	1,514,405		令和2年度	1,514,405
				令和3年度	714,461		令和3年度	333,076
		令和元年度 公営住宅建設費	2,891,549	令和元年度	147,716	2,873,205	令和元年度	147,716
				令和2年度	546,889		令和2年度	546,889
				令和3年度	1,448,659		令和3年度	1,430,315
				令和4年度	748,285		令和4年度	748,285

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 住宅事業費	2 住宅建設費	令和3年度 公営住宅建設費	3,428,394	令和3年度	156,452	3,404,579	令和3年度	132,637
				令和4年度	678,494		令和4年度	678,494
				令和5年度	1,266,009		令和5年度	1,266,009
				令和6年度	898,197		令和6年度	898,197
				令和7年度	429,242		令和7年度	429,242
		令和2年度 公営住宅 解体事業費	543,653	令和2年度	442,464	442,464	令和2年度	442,464
				令和3年度	101,189		令和3年度	0
		令和3年度 公営住宅 団地再生 事業費	1,641,246	令和3年度	60,248	1,628,516	令和3年度	47,518
				令和4年度	180,378		令和4年度	180,378
令和5年度	1,006,849			令和5年度	1,006,849			
令和6年度	393,771			令和6年度	393,771			

第3表 地方債補正

変更

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公営住宅建設事業	2,153,000	普通貸借 又 証 券 発 行	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	1,870,000		( 補正前に同じ。 )	

令和3年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ164,010千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ587,218千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		11,274	△233	11,041
	1 財産運用収入	11,274	△233	11,041
2 繰入金		716,171	△163,991	552,180
	1 繰入金	716,171	△163,991	552,180
3 繰越金		1	△1	0
	1 繰越金	1	△1	0

4 諸 収 入		23,782	215	23,997
	1 貸付金元利収入	23,136	△6,821	16,315
	2 預金利子	1	△1	0
	3 雑 入	645	7,037	7,682
歳 入 合 計		751,228	△164,010	587,218

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 高等学校等奨学金事業費		751,228	△164,010	587,218
	1 高等学校等奨学金事業費	751,228	△164,010	587,218
歳 出 合 計		751,228	△164,010	587,218

令和3年度埼玉県公営競技事業特別会計補正予算（第2号）

令和3年度埼玉県公営競技事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,185,124千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44,998,842千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 入 場 料 収 入		48,777	△9,992	38,785
	1 入 場 料 収 入	48,776	△9,992	38,784
2 投 票 券 発 売 収 入		28,442,001	12,154,586	40,596,587
	1 投 票 券 発 売 収 入	28,400,000	12,134,959	40,534,959
	2 投 票 券 発 売 副 収 入	42,001	19,627	61,628
3 財 産 収 入		230,762	△642	230,120
	1 財 産 運 用 収 入	230,761	△642	230,119

4 繰越金		2	2,976,453	2,976,455
	1 繰越金	2	2,976,453	2,976,455
5 諸収入		1,092,176	64,719	1,156,895
	2 収益事業収入	1,092,174	64,719	1,156,893
歳入合計		29,813,718	15,185,124	44,998,842

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公営競技総務費		206,900	△642	206,258
	1 公営競技総務費	206,900	△642	206,258
2 公営競技事業費		29,275,401	11,636,426	40,911,827
	1 公営競技事業費	29,275,401	11,636,426	40,911,827
3 繰出金		325,417	3,549,340	3,874,757
	1 繰出金	325,417	3,549,340	3,874,757
歳出合計		29,813,718	15,185,124	44,998,842

令和3年度埼玉県工業用水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和3年度埼玉県工業用水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和3年度埼玉県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
(4) 主なる建設改良事業	762,855 千円	△145,092 千円	617,763 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

（単位 千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事業収益	2,120,217	△36,012	2,084,205
第1項 営業収益	1,991,633	△36,012	1,955,621



支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事業費	2,307,225	△104,551	2,202,674
第1項 営業費用	2,271,651	△129,848	2,141,803
第2項 営業外費用	31,573	25,297	56,870

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「598,666千円」を「551,174千円」に、「46,612千円」を「28,075千円」に、「370,000千円」を「350,000千円」に、「86,770千円」を「77,815千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的収入	290,058	△97,600	192,458
第1項 建設補助金	97,600	△97,600	0

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 支 出	888,724	△145,092	743,632
第1項 建 設 改 良 費	793,440	△145,092	648,348

(継続費)

第5条 継続費の年割額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	利根導水路大規模 地震対策事業	159,326	平成26年度	2,001	159,326	平成26年度	2,001
				平成27年度	8,613		平成27年度	8,613
				平成28年度	9,476		平成28年度	9,476
				平成29年度	15,534		平成29年度	15,534
				平成30年度	20,457		平成30年度	20,457
				令和元年度	25,570		令和元年度	25,570
				令和2年度	17,093		令和2年度	17,093
				令和3年度	10,910		令和3年度	8,991
				令和4年度	9,575		令和4年度	10,793
令和5年度	40,097	令和5年度	40,798					

令和3年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和3年度埼玉県水道用水供給事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和3年度埼玉県水道用水供給事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
(4) 主なる建設改良事業	16,810,762 千円	△2,852,132 千円	13,958,630 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

（単位 千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事業収益	48,263,870	△23,228	48,240,642
第1項 営業収益	43,481,310	△23,228	43,458,082

## 支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事業費	46,767,710	△112,483	46,655,227
第1項 営業費用	42,980,937	△721,573	42,259,364
第2項 営業外費用	3,746,772	609,090	4,355,862

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「20,965,123千円」を「20,348,318千円」に、「1,441,853千円」を「882,412千円」に、「19,523,270千円」を「19,465,906千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

## 収 入

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的収入	11,453,196	△2,451,084	9,002,112
第1項 建設補助金	1,580,221	△401,716	1,178,505
第2項 企業債	5,406,000	△1,444,000	3,962,000
第3項 他会計出資金	4,356,434	△605,000	3,751,434
第4項 他会計補助金	108,473	△368	108,105

## 支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 支 出	32,418,319	△3,067,889	29,350,430
第1項 建 設 改 良 費	17,647,992	△2,874,780	14,773,212
第2項 企 業 債 償 還 金	9,359,027	△274,300	9,084,727
第6項 過 年 度 国 庫 補 助 金 返 還 金		81,191	81,191

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
		水道水源開発 施設整備事業	79,609,658	平成16年度	4,510,469	79,609,658	平成16年度	4,510,469
				平成17年度	5,992,617		平成17年度	5,992,617
				平成18年度	7,513,430		平成18年度	7,513,430
				平成19年度	7,756,811		平成19年度	7,756,811
				平成20年度	6,077,752		平成20年度	6,077,752
				平成21年度	5,557,622		平成21年度	5,557,622
				平成22年度	4,218,824		平成22年度	4,218,824
				平成23年度	3,528,967		平成23年度	3,528,967
				平成24年度	2,672,647		平成24年度	2,672,647
				平成25年度	2,257,072		平成25年度	2,257,072
				平成26年度	2,130,851		平成26年度	2,130,851
				平成27年度	2,464,777		平成27年度	2,464,777
				平成28年度	3,960,079		平成28年度	3,960,079
		平成29年度	6,450,877	平成29年度	6,450,877			

1 資本的支出	1 建設改良費			平成30年度	8,105,251		平成30年度	8,105,251
				令和元年度	4,482,322		令和元年度	4,482,322
				令和2年度	468,692		令和2年度	468,692
				令和3年度	148,914		令和3年度	44,729
				令和4年度	271,907		令和4年度	230,443
				令和5年度	296,312		令和5年度	296,312
				令和6年度	743,465		令和6年度	889,114
		吉見浄水場拡張 関連整備 (I期)事業	4,180,348	平成27年度	100,992	3,932,290	平成27年度	100,992
				平成28年度	592,309		平成28年度	592,309
				平成29年度	958,570		平成29年度	958,570
				平成30年度	163,760		平成30年度	163,760
				令和元年度	332,474		令和元年度	332,474
				令和2年度	1,020,687		令和2年度	1,020,687
				令和3年度	1,011,556		令和3年度	763,498
		吉見浄水場拡張 関連整備 (II期)事業	27,344,642	令和3年度	1,508,553	27,344,642	令和3年度	1,072,171
令和4年度	4,189,504			令和4年度	2,493,740			
令和5年度	8,071,755			令和5年度	8,476,853			
令和6年度	8,672,355			令和6年度	7,956,794			



款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
				令和7年度	4,177,135		令和7年度	4,155,967
				令和8年度	725,340		令和8年度	3,189,117
		水道施設 耐震化事業	28,961,444	平成26年度	480,078	22,141,077	平成26年度	480,078
				平成27年度	1,251,742		平成27年度	1,251,742
				平成28年度	1,970,017		平成28年度	1,970,017
				平成29年度	1,447,789		平成29年度	1,447,789
				平成30年度	1,017,668		平成30年度	1,017,668
				令和元年度	777,116		令和元年度	777,116
				令和2年度	2,077,544		令和2年度	2,077,544
				令和3年度	5,471,415		令和3年度	3,872,574
				令和4年度	14,468,075		令和4年度	3,487,381
				令和5年度	5,326,029			
				令和6年度	433,139			
				平成26年度	33,359		平成26年度	33,359
				平成27年度	152,183		平成27年度	152,183
				平成28年度	272,533		平成28年度	272,533

		利根導水路大規模 地震対策事業	2,183,544	平成29年度	252,432	2,183,544	平成29年度	252,432
				平成30年度	260,714		平成30年度	260,714
				令和元年度	332,336		令和元年度	332,336
				令和2年度	165,623		令和2年度	165,623
				令和3年度	116,499		令和3年度	97,503
				令和4年度	116,154		令和4年度	130,929
				令和5年度	481,711		令和5年度	485,932

(企業債)

第6条 予算第7条に定めた起債の限度額中「5,406,000千円」を「3,962,000千円」に改める。

(他会計からの補助金)

第7条 予算第10条中「469,592千円」を「469,224千円」に改める。

令和3年度埼玉県地域整備事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和3年度埼玉県地域整備事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和3年度埼玉県地域整備事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
(2) 主なる建設改良事業	4,184,439 千円	△2,425,291 千円	1,759,148 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支

出

（単位 千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事業費	7,879,704	△159,875	7,719,829
第1項 営業費用	7,586,999	△146,312	7,440,687
第2項 営業外費用	23,618	6,114	29,732
第3項 特別損失	249,087	△19,677	229,410

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「3,138,868千円」を「713,577千円」に改め、資本的収入及び支出のうち資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	4,676,054	△2,425,291	2,250,763
第1項 建設改良費	4,476,054	△2,425,291	2,050,763

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

款	項	事 業 名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
		行 田 富 士 見 工業団地拡張地区 産業団地整備事業	1,921,086	平成30年度	1,088,941	2,571,086	平成30年度	1,088,941
				令和元年度	337,220		令和元年度	337,220
				令和2年度	118,480		令和2年度	118,480
				令和3年度	199,225		令和3年度	199,225
				令和4年度	177,220		令和4年度	625,182

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費						令和5年度	164,250
							令和6年度	37,788
		富士見上南畑地区 産業団地整備事業	12,400,975	令和元年度	7,910,865	12,400,975	令和元年度	7,910,865
				令和2年度	3,228,350		令和2年度	3,228,350
				令和3年度	1,261,760		令和3年度	33,730
							令和4年度	374,478
							令和5年度	706,124
							令和6年度	147,428
		鴻巣箕田地区 産業団地整備事業	5,216,973	令和元年度	1,962,276	5,216,973	令和元年度	1,962,276
				令和2年度	2,016,982		令和2年度	2,016,982
令和3年度	1,237,715			令和3年度	40,454			
				令和4年度	270,884			
				令和5年度	568,459			
				令和6年度	357,918			

令和3年度埼玉県流域下水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和3年度埼玉県流域下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和3年度埼玉県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
(4) 主なる建設改良事業	19,800,154 千円	△2,711,023 千円	17,089,131 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

（単位 千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事業収益	52,912,840	△122,268	52,790,572
第2項 営業外収益	20,834,682	△122,268	20,712,414

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事業費	53,704,483	△985,537	52,718,946
第1項 営業費用	52,643,119	△850,376	51,792,743
第2項 営業外費用	1,000,363	△135,161	865,202

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「5,778,399千円」を「5,781,631千円」に、「100,877千円」を「174,319千円」に、「減債積立金259,143千円」を「建設改良積立金19,451千円、減債積立金469,213千円」に、「1,774,135千円」を「2,076,472千円」に、「3,644,244千円」を「3,042,176千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的収入	24,648,822	△3,590,181	21,058,641
第1項 建設補助金	12,110,772	△1,582,597	10,528,175

第2項 建設負担金	6,091,768	△996,666	5,095,102
第3項 企業債	6,090,000	△1,001,000	5,089,000
第4項 他会計出資金	213,682	△3,232	210,450
第5項 他会計補助金	141,887	△6,686	135,201

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	30,427,221	△3,586,949	26,840,272
第1項 建設改良費	24,475,723	△3,586,949	20,888,774

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額中「6,090,000千円」を「5,089,000千円」に改める。



(他会計からの補助金)

第6条 予算第9条中「6,697,267千円」を「6,568,313千円」に改める。

## 告 示

### 埼玉県告示第二百六十号

埼玉県議会令和四年二月定例会において議決された令和四年度埼玉県一般会計予算並びに令和四年度の埼玉県の特別会計予算及び公営企業会計予算を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

## 令和4年度埼玉県一般会計予算

令和4年度埼玉県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,228,459,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、250,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 県 税		801,800,000
	1 県 民 税	317,675,000
	2 事 業 税	172,707,000
	3 地 方 消 費 税	141,594,000
	4 不 動 産 取 得 税	17,754,000
	5 県 た ば こ 税	7,679,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	2,149,000
	7 軽 油 引 取 税	51,252,858
	8 自 動 車 税	90,964,000
	9 鉱 区 税	4,822
	10 狩 猟 税	19,320
11 旧 法 に よ る 税	1,000	
2 地 方 消 費 税 清 算 金		297,149,000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	297,149,000

3 地 方 譲 与 税		131,438,000
	1 特 別 法 人 事 業 譲 与 税	127,304,000
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	3,162,000
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	87,000
	4 自 動 車 重 量 譲 与 税	748,000
	5 地 方 道 路 譲 与 税	530
	6 森 林 環 境 譲 与 税	136,470
4 地 方 特 例 交 付 金		5,582,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	5,582,000
5 地 方 交 付 税		249,225,000
	1 地 方 交 付 税	249,225,000
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		1,479,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	1,479,000
7 分 担 金 及 び 負 担 金		2,423,717
	1 分 担 金	183,937
	2 負 担 金	2,239,780

款	項	金 額
8 使用料及び手数料		26,585,809
	1 使用料	15,436,690
	2 手数料	11,149,119
9 国庫支出金		350,505,908
	1 国庫負担金	117,967,790
	2 国庫補助金	226,566,723
	3 委託金	5,971,395
10 財産収入		14,721,245
	1 財産運用収入	5,836,462
	2 財産売却収入	8,884,783
11 寄附金		124,262
	1 寄附金	124,262
12 繰入金		106,029,224
	1 特別会計繰入金	849,299
	2 基金繰入金	105,179,925
13 繰越金		500,000
	1 繰越金	500,000

14 諸	収	入		40,767,835									
	1	延滞金、加算金及び過料等		1,876,800									
	2	預	金	利	子	2,100							
	3	貸	付	金	元	利	収	入	2,051,064				
	4	受	託	事	業	収	入	3,112,819					
	5	収	益	事	業	収	入	14,509,983					
	6	利	子	割	精	算	金	収	入	1,000			
	7	雑						入	19,214,069				
15 県								債	200,128,000				
	1	県						債	200,128,000				
		歳						入		合		計	2,228,459,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		3,162,464
	1 議 会 費	3,162,464
2 総 務 費		91,436,722
	1 総 務 管 理 費	23,966,949
	2 企 画 費	7,620,992
	3 県 民 費	10,119,916
	4 環 境 費	8,694,953
	5 徴 税 費	27,963,644
	6 市 町 村 振 興 費	4,858,727
	7 選 挙 費	3,896,723
	8 防 災 費	3,083,683
	9 統 計 調 査 費	645,617
	10 人 事 委 員 会 費	292,612
11 監 査 委 員 費	292,906	
3 民 生 費		426,397,467
	1 社 会 福 祉 費	308,867,494



	2 児 童 福 祉 費	105,369,475
	3 生 活 保 護 費	12,113,132
	4 災 害 救 助 費	47,366
4 衛 生 費		249,855,823
	1 公 衆 衛 生 費	211,608,794
	2 環 境 衛 生 費	4,174,611
	3 保 健 所 費	4,050,635
	4 医 薬 費	12,475,849
	5 公 営 企 業 支 出 金	2,230,663
	6 地 方 独 立 行 政 法 人 支 出 金	15,315,271
5 労 働 費		5,794,407
	1 労 政 費	2,158,643
	2 職 業 訓 練 費	3,481,015
	3 労 働 委 員 会 費	154,749
6 農 林 水 産 業 費		22,165,820
	1 農 業 費	7,407,757
	2 蚕 糸 特 産 及 び 水 産 業 費	376,820

款	項	金額
	3 畜産業費	1,420,399
	4 林業費	4,738,216
	5 農地費	8,222,628
7 商工費		40,515,456
	1 商工業費	40,086,215
	2 観光費	429,241
8 土木費		123,274,851
	1 土木管理費	10,635,415
	2 道路橋りょう費	54,528,881
	3 河川費	34,644,301
	4 都市計画費	23,013,627
	5 住宅費	452,627
9 警察費		149,588,339
	1 警察管理費	136,406,669
	2 警察活動費	13,181,670
10 教育費		491,781,175

	1 教 育 總 務 費	52,570,169
	2 小 学 校 費	140,201,403
	3 中 学 校 費	82,749,015
	4 高 等 学 校 費	98,377,039
	5 特 別 支 援 学 校 費	49,657,220
	6 大 学 費	2,595,935
	7 私 立 学 校 費	60,042,422
	8 社 会 教 育 費	4,316,482
	9 保 健 体 育 費	1,271,490
11 災 害 復 旧 費		3,983,050
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	30,000
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	3,953,050
12 公 債 費		282,192,356
	1 公 債 費	282,192,356
13 諸 支 出 金		337,311,070
	1 公 營 企 業 支 出 金	12,180,070
	2 地 方 消 費 税 清 算 金	134,075,000

款	項	金 額
	3 所得割交付金	372,000
	4 利子割交付金	758,000
	5 配当割交付金	5,201,000
	6 株式等譲渡所得割交付金	7,614,000
	7 法人事業税交付金	12,319,000
	8 地方消費税交付金	152,393,000
	9 ゴルフ場利用税交付金	1,581,000
	10 自動車取得税交付金	1,000
	11 軽油引取税交付金	7,032,000
	12 環境性能割交付金	3,784,000
	13 利子割精算金	1,000
14 予備費		1,000,000
	1 予備費	1,000,000
歳出	合計	2,228,459,000

第2表 継続費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
8 土木費	4 都市計画費	埼玉スタジアム2002公園大型 映像装置改修事業費	1,650,000	令和4年度	429,000
				令和5年度	660,000
				令和6年度	561,000
9 警察費	1 警察管理費	越谷警察署庁舎建設費	6,271,690	令和4年度	19,617
				令和5年度	828,737
				令和6年度	1,856,527
				令和7年度	3,566,809
		高齢者講習施設庁舎建設費	6,226,721	令和4年度	469,833
				令和5年度	5,756,888
		川越警察署設備改修費	357,772	令和4年度	166,783
				令和5年度	190,989
		運転免許センター施設改修費	1,217,354	令和4年度	718,662
				令和5年度	391,566
				令和6年度	107,126

款	項	事業名	総額	年度	年割額
10 教育費	1 教育総務費	県立高等学校防音校舎空調設備設置費（令和4年度着工分）	749,392	令和4年度	302,220
				令和5年度	447,172
		教育関係庁舎大規模改修費（令和4年度着工分）	1,380,287	令和4年度	811,924
				令和5年度	568,363

第3表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務（令和4年度発行分）	令和4年度から 令和14年度まで	共同発行団体による共同発行の総額から本県の負担額を控除した額及びこれに対する利子相当額
財務会計システム構築事業	令和5年度から 令和6年度まで	1,443,027
県庁LANシステム構築及び運用事業	令和5年度から 令和10年度まで	2,154,415
私立学校振興資金融資貸付金利子補助（令和4年度融資分）	令和5年度から 令和19年度まで	37,734
私立学校振興資金融資損失補償（令和4年度融資分）	令和4年度以降	回収されない元本及び最終弁済期到来後3月までの利子の合計額について、当該貸付額の100分の10に相当する額

事 項	期 間	限 度 額
県有施設エコオフィス化改修事業	令和 5 年 度	347,085
生活科学センター設備改修事業	令和 5 年 度	36,000
屋内 50m水泳場及びスポーツ科学拠点施設整備事業	令和 5 年 度	22,011
防災ヘリコプター整備事業	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	2,838,550
環境創造資金利子補給（令和 4 年度融資分）	令和 5 年度から 令和 14 年度まで	59,125
多子世帯応援クーポン事業（令和 4 年度発行分）	令和 5 年 度	217,150



産業技術総合センター設備改修事業	令和5年度	248,000
無担保無保証人資金損失補償（平成12年度保証分・令和4年度損失補償対象期間延長分）	令和4年度から 令和12年度まで	県が行う無担保無保証人資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額に相当する額
小規模事業資金損失補償（平成19年度保証分・令和4年度損失補償対象期間延長分）	令和4年度から 令和12年度まで	県が行う小規模事業資金（借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の5分の4に相当する額
小規模事業資金損失補償（令和4年度保証分）	令和4年度から 令和22年度まで	県が行う小規模事業資金（借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の20分の19に相当する額

事 項	期 間	限 度 額
<p>起業家育成資金損失補償（平成19年度保証分・令和4年度損失補償対象期間延長分）</p>	<p>令和4年度から 令和12年度まで</p>	<p>県が行う起業家育成資金（借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の4分の3に相当する額。ただし、創業等関連保証を利用し無担保無保証人（法人の場合は、代表者を連帯保証人とする。）で債務の保証を行った場合は、保険金の額を控除した額の5分の1に相当する額</p>
<p>起業家育成資金損失補償（令和4年度保証分）</p>	<p>令和4年度から 令和22年度まで</p>	<p>県が行う起業家育成資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の、創業関連保証（産業競争力強化法第129条第4項各号に掲げる要件のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものに限る。）を利用し債務の保証を行った場合は10分の1、創業</p>

		<p>関連保証（産業競争力強化法第129条第4項各号に掲げる要件のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものを除く。）を利用し債務の保証を行った場合は20分の3に相当する額</p>
<p>経営安定資金損失補償（平成17年度保証分・令和4年度損失補償対象期間延長分）</p>	<p>令和4年度から令和12年度まで</p>	<p>県が行う経営安定資金のうち金融円滑化貸付（中小企業信用保険法第2条第5項第6号の規定に係る貸付に限る。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の5分の1に相当する額</p>
<p>経営安定資金損失補償（平成22年度保証分・令和4年度損失補償対象期間延長分）</p>	<p>令和4年度から令和12年度まで</p>	<p>県が行う経営安定資金のうち大臣指定等貸付（金融円滑化関連（中小企業信用保険法第2条第5項第6号の規定に係る貸付に限る。）に係る貸付に限る。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の5分の1に相当する額</p>

事 項	期 間	限 度 額
<p>経営安定資金損失補償（令和4年度保証分）</p>	<p>令和4年度から 令和22年度まで</p>	<p>県が行う経営安定資金のうち大臣指定等貸付（指定企業関連、特定業種関連及び金融円滑化関連に係る貸付に限る。）及び知事指定等貸付（指定企業関連に係る貸付及び金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法第2条第5項第8号の規定に係る貸付に限る。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、大臣指定等貸付（指定企業関連及び特定業種関連に係る貸付に限る。）にあつては20分の3、大臣指定等貸付（金融円滑化関連に係る貸付に限る。）にあつては10分の1、知事指定等貸付（指定企業関連に係る貸付に限る。）にあつては2分の1、知事指定等貸付（金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法第2条第5項第8号の規定に係る貸付に限る。）にあつては5分の1に相当する額</p>

<p>経営支援特別融資損失補償（平成17年度保証分・令和4年度損失補償対象期間延長分）</p>	<p>令和4年度から 令和12年度まで</p>	<p>県が行う経営支援特別融資（経営支援特別融資及び経営支援緊急融資の借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の2分の1に相当する額。ただし、経営支援緊急融資の借換えにあつては保険金の額を控除した額に相当する額</p>
<p>企業パワーアップ資金損失補償（平成19年度保証分・令和4年度損失補償対象期間延長分）</p>	<p>令和4年度から 令和12年度まで</p>	<p>県が行う企業パワーアップ資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の2分の1又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の10分の1に相当する額。ただし、責任共有制度の導入後にあつては普通保険を利用し債務の保証を行った場合は保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した</p>

事 項	期 間	限 度 額
		<p>額) を控除した額の 24 分の 19、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は 32 分の 25、中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 1 号から第 6 号までの規定に係る貸付にあつては 10 分の 1、第 7 号及び第 8 号の規定に係る貸付にあつては 32 分の 25 に相当する額</p>
<p>企業パワーアップ資金損失補償（令和 4 年度保証分）</p>	<p>令和 4 年度から 令和 22 年度まで</p>	<p>県が行う企業パワーアップ資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第 5 条、第 13 条又は第 16 条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は 24 分の 19、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は 32 分の 25、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 1 号から第 4 号及び第 6 号の規定に係る貸付にあつて</p>

		は10分の1、第5号、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあつては32分の25、危機関連保証を利用し債務の保証を行った場合は5分の1に相当する額
事業資金損失補償（平成17年度保証分・令和4年度損失補償対象期間延長分）	令和4年度から令和12年度まで	県が行う事業資金のうち中小企業応援貸付の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の10分の1に相当する額
事業資金損失補償（平成22年度保証分・令和4年度損失補償対象期間延長分）	令和4年度から令和12年度まで	県が行う事業資金のうち中小企業応援貸付の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は12分の7、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は32分の17に相当する額

事 項	期 間	限 度 額
借換資金損失補償（令和4年度保証分）	令和4年度から 令和22年度まで	<p>県が行う借換資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条、第13条又は第16条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の5、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は16分の5、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号及び第6号の規定に係る貸付にあつては5分の1、第5号、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあつては16分の5、危機関連保証を利用し債務の保証を行った場合は5分の2に相当する額</p>



要件緩和型経営安定資金損失補償（平成22年度保証分・令和4年度損失補償対象期間延長分）	令和4年度から令和12年度まで	県が行う要件緩和型経営安定資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の2分の1に相当する額
要件緩和型経営安定資金損失補償（令和4年度保証分）	令和4年度から令和22年度まで	同 上
中小企業者制度融資貸付事業利子補助（令和4年度融資分）	令和5年度から令和19年度まで	3,864,500
勤労者支援資金損失補償（令和4年度保証分）	令和4年度から令和10年度まで	県が行う勤労者支援資金の融資額の範囲内で日本労働者信用基金協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額のうち、チャレンジ応援資金のうち失業者の再就職支援に係る資金の元金に相当する額の100分の50の額

事 項	期 間	限 度 額
離職者等委託訓練事業（令和4年度契約分）	令和5年度から 令和7年度まで	790,049
農地利用集積事業資金損失補償（令和4年度融資分）	令和4年度から 令和15年度まで	埼玉県農林公社が農地利用集積事業のため借り入れた資金のうち回収されない元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額
農業近代化資金等利子補助（令和4年度融資分）	令和5年度から 令和25年度まで	88,065
農業災害復旧経営資金利子補助（令和4年度融資分）	令和5年度から 令和11年度まで	877
農業災害復旧経営資金損失補償（令和4年度融資分）	令和4年度から 令和11年度まで	農業協同組合等が融資した農業災害資金のうち回収されない元本及び利子について、市町村が損失補償した場合の当該補償に要した経費の2分の1に相当する額。ただし、当該経費が融資額の100分の50に相当する額を超えるときは、当該融資額の4分の1に相当する額

農地防災事業	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	455,000
埼玉県土地開発公社公共用地先行取得費等償還金（令和 4 年度取得分）	令和 5 年度から 令和 14 年度まで	1,344,556
埼玉県土地開発公社借入金債務保証（令和 4 年度借入分）	令和 4 年度以降	埼玉県土地開発公社がその業務を行うため借り入れた資金のうちその元本及び利子について、最終弁済期到来後 3 月を経過しても償還できない額。ただし、借入先金融機関に預金保険法及び農水産業協同組合貯金保険法に定める保険事故が生じた場合は、弁済期到来後の償還できない額
令和 4 年度有料道路整備貸付金債務保証（令和 4 年度融資分）	令和 4 年度以降	埼玉県道路公社が有料道路建設のため借り入れた政府資金のうち、最終弁済期到来後 3 月を経過しても償還できない額
有料道路整備貸付金債務保証（令和 4 年度融資分）	令和 4 年度以降	埼玉県道路公社が有料道路建設のため借り入れた資金のうちその元本及び利子について、最終弁済期到来後 3 月を経過しても償還できない額。ただし、借入先金融機関に預金保険法及び農水産業協同組合貯金保険法に定める保険事故が生じた場合は、弁済期到来後の償還できない額

事 項	期 間	限 度 額
道路安全施設	令和5年度	40,000
社会資本整備総合交付金（改築）事業	令和5年度	580,000
橋りょう修繕	令和5年度	2,488,000
橋りょう架換	令和5年度	400,000
排水機場等維持修繕	令和5年度	36,000
社会資本整備総合交付金（河川）事業	令和5年度	1,776,132

河川施設震災対策	令和5年度	45,000
街路改良事業	令和5年度	200,000
警察共済組合不動産投資施設特約譲渡事業償還金（令和4年度建設分）	令和5年度から 令和28年度まで	2,326,318
ヘリコプター整備事業	令和5年度	418,800
学力・学習状況調査実施事業（令和4年度契約分）	令和5年度	161,618

第4表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
低公害車整備事業	42,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
県有施設整備事業	8,247,000	同上	同上	同上
試験研究機関等設備整備事業	90,000	同上	同上	同上
緑の森博物館用地購入事業	46,000	同上	同上	同上
身近な緑公有地化事業	103,000	同上	同上	同上
防災行政無線高度化推進事業	133,000	同上	同上	同上
消防学校施設整備事業	36,000	同上	同上	同上

福祉事務所等低公害車整備事業	16,000	同	上	同	上	同	上
心身障害児(者)援護施設等整備事業	951,000	同	上	同	上	同	上
老人福祉施設整備事業	2,663,000	同	上	同	上	同	上
児童福祉施設整備事業	626,000	同	上	同	上	同	上
児童相談所整備事業	1,554,000	同	上	同	上	同	上
保健所等低公害車整備事業	6,000	同	上	同	上	同	上
県民健康福祉村改修事業	51,000	同	上	同	上	同	上
災害拠点精神科病院整備事業	151,000	同	上	同	上	同	上
衛生研究所施設整備事業	36,000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
食肉衛生検査センター施設整備事業	67,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
高等技術専門校施設整備事業	13,000	同	同上	同上
農林振興センター等低公害車整備事業	2,000	同	同上	同上
農林振興センター施設整備事業	72,000	同	同上	同上
農業技術研究センター施設整備事業	43,000	同	同上	同上
水産研究所施設整備事業	5,000	同	同上	同上
茶業研究所施設整備事業	10,000	同	同上	同上



秩父高原牧場基盤整備事業	141,000	同	上	同	上	同	上
家畜保健衛生所施設整備事業	27,000	同	上	同	上	同	上
造林事業	76,000	同	上	同	上	同	上
県民の森整備事業	16,000	同	上	同	上	同	上
県単独林道事業	255,000	同	上	同	上	同	上
林道事業	313,000	同	上	同	上	同	上
県単独治山事業	376,000	同	上	同	上	同	上
治山事業	115,000	同	上	同	上	同	上
農業基盤整備事業	1,202,000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県単独農業基盤整備事業	600,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
直轄事業（土地改良）負担金	355,000	同	同上	同上
産業文化センター施設整備事業	3,126,000	同	同上	同上
彩の国ビジュアルプラザ設備整備事業	381,000	同	同上	同上
S A I TAMAロボティクスセンター（仮称）整備事業	2,448,000	同	同上	同上
東部地域振興ふれあい拠点施設整備事業	10,000	同	同上	同上
産業技術総合センター施設整備事業	263,000	同	同上	同上

建築安全センター等低公害車整備事業	5,000	同	上	同	上	同	上
道路公社出資金	130,000	同	上	同	上	同	上
県単独道路建設事業	26,991,000	同	上	同	上	同	上
道路事業	5,347,000	同	上	同	上	同	上
電線地中化（道路）整備事業	366,000	同	上	同	上	同	上
直轄事業負担金	11,183,000	同	上	同	上	同	上
県単独砂防事業	1,663,000	同	上	同	上	同	上
県単独河川改修事業	14,498,000	同	上	同	上	同	上
自然災害防止事業	150,000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
河川事業	3,898,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
砂防事業	444,000	同上	同上	同上
都市環境整備事業	216,000	同上	同上	同上
街路事業	2,048,000	同上	同上	同上
県単独街路事業	2,945,000	同上	同上	同上
県単独公園事業	3,998,000	同上	同上	同上
公園事業	1,341,000	同上	同上	同上

警察署等低公害車整備事業	140,000	同	上	同	上	同	上
警察署庁舎建設事業	3,028,000	同	上	同	上	同	上
ヘリコプター設備整備事業	61,000	同	上	同	上	同	上
交通安全施設整備事業	3,701,000	同	上	同	上	同	上
県立高等学校建設事業	11,229,000	同	上	同	上	同	上
県立特別支援学校建設事業	5,147,000	同	上	同	上	同	上
社会教育施設等整備事業	1,540,000	同	上	同	上	同	上
公立大学法人埼玉県立大学施設 整備事業	453,000	同	上	同	上	同	上
史跡整備事業	4,000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農林施設災害復旧事業	20,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
土木施設災害復旧事業	789,000	同	同上	同上
都市施設災害復旧事業	1,455,000	同	同上	同上
水道用水供給事業出資金	2,671,000	同	同上	同上
臨時財政対策債	70,000,000	同	同上	同上

令和4年度埼玉県公債費特別会計予算

令和4年度埼玉県公債費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ510,447,045千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		325,949,045
	1 一 般 会 計 繰 入 金	192,167,461
	2 特 別 会 計 繰 入 金	1,581,584
	3 基 金 繰 入 金	132,200,000

款	項	金 額
2 県 債		184,498,000
	1 県 債	184,498,000
歳 入	合 計	510,447,045

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 公 債 費		510,447,045
	1 公 債 費	510,447,045
歳 出	合 計	510,447,045



第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般会計 平成24年度及び平成29年度 発行県債償還金	183,400,000	普通貸借又は証券発行 (他の地方公共団体との 共同発行を含む。)	10%以内。ただし、利 率見直し方式で借り入れ る資金について、利率の 見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利 率とする。	政府資金についてはその融通条 件により、銀行その他の場合は その債権者と協定した融通条件 による。ただし、県財政の都合 により据置期間を短縮し、若し くは繰上償還又は低利に借り換 えることができる。
県営住宅事業特別会計 平成24年度発行県債償還金	298,000	普通貸借又は証券発行	同 上	同 上
流域下水道事業会計 平成24年度発行県債償還金	800,000	同 上	同 上	同 上

令和4年度埼玉県証紙特別会計予算

令和4年度埼玉県証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16,924,470千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 証 紙 収 入		16,924,469
	1 証 紙 収 入	16,924,469
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入	合 計	16,924,470

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 出 金		16,916,470
	1 一 般 会 計 繰 出 金	16,916,470
2 返 還 金		8,000
	1 返 還 金	8,000
歳 出	合 計	16,924,470

令和4年度埼玉県市町村振興事業特別会計予算

令和4年度埼玉県市町村振興事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,655,926千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		13,794
	1 財 産 運 用 収 入	13,794
2 繰 入 金		7,500,000
	1 基 金 繰 入 金	7,500,000
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 諸 収 入		6,142,131

	1 貸 付 金 元 利 収 入	6,142,131
歳 入	合 計	13,655,926

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 市 町 村 振 興 事 業 費		13,655,926
	1 市 町 村 振 興 事 業 費	13,655,926
歳 出	合 計	13,655,926

令和4年度埼玉県災害救助事業特別会計予算

令和4年度埼玉県災害救助事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ659,436千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		325,493
	1 国 庫 負 担 金	325,493
2 財 産 収 入		8,447
	1 財 産 運 用 収 入	8,447
3 繰 入 金		325,494
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1
	2 基 金 繰 入 金	325,493

4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		1
	1 雑収入	1
歳入合計		659,436

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 災害救助事業費		659,436
	1 救助費	650,987
	2 基金積立金	8,449
歳出合計		659,436

令和4年度埼玉県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和4年度埼玉県母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ972,974千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		149,440
	1 繰 入 金	149,440
2 繰 越 金		1,228
	1 繰 越 金	1,228



3 諸 収 入		575,168
	1 貸 付 金 元 利 収 入	570,224
	2 預 金 利 子	27
	3 雑 入	4,917
4 県 債		247,138
	1 県 債	247,138
歳 入 合 計		972,974

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付費		972,974
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付費	972,974
歳 出 合 計		972,974

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子父子寡婦福祉資金貸付金	247,138	「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の定めるところによる。	無利子	「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の定めるところによる。

令和4年度地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金事業等特別会計予算

令和4年度地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金事業等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30,996,091千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		16,569,012
	1 負 担 金	16,569,012
2 諸 収 入		446,079
	1 貸 付 金 元 利 収 入	446,079

款	項	金 額
3 県 債		13,981,000
	1 県 債	13,981,000
歳 入	合 計	30,996,091

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 病院機構貸付金事業費		13,981,000
	1 病院機構貸付金事業費	13,981,000
2 公 債 費		17,015,091
	1 公 債 費	17,015,091
歳 出	合 計	30,996,091

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院機構貸付金事業	13,981,000	普通貸借又は証券発行	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

令和4年度埼玉県国民健康保険事業特別会計予算

令和4年度埼玉県国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ601,939,208千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		191,536,634
	1 負 担 金	191,536,634
2 国 庫 支 出 金		174,968,758
	1 国 庫 負 担 金	132,854,919
	2 国 庫 補 助 金	42,113,839
3 療 養 給 付 費 等 交 付 金		29
	1 療 養 給 付 費 等 交 付 金	29

4 前期高齢者交付金		185,181,823
	1 前期高齢者交付金	185,181,823
5 共同事業交付金		1,517,636
	1 共同事業交付金	1,517,636
6 財産収入		6,753
	1 財産運用収入	6,753
7 繰入金		38,946,259
	1 一般会計繰入金	38,646,259
	2 基金繰入金	300,000
8 繰越金		7,799,621
	1 繰越金	7,799,621
9 諸収入		1,981,695
	1 雑収入	1,981,695
歳入合計		601,939,208

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険事業費		601,939,208
	1 国民健康保険事業費	601,939,208
歳 出	合 計	601,939,208



令和4年度埼玉県中小企業高度化資金特別会計予算

令和4年度埼玉県中小企業高度化資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ127,339千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		2,052
	1 繰 入 金	2,052
2 繰 越 金		102,000
	1 繰 越 金	102,000
3 諸 収 入		23,287
	1 預 金 利 子	11
	2 貸 付 金 元 利 収 入	23,276
歳 入	合 計	127,339

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 中 小 企 業 高 度 化 資 金		125,339
	1 資 金 貸 付 費	125,339
2 予 備 費		2,000
	1 予 備 費	2,000
歳 出	合 計	127,339

令和4年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計予算

令和4年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25,651千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 就農支援資金貸付勘定収入		22,985
	1 繰越金	1
	2 諸収入	22,984
2 就農支援資金業務勘定収入		270
	1 繰入金	250
	2 繰越金	18
	3 諸収入	2

款	項	金 額
3 農業改良資金貸付勘定収入		2,156
	1 繰 越 金	2,155
	2 諸 収 入	1
4 農業改良資金業務勘定収入		240
	1 繰 入 金	179
	2 繰 越 金	58
	3 諸 収 入	3
歳 入	合 計	25,651

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 就農支援資金貸付勘定		22,985
	1 就農支援資金貸付費	22,985
2 就農支援資金業務勘定		270
	1 管理指導事務費	260
	2 予備費	10
3 農業改良資金貸付勘定		2,156
	1 農業改良資金貸付費	2,156
4 農業改良資金業務勘定		240
	1 管理指導事務費	180
	2 予備費	60
歳 出 合 計		25,651

令和4年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計予算

令和4年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20,725千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 貸付勘定収入		20,000
	1 繰入金	20
	2 繰越金	13,330
	3 諸収入	6,650
2 業務勘定収入		725
	1 繰越金	665
	2 諸収入	60
歳 入	合 計	20,725

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 貸 付 勘 定		20,000
	1 林業・木材産業改善資金貸付費	20,000
2 業 務 勘 定		725
	1 管 理 指 導 事 務 費	705
	2 予 備 費	20
歳 出 合 計		20,725

令和4年度本多静六博士育英事業特別会計予算

令和4年度本多静六博士育英事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ36,100千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		489
	1 財 産 運 用 収 入	489
2 繰 入 金		1
	1 繰 入 金	1
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 諸 収 入		35,609



	1 貸付金元利収入	35,608
	2 雑入	1
歳入	合計	36,100

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 本多静六博士育英事業費		35,100
	1 本多静六博士育英事業費	35,100
2 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出	合計	36,100

令和4年度埼玉県用地事業特別会計予算

令和4年度埼玉県用地事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,045,950千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		45,700
	1 財 産 運 用 収 入	45,700
2 繰 入 金		1,000,248
	1 繰 入 金	1,000,248
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1

4 使用料及び手数料		1
	1 使用料	1
歳入	合計	1,045,950

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 用地事業費		1,045,950
	1 用地事業費	1,045,950
歳出	合計	1,045,950

令和4年度埼玉県県営住宅事業特別会計予算

令和4年度埼玉県県営住宅事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,351,327千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使 用 料		7,749,497
	1 住 宅 使 用 料	7,749,497

2 国 庫 支 出 金		1,753,510
	1 国 庫 補 助 金	1,753,510
3 財 産 収 入		42,578
	1 財 産 運 用 収 入	42,578
4 繰 入 金		518,927
	1 繰 入 金	518,927
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6 諸 収 入		15,814
	1 敷 金 運 用 収 入	360
	2 雑 入	15,454
7 県 債		2,271,000
	1 県 債	2,271,000
歳 入 合 計		12,351,327

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 住 宅 事 業 費		10,285,287
	1 住 宅 管 理 費	7,104,600
	2 住 宅 建 設 費	3,180,687
2 繰 出 金		817,057
	1 繰 出 金	817,057
3 公 債 費		1,238,983
	1 公 債 費	1,238,983
4 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出 合 計		12,351,327

第2表 継続費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 住宅事業費	2 住宅建設費	令和4年度公営住宅建設費	4,786,856	令和4年度	424,360
				令和5年度	623,344
				令和6年度	776,749
				令和7年度	1,483,512
				令和8年度	1,478,891

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営住宅建設事業	2,271,000	普通貸借又は証券発行	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。



令和4年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計予算

令和4年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ704,980千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		10,854
	1 財 産 運 用 収 入	10,854
2 繰 入 金		670,666
	1 繰 入 金	670,666

款	項	金 額
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		23,459
	1 貸付金元利収入	23,129
	2 預金利子	1
	3 雑収入	329
歳入合計		704,980

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 高等学校等奨学金事業費		704,980
	1 高等学校等奨学金事業費	704,980
歳出合計		704,980

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
埼玉県高等学校等奨学金損失補償（令和4年度保証分）	令和4年度以降	県が行う埼玉県高等学校等奨学金の貸付額の範囲内でこの債務の保証を行った者がこれを行ったことによって生じた代位弁済額のうち、元金に相当する額

令和4年度埼玉県公営競技事業特別会計予算

令和4年度埼玉県公営競技事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ42,652,179千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 入 場 料 収 入		37,311
	1 入 場 料 収 入	37,310
	2 入 場 券 発 売 副 収 入	1
2 投 票 券 発 売 収 入		41,312,741
	1 投 票 券 発 売 収 入	41,250,000
	2 投 票 券 発 売 副 収 入	62,741
3 財 産 収 入		228,798

	1 財 産 運 用 収 入	228,797
	2 財 産 売 払 収 入	1
4 繰 越 金		2
	1 繰 越 金	2
5 諸 収 入		1,073,327
	1 預 金 利 子	1
	2 収 益 事 業 収 入	1,073,325
	3 雑 入	1
歳 入	合 計	42,652,179

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 公 営 競 技 総 務 費		216,578
	1 公 営 競 技 総 務 費	216,578
2 公 営 競 技 事 業 費		41,919,618
	1 公 営 競 技 事 業 費	41,919,618
3 繰 出 金		509,983
	1 繰 出 金	509,983
4 予 備 費		6,000
	1 予 備 費	6,000
歳 出 合 計		42,652,179



支 出

第1款	病院事業費用	3,952,190 千円
第1項	医業費用	3,894,018 千円
第2項	医業外費用	53,172 千円
第3項	予備費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,939千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,504千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,435千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資本的収入	441,044 千円
第1項	企業債	83,000 千円
第2項	他会計負担金	358,044 千円

支 出

第1款	資本的支出	449,983 千円
第1項	建設改良費	84,112 千円
第2項	企業債償還金	365,871 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。



(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
総合リハビリテーションセンター医療情報システム更新	令和5年度	274,776

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 建設改良資金に充てるため

限度額 83,000千円

起債の方法 普通貸借又は証券発行

利率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償還の方法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、600,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

2,098,899千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、386,684千円と定める。

令和4年度埼玉県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度埼玉県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	148社
(2) 年間総給水量	66,743,170m <sup>3</sup>
(3) 一日平均給水量	182,858m <sup>3</sup>
(4) 主なる建設改良事業	937,795千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事業収益		1,852,342千円
第1項 営業収益		1,723,725千円
第2項 営業外収益		128,616千円
第3項 特別利益		1千円

支 出

第1款	事 業 費	1,857,546 千円
第1項	営 業 費 用	1,834,324 千円
第2項	営 業 外 費 用	19,221 千円
第3項	特 別 損 失	1 千円
第4項	予 備 費	4,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額873,533千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額64,296千円、建設改良積立金360,000千円、減債積立金78,733千円及び過年度分損益勘定留保資金370,504千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資 本 的 収 入	173,458 千円
第1項	建 設 補 助 金	43,000 千円
第2項	長 期 貸 付 金 償 還 金	130,000 千円
第3項	他 会 計 補 助 金	456 千円
第4項	固 定 資 産 売 却 代 金	1 千円
第5項	雑 収 入	1 千円

支 出

第1款 資本的支出	1,046,991 千円
第1項 建設改良費	968,258 千円
第2項 企業債償還金	78,733 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
工業用水道施設委託	令和5年度	41,325
工業用水道用薬品購入	令和5年度	5,973
業務設備整備 (令和4年度契約分)	令和5年度から 令和6年度まで	448,000

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費	250,296 千円
(2) 交 際 費	41 千円

(他会計からの補助金)

第8条 工業用水道事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,680千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、9,970千円と定める。

令和4年度埼玉県水道用水供給事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度埼玉県水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 団 体 数	55 団体
(2) 年 間 総 給 水 量	639,189,000 m <sup>3</sup>
(3) 一 日 平 均 給 水 量	1,751,203 m <sup>3</sup>
(4) 主 なる 建 設 改 良 事 業	13,898,245 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事 業 収 益		48,819,961千円
第1項 営 業 収 益		44,116,147千円
第2項 営 業 外 収 益		4,703,813千円
第3項 特 別 利 益		1千円
	支	出
第1款 事 業 費		48,388,591千円
第1項 営 業 費 用		44,610,673千円
第2項 営 業 外 費 用		3,737,917千円

第3項	特別損失	1千円
第4項	予備費	40,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額17,729,154千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,101,546千円及び過年度分損益勘定留保資金16,627,608千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資本的収入	9,040,158千円
第1項	建設補助金	1,410,862千円
第2項	企業債	4,025,000千円
第3項	他会計出資金	3,493,583千円
第4項	他会計補助金	108,571千円
第5項	固定資産売却代金	1千円
第6項	雑収入	2,141千円

支 出

第1款	資本的支出	26,769,312千円
第1項	建設改良費	14,744,414千円
第2項	企業債償還金	9,387,149千円
第3項	他会計からの長期借入金償還金	130,000千円
第4項	機構負担年賦金	2,467,749千円



第5項 予 備 費

40,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	大久保浄水場高度浄水 処理施設整備事業	61,229,560	令和4年度	1,689,060
				令和5年度	10,711,780
				令和6年度	6,026,210
				令和7年度	13,888,710
				令和8年度	12,821,960
				令和9年度	11,502,990
				令和10年度	4,588,850

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事項	期間	限度額
水道施設委託	令和5年度	673,146

事 項	期 間	限 度 額
水 道 施 設 修 繕	令 和 5 年 度	97,911
水 道 用 薬 品 購 入	令 和 5 年 度	1,006,156
業 務 設 備 整 備 ( 令 和 4 年 度 契 約 分 )	令 和 5 年 度 から 令 和 7 年 度 まで	3,347,000
吉 見 浄 水 場 拡 張 関 連 整 備 ( Ⅲ 期 )	令 和 5 年 度 から 令 和 6 年 度 まで	441,000
吉 見 浄 水 場 高 度 浄 水 処 理 施 設 整 備	令 和 5 年 度 から 令 和 6 年 度 まで	257,100

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的 建設改良資金に充てるため

限 度 額 4,025,000千円

起 債 の 方 法 普通貸借又は証券発行

利 率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償 還 の 方 法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。  
(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、7,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費	3,257,363 千円
(2) 交 際 費	536 千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道用水供給事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、430,550千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、50,418千円と定める。

令和4年度埼玉県地域整備事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度埼玉県地域整備事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |                 |                        |
|-----------------|------------------------|
| (1) 宅 地 売 却 面 積 | 274,736 m <sup>2</sup> |
| (2) 主なる建設改良事業   | 3,904,470 千円           |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 事 業 収 益			12,625,971 千円
第1項 営 業 収 益			12,590,279 千円
第2項 営 業 外 収 益			35,691 千円
第3項 特 別 利 益			1 千円
	支	出	
第1款 事 業 費			12,266,732 千円
第1項 営 業 費 用			12,212,788 千円
第2項 営 業 外 費 用			33,943 千円

第3項	特別損失	1 千円
第4項	予備費	20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,816,380千円は、過年度分損益勘定留保資金2,816,380千円で補填するものとする。）。

		収	入
第1款	資本的収入		1,572,415 千円
第1項	長期貸付金償還金		1,540,901 千円
第2項	他会計補助金		1,500 千円
第3項	固定資産売却代金		1 千円
第4項	雑収入		30,013 千円
		支	出
第1款	資本的支出		4,388,795 千円
第1項	建設改良費		4,188,795 千円
第2項	予備費		200,000 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	久喜高柳地区産業団地整備事業	7,414,655	令和4年度	2,195,511
				令和5年度	2,116,439
				令和6年度	2,345,858
				令和7年度	756,847

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、350,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 530,628 千円

(2) 交際費 298 千円

(他会計からの補助金)

第8条 地域整備事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3,312千円である。

令和4年度埼玉県流域下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度埼玉県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 流域関連市町数	47 市町
(2) 年間総処理水量	681,317,030 m <sup>3</sup>
(3) 一日平均処理水量	1,866,622 m <sup>3</sup>
(4) 主なる建設改良事業	20,744,702 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事業収益		52,689,903 千円
第1項 営業収益		32,420,383 千円
第2項 営業外収益		20,269,519 千円
第3項 特別利益		1 千円

支 出

第1款	事 業 費	53,564,958 千円
第1項	営 業 費 用	52,632,130 千円
第2項	営 業 外 費 用	871,827 千円
第3項	特 別 損 失	1 千円
第4項	予 備 費	61,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,808,893千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額90,558千円、減債積立金410,349千円、過年度分損益勘定留保資金2,170,302千円及び当年度分損益勘定留保資金3,137,684千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資 本 的 収 入	26,040,809 千円
第1項	建 設 補 助 金	12,685,522 千円
第2項	建 設 負 担 金	6,574,326 千円
第3項	企 業 債	6,598,000 千円
第4項	他 会 計 出 資 金	22,257 千円
第5項	他 会 計 補 助 金	160,650 千円
第6項	固 定 資 産 売 却 代 金	1 千円
第7項	雑 収 入	53 千円



支 出

第1款 資本的支出	31,849,702 千円
第1項 建設改良費	26,088,654 千円
第2項 企業債償還金	5,761,048 千円
(債務負担行為)	

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
荒川左岸南部流域下水道事業 (令和4年度契約分)	令和5年度から 令和7年度まで	10,678,000
荒川左岸北部流域下水道事業 (令和4年度契約分)	令和5年度から 令和6年度まで	3,172,468
荒川右岸流域下水道事業 (令和4年度契約分)	令和5年度から 令和6年度まで	483,539
中川流域下水道事業 (令和4年度契約分)	令和5年度から 令和6年度まで	898,019

事 項	期 間	限 度 額
古利根川流域下水道事業（令和4年度契約分）	令和5年度から 令和6年度まで	853,004
荒川上流流域下水道事業（令和4年度契約分）	令和5年度から 令和6年度まで	108,179
市野川流域下水道事業（令和4年度契約分）	令和5年度から 令和6年度まで	298,517
利根川右岸流域下水道事業（令和4年度契約分）	令和5年度から 令和6年度まで	185,517

（企業債）

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的 建設改良資金に充てるため

限 度 額 6,598,000千円

起 債 の 方 法 普通貸借又は証券発行

利 率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償 還 の 方 法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、12,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、

又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 1,347,600 千円

(2) 交 際 費 300 千円

(他会計からの補助金)

第9条 流域下水道事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、6,547,162千円である。

## 告示

### 埼玉県告示第二百六十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定に基づき、政府調達に関する協定が適用される建設工事の請負契約並びに建設工事に係る設計、調査及び測量の業務の委託契約（以下これを「建設工事の請負等の契約」という。）のうち、令和四年度において埼玉県が締結する契約の一般競争入札に参加する者に必要な資格等について、次のとおり定めた。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 一般競争入札に参加する者に必要な資格  
建設工事の請負等の契約の一般競争入札に参加することができる者は、入札参加資格認定申請をして、資格がある旨の認定（以下「認定」という。）を受け、被認定者名簿に登録された者とする。
- 二 認定を受けることができない者
  - イ 次のいずれかに該当する者は、認定を受けることができない。
    - ロ 埼玉県財務規則（昭和三十九年埼玉県規則第十八号）第九十一条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者
    - ハ 埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成六年埼玉県告示第千百八号）第十四条第一項第四号若しくは第五号又は第二項第二号の規定により資格者名簿から抹消され、当該抹消の日から二年を経過していない者
  - ニ 入札公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成二十一年三月三十一日付け入審第五百十三号）に基づく入札参加停止措置を受けている期間がある者
  - ホ 入札公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成二十一年四月一日付け入審第九十七号）に基づく入札参加除外措置を受けている期間がある者
- へ 建設工事の請負契約にあつては、次のいずれかに該当する者
  - (1) 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の規定による許可を受けていない者
  - (2) 入札参加資格認定を申請した日から一年七月前の日以後の日を審査基準日とする建設業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営に関する客観的事項についての審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていない者

- (3) 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条の規定による届出を行っていない者（当該届出を要しない者を除く。）
- (4) 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第二十七条の規定による届出を行っていない者（当該届出を要しない者を除く。）
- (5) 雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第七条の規定による届出を行っていない者（当該届出を要しない者を除く。）
- ト 測量業務の委託契約にあつては、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第五十五条第一項の規定による登録を受けていない者
- チ 建築関連コンサルタント業務の委託契約にあつては、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条第一項の規定による登録を受けていない者
- リ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であつて、知事が不適合であると認める者
- 三 認定を受けるための要件
  - イ 認定を受けるための要件は、次に掲げる事項について定める。
  - ロ 建設工事の請負契約にあつては、入札参加資格認定を申請した日から一年七ヶ月前の日以後の日を審査基準日とする経営事項審査の総合評定値
  - リ 年間平均完成工事高、年間平均業務実績高又は年間平均売上高
  - ロ 年間平均完成工事高、年間平均業務実績高又は年間平均売上高
  - ハ 自己資本の額
- 四 認定申請の方法及び資格の有効期間

入札公告において定める。

## 告 示

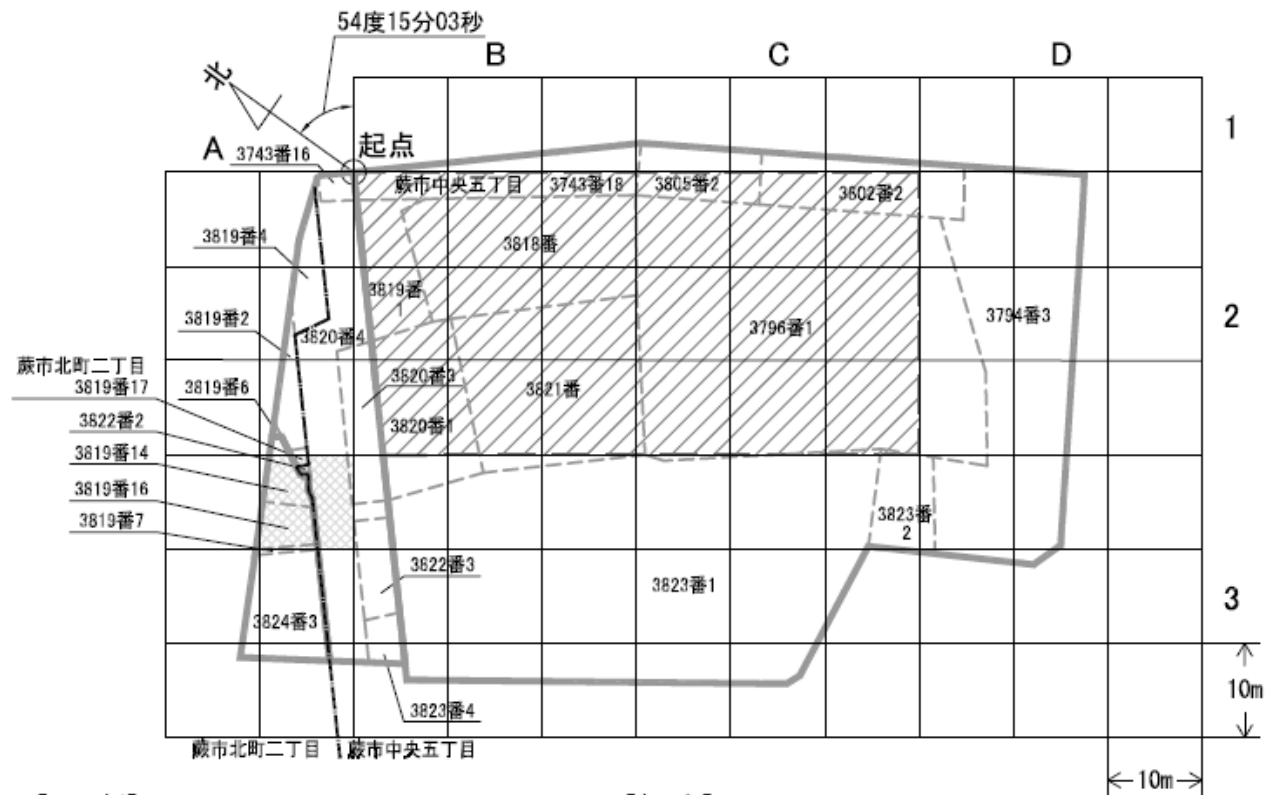
### 埼玉県告示第二百六十二号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和三年埼玉県告示第三百九十三号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域  
別図のとおり（埼玉県蕨市北町二丁目三千八百十九番七の一部、三千八百十九番十四の一部、三千八百十九番十六及び三千八百十九番十七の一部並びに中央五丁目三千八百二十番三の一部、三千八百二十番四の一部及び三千八百二十二番二）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置  
基準不適合土壌の掘削による除去



【凡例】

- 地番境界
- 敷地境界
- ▨ 形質変更時要届出区域の指定を解除する区画
- 調査対象範囲
- ▨ 調査対象範囲外

【起点】

起点は、蕨市中央五丁目3743番18の最北端とする。

【格子の回転角度】

54度15分03秒

# 告示

## 埼玉県告示第二百六十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施術を担当する機関として、次の者を指定した。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 指定医療機関

名称	開設者名	所在地	指定年月日
南栗橋おおかわ眼科	大川 武幸	久喜市南栗橋四―一四―一 栗橋シテイセンタービル一階二日	令和四年三月一日
ゆずな内科在宅クリニック	吉武 勇	草加市高砂二―二〇―二九 アースビル二階	令和四年三月一日
医療法人社団邦玉豊田脳神経外科クリニック	医療法人社団邦玉	戸田市新曾二一六三―一 ウインサムコート一階	令和四年二月一日
医療法人徳洲会 行田ふれあいクリニック	医療法人徳洲会	行田市持田三―一五―二三	令和四年二月一日
医療法人徳洲会 騎西ふれあいクリニック	医療法人徳洲会	加須市騎西字町並一三五二 ―三	令和四年二月一日
医療法人徳洲会 加須ふれあいクリニック	医療法人徳洲会	加須市下三俣字七釜戸一七 九〇―一	令和四年二月一日



医療法人徳洲会 羽生総合病院	医療法人徳洲会	医療法人徳洲会	羽生市下岩瀬四四六	令和四年二月 一日
医療法人徳洲会 皆野病院	医療法人徳洲会	秩父郡皆野町皆野二〇三一― 一	令和四年二月 一日	
久喜エンゼル歯科 クリニック	医療法人社団結 の森	久喜市青毛二―二―一八	令和三年十一 月一日	
根岸歯科診療所	久米田 哲	狭山市根岸一―四―一	平成三十年一 月二十四日	
サンドラッグ上尾 中妻薬局	株式会社サンド ラッグ	上尾市中妻三―四―六	令和四年三月 一日	
まつのき薬局	株式会社ティー ズプランニング	草加市高砂二―二〇―二九 リブリ・アースビル一階	令和四年三月 一日	
にじいろ薬局	PIK株式会社	朝霞市本町二―二―二〇	令和四年三月 二十六日	
あやめ薬局	大越 一広	和光市諏訪三―一	令和四年二月 一日	
わこう北口薬局	株式会社京浜薬 品	和光市新倉一―一―七 階一号室	令和四年三月 一日	
のぞみ薬局 東狭 山ヶ丘店	株式会社メデイ カルパティオ	所沢市東狭山ヶ丘一―五九― 一三	令和三年十一 月一日	
あおい調剤薬局 下山口駅前店	あおい調剤薬局 株式会社	所沢市山口一―二五四―一	令和四年三月 一日	

あい薬局	訪問看護ステーション心支	訪問看護ステーションIMA	ナースステーションひだまり	きらめき訪問看護リハビリステーション 志木事業所	訪問看護ステーション わこうの丘	ハイム訪問看護ステーション	訪問看護ステーションあやめ高坂	羽生訪問看護ステーション	訪問看護ステーション カルミア	訪問看護ステーション 生樹
株式会社アルファ アメディック	株式会社my place	合同会社カルペ・ディエム	医療法人慈公会	株式会社メデイウエルズ	有限会社福寿	株式会社サイト	株式会社ファーストナース	医療法人徳州会	株式会社光彩	株式会社生樹
本庄市東台四―一―二三	久喜市吉羽三―二七―一三ガ ーデンハウス二―一〇―一	三郷市早稲田一―五―五アテ イアス三郷四〇四	戸田市笹目南町二〇―一七 信斗ビル二階	志木市幸町三―四―九	和光市下新倉三―六―八九 柳田コーポ二〇二	狭山市富士見二―一―七富士 見ビルF	東松山市元宿二―二二―一六 パールハウス一〇二	羽生市下岩瀬四四六	児玉郡上里町神保原町七五八 ―一―	本庄市日の出四―一六―八メ ゾネットみどりハイツII一〇 二
令和四年二月一日	令和四年二月一日	令和四年一月一日	令和四年二月一日	平成三十一年四月一日	令和四年二月一日	令和三年十二月一日	令和四年二月一日	令和四年二月一日	令和三年八月一日	令和四年二月一日

二 指定施術機関

氏名	住所	名称	所在地	指定年月日
尾関 晶彦		訪問マッサージ なないろ	吉川市保一―三―二二	令和四年二月 十七日
池田 圭三		新河岸駅前接骨 院	川越市砂九一五―七小島ビ ル―F	令和三年十一 月一日
古屋 航平		がじゅまる整骨 院	ふじみ野市上福岡一―五― 一七第二ロイヤルマンショ ン―F	令和四年二月 一日

# 告示

## 埼玉県告示第二百六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
セキ薬局 平沼店	所在地	吉川市平沼一六〇三 ―二	吉川市中央三―二― 七

### 二 指定施術機関

氏名	変更事項		変更前	変更後
	所在地	名称		
島田 利奈	所在地	名称	メデイカルサポート まごころ株式会社	島田鍼灸治療院
	狭山市富士見一― 一三―一―メゾン ド 富士見三〇二―			狭山市北入曾一― 三三―三

# 告示

## 埼玉県告示第二百六十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
豊田脳神経外科クリニック	戸田市新曾二一六三一	令和四年一月三十一日
埼玉医療生活協同組合 騎西ふれあいクリニック	加須市騎西一三五二―三	令和四年一月三十一日
埼玉医療生活協同組合 行田ふれあいクリニック	行田市持田三一―一五―二三	令和四年一月三十一日
埼玉医療生活協同組合 加須ふれあいクリニック	加須市下三俣字七釜戸一七九〇―一	令和四年一月三十一日
埼玉医療生活協同組合 羽生総合病院	羽生市下岩瀬四四六	令和四年一月三十一日
埼玉医療生活協同組合 皆野病院	秩父郡皆野町皆野二〇三一―一	令和四年一月三十一日
蓮田南クリニック	蓮田市山ノ内二―四―グッドタイムリング埼玉蓮田一階	令和四年一月三十一日

そうごう薬局 中央店 吉川	吉川市中央二―二二―一	令和四年一月三十 一日
久喜エンゼル歯科ク リニック	久喜市青毛二―二―一八	令和三年十月三十 一日
根岸歯科診療所	狭山市根岸一―四―一	平成三十年一月二 十三日
ヒカリ薬局 和光店	和光市諏訪三―一	令和四年一月三十 一日
あい薬局	本庄市東台四―一―二三	令和四年一月三十 一日
羽生訪問看護ステー ション	羽生市上岩瀬六六〇	令和四年一月三十 一日
訪問看護ステーショ ン生樹	本庄市日の出四―一六―八メゾネット みどりハイツⅡ一〇二	令和四年一月三十 一日

二 指定施術機関

相川 哲野		氏名	
		住所	
ステーション	KEIROW上尾	相川治療院	名称
ヨツピングアヴェニュー 1B棟	上尾市緑丘3-3-1	上尾市緑丘2-6-1 九パインハイツ203	所在地
令和四年一月三十日		令和四年一月三十一日	廃止年月日

# 告示

## 埼玉県告示第二百六十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり辞退の届出があった。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 指定医療機関

名称	所在地	辞退年月日
つだ皮ふ科	草加市氷川町二一二四―二二 オリビア二階	令和四年三月三十一日
恵愛生殖医療医院	和光市本町三―一三タウンコ トエクセル三階	令和四年三月三十一日

### 二 指定施術機関

氏名	住所	施術所		辞退年月日
		名称	所在地	
古海 功栄		院 おごせ鍼灸接骨入間郡越生町越生東二―七 ―一六	令和四年三月 二十四日	



# 告示

## 埼玉県告示第二百六十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

名称		おぶすまの里	
所在地		大里郡寄居町 牟礼一五一〇	
開設者名		医療法人社団 明和会	
サービスの種類	居宅介護支援	認知症対応型 共同生活介護	介護予防認知 症対応型共同 生活介護
指定年月日	平成十九年二月 十六日	平成十八年四月 一日	介護予防居宅 療養管理指導
居宅療養管理 指導	介護予防居宅 療養管理指導	株式会社メデ イサポート	三郷市早稲田 二丁目一〇 FMCビル一 三郷店
指定年月日	令和四年三月一 日		

# 告示

## 埼玉県告示第二百六十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
ケアーズ訪問看護 リハビリステーション 深谷上野台	事業所 所在地	深谷市上野台 二四九一三オ リジン一〇一	深谷市上野台 二四九一三オ リジン一〇二	訪問看護 介護予防訪問看護
訪問介護事業所 はまゆう	事業所 所在地	ふじみ野市上 九福岡一―九―	ふじみ野市上 福岡一―九― 五ラツキ―ヒ ルズ二〇一	訪問介護

# 告示

## 埼玉県告示第二百六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

名称		所在地		サービスの種類		廃止年月日	
おぶすまの里		大里郡寄居町牟礼一五〇八―一		介護予防認知症対応型共同生活介護		平成二十五年四月二十日	
そうごう薬局吉川中央店		吉川市吉川二―二二―一		居宅介護支援		令和四年一月三十一日	
				介護予防居宅療養管理指導			
				居宅療養管理指導			

埼玉医療生活協同  
組合皆野病院

秩父郡皆野町皆  
野二〇三一―一

訪問看護	訪問リハビリテ ーション	居宅療養管理指 導	通所介護	短期入所療養介 護	居宅介護支援	介護療養型医療 施設	介護予防訪問看 護	介護予防訪問リ ハビリテーション	介護予防居宅療 養管理指導	介護予防短期入 所療養介護
------	-----------------	--------------	------	--------------	--------	---------------	--------------	---------------------	------------------	------------------

令和四年一月三十  
一日

## 告 示

### 埼玉県告示第二百七十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ベルク和光光が丘店

埼玉県和光市白子一丁目二十九―三十八外

##### ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

##### ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和四年十一月二十三日

##### ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千八百六十平方メートル

##### ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 七五台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容 九三台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 六〇平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一二立方メートル

##### ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から翌午前零時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(下段駐車場) 午前八時三十分から翌午前零時三十分

(中段駐車場) 午前八時三十分から午後十時

(屋上駐車場) 午前八時三十分から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 四か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

令和四年三月二十二日

## 二 縦覧期間

令和四年三月二十九日から令和四年七月二十九日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉南西部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

令和四年三月二十九日から令和四年七月二十九日まで

## ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第二百七十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール上尾

埼玉県上尾市愛宕三丁目八番一号

#### ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 一七六八台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 一二六六台

#### ハ 変更年月日

令和四年十一月十九日

#### ニ 届出年月日

令和四年三月十八日

#### 二 縦覧期間

令和四年三月二十九日から令和四年七月二十九日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県中央地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

令和四年三月二十九日から令和四年七月二十九日まで

#### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

## 埼玉県告示第二百七十二号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十九条の二第一項の規定による処分をしたので、法第二十九条の五第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 処分をした年月日

令和四年三月二十三日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商号又は名称	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
千代田建設株式会社	埼玉県坂戸市柳町十一番九号	豊福一行	埼玉県知事許可（般一―一九）第六六三三三号
株式会社神田組建設	埼玉県川越市牛子三百三番地二	神田吉春	埼玉県知事許可（般一―一九）第四五五一八号
株式会社松井解体	埼玉県和光市下新倉五丁目十三番四十号の三十二	松井清司	埼玉県知事許可（般一―一九）第七〇八七二号
有限会社ヤマト	埼玉県熊谷市大麻生五百六十三番地十二	高橋肇	埼玉県知事許可（般一―三〇）第七一五三五号
株式会社ケー・イズ・ベース	埼玉県川越市笠幡三千五百九番地十一	近藤唯之	埼玉県知事許可（般一―三〇）第七一五七八号

三 処分の内容

法第二十九条の二第一項の規定に基づく許可（一般建設業の許可）の取消し

四 処分の原因となった事実

令和四年埼玉県告示第二百二十六号により営業所の所在地が確知できない旨の公告を行ったが、公告後三十日を経過しても申出がなく、このことは法第二十九条の二第一項に該当する。



## 告 示

### 埼玉県告示第二百七十三号

令和三年埼玉県告示第千六十四号で公示した公共測量は、令和四年二月二十八日終了した旨測量計画機関である国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において適用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第二百七十四号

令和三年埼玉県告示第千三百七十四号で公示した公共測量は、令和四年三月十八日終了した旨測量計画機関である日高市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

# 告 示

## 埼玉県告示第二百七十五号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局関東道路メンテナンスセンターから次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局関東道路メンテナンスセンター

### 二 作業種類

公共測量（基準点測量、地上レーザ測量、UAV写真測量）

### 三 作業地域

埼玉県秩父市阿保地区

### 四 作業期間

令和三年二月八日から令和三年六月三十日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第二百七十六号

令和三年埼玉県告示第千三十二号で公示した公共測量は、令和四年三月十六日終了した旨測量計画機関である入間市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第二百七十七号

令和三年埼玉県告示第五十二号で公示した公共測量は、令和四年三月十八日終了した旨測量計画機関である三郷市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第二百七十八号

道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第八条第一項第十号及び第九条第一項第五号の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構及び首都高速道路株式会社が、兼用工作物の維持、修繕、災害復旧及びその他の管理の方法について、公園管理者川口市長と協議して次のとおり成立したので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二十条第六項の規定により公示する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

路線名		川口線
位置		川口市大字新井宿五百九番 二地先か ら同市大 字赤山千 百十四番 二地先ま で
種類		道路
他の工 作物の 名称		赤山歴 史自然 公園
公園管理者	管 理 者	兼用工作物の維持、修繕及び災害復旧（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第二条第二項に規定する災害復旧事業（同条第三項において災害復旧事業とみなされるものを含む。）、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）の規定、同法に基づく命令、川口市都市公園条例（昭和五十三年川口市条例第四十五号）の規定又は同条例に基づく規則の規定による兼用工作物の管理、都市公園法第十三条及び道路整備特別措置法第四十条において読み替えて適用する道路法第五十八条第一項の規定による権限の行使
道路管理者	区 分	道路法及び道路整備特別措置法の規定による兼用工作物の管理

## 告 示

### 埼玉県告示第二百七十九号

入間市から入間都市計画ごみ焼却ごみ処理場の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕



## 告 示

### 埼玉県告示第二百八十号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により第一種市街地再開発事業の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により公告する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 組合の名称

蕨駅西口地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

組合設立認可の公告の日から令和八年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県蕨市中央一丁目の一部、埼玉県蕨市大字蕨字仁中歩の一部

四 事務所の所在地

埼玉県蕨市中央一丁目八番五号

五 設立認可の年月日

令和二年八月二十八日

六 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

令和四年三月二十九日

# 告 示

## 埼玉県告示第二百八十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

運転免許ファイリングシステム用サーバ等の賃貸借 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

令和4年9月1日（木）から令和6年12月31日（火）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

### (4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部情報管理課長が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第870号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認めら

れた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部  
総務部財務局会計課調度係 平野 電話048-832-0110 内線2245

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

次の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部  
総務部情報管理課企画係 電話048-832-0110 内線2424

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年5月13日（金）午前10時20分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年5月12日（木）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年5月13日（金）午前10時20分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 令和4年5月13日（金）午前10時25分

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和4年5月6日（金）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類

を令和4年4月5日(火)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301  
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))  
へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を  
受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: A lease of server  
for driving license filing system.

(2) Time - limit for tender: By the electronic tender system; 10:20 a.m.  
May 13, 2022 By mail; 5:00 p.m. May 12, 2022 In person; 10:20 a.m. May  
13, 2022

(3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance  
Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Pre-  
fectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi,  
Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2245

# 告 示

## 埼玉県告示第二百八十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

セキュリティ対策ソフト管理サーバの賃貸借 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

令和4年12月1日（木）から令和9年11月30日（火）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

### (4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部情報管理課長が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第870号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認めら



れた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部  
総務部財務局会計課調度係 平野 電話048-832-0110 内線2245

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

次の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部  
総務部情報管理課企画係 電話048-832-0110 内線2424

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年5月13日（金）午前10時20分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年5月12日（木）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年5月13日（金）午前10時20分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 令和4年5月13日（金）午前10時25分

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和4年5月6日（金）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類

を令和4年4月5日(火)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301  
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))  
へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を  
受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: A lease of  
security software management server.

(2) Time - limit for tender: By the electronic tender system; 10:20 a.m.  
May 13, 2022 By mail; 5:00 p.m. May 12, 2022 In person; 10:20 a.m. May  
13, 2022

(3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance  
Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Pre-  
fectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi,  
Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2245

# 告 示

## 埼玉県告示第二百八十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

交通事故情報管理システム機器等の賃貸借 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

令和5年3月1日（水）から令和10年2月29日（火）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

### (4) 納入場所

埼玉県警察本部交通部交通総務課長が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第870号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認めら

れた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部  
総務部財務局会計課調度係 平野 電話048-832-0110 内線2245

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

次の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部  
交通部交通総務課事故分析係 電話048-832-0110 内線5043

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年5月13日（金）午前10時20分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年5月12日（木）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年5月13日（金）午前10時20分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 令和4年5月13日（金）午前10時25分

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和4年5月6日（金）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類

を令和4年4月5日(火)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301  
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))  
へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を  
受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: A lease of  
Traffic Accident Information Management System Device.

(2) Time-limit for tender: By the electronic tender system; 10:20 a.m.  
May 13, 2022 By mail; 5:00 p.m. May 12, 2022 In person; 10:20 a.m. May  
13, 2022

(3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance  
Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Pre-  
fectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi,  
Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2245



# 告 示

## 埼玉県告示第二百八十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

警察ネットワーク接続用端末装置等の賃貸借 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

令和5年1月1日（日）から令和10年2月29日（火）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

### (4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部情報管理課長が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第870号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認めら

れた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部  
総務部財務局会計課調度係 平野 電話048-832-0110 内線2245

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

次の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部  
総務部情報管理課企画係 電話048-832-0110 内線2424

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年5月27日（金）午前10時20分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年5月26日（木）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年5月27日（金）午前10時20分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 令和4年5月27日（金）午前10時25分

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和4年5月20日（金）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類

を令和4年4月5日(火)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301  
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))  
へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を  
受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: A lease of  
Computers for Accessing Police Network.

(2) Time - limit for tender: By the electronic tender system; 10:20 a.m.  
May 27, 2022 By mail; 5:00 p.m. May 26, 2022 In person; 10:20 a.m. May  
27, 2022

(3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance  
Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Pre-  
fectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi,  
Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2245

# 告 示

## 埼玉県告示第二百八十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

埼玉県警察テレワークシステムの賃貸借 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

令和5年1月1日（日）から令和10年2月29日（火）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

### (4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部情報管理課長が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第870号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認めら

れた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部  
総務部財務局会計課調度係 平野 電話048-832-0110 内線2245

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

次の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部  
総務部情報管理課企画係 電話048-832-0110 内線2424

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年5月13日（金）午前10時20分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年5月12日（木）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年5月13日（金）午前10時20分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 令和4年5月13日（金）午前10時25分

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金



ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和4年5月6日（金）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類

を令和4年4月5日(火)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301  
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))  
へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を  
受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: A lease of  
Saitama Prefectural Police Telework System.

(2) Time - limit for tender: By the electronic tender system; 10:20 a.m.  
May 13, 2022 By mail; 5:00 p.m. May 12, 2022 In person; 10:20 a.m. May  
13, 2022

(3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance  
Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Pre-  
fectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi,  
Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2245

# 告 示

## 埼玉県告示第二百八十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

警察ネットワーク用グループウェアサーバの賃貸借 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

令和5年2月1日（水）から令和10年1月31日（月）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

### (4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部情報管理課長が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第870号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級又はB等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部  
総務部財務局会計課調度係 平野 電話048-832-0110 内線2245

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

次の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部  
総務部情報管理課企画係 電話048-832-0110 内線2424

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年5月20日（金）午前10時20分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年5月19日（木）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年5月20日（金）午前10時20分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 令和4年5月20日（金）午前10時25分

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和4年5月13日（金）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資

格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和4年4月5日(火)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: A lease of groupware server for police network.

(2) Time - limit for tender: By the electronic tender system; 10:20 a.m. May 20, 2022 By mail; 5:00 p.m. May 19, 2022 In person; 10:20 a.m. May 20, 2022

(3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2245

# 告 示

## 埼玉県告示第二百八十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕



## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

バックアップシステム等機器の賃貸借 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

令和5年3月1日（水）から令和10年2月29日（火）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

### (4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部情報管理課長が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第870号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認めら

れた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部  
総務部財務局会計課調度係 平野 電話048-832-0110 内線2245

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

次の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部  
総務部情報管理課企画係 電話048-832-0110 内線2424

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年5月20日（金）午前10時20分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年5月19日（木）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年5月20日（金）午前10時20分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 令和4年5月20日（金）午前10時25分

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和4年5月13日（金）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類

を令和4年4月5日(火)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301  
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))  
へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を  
受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: A lease of back  
up system apparatus.

(2) Time - limit for tender: By the electronic tender system; 10:20 a.m.  
May 20, 2022 By mail; 5:00 p.m. May 19, 2022 In person; 10:20 a.m. May  
20, 2022

(3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance  
Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Pre-  
fectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi,  
Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2245

# 告 示

## 埼玉県告示第二百八十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び予定数量

埼玉県警察本部分庁舎（宮原）ほか46施設で使用する電気 契約電力8,146キロワット 予定使用電力量27,878,468キロワット時

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 供給期間

令和4年8月1日（月）から令和5年7月31日（月）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

### (4) 需要場所

埼玉県警察本部分庁舎（宮原）ほか46施設

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

また、入札金額については、各入札者において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び予定使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、埼玉県が提示する契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した供給期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第870号）に基づき、業者区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法第

41条の規定による更生手続開始の決定又は民事再生法第33条の規定による再生手続開始の決定を受けている者を除く。

- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (7) 調達案件について、仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部  
総務部財務局会計課調度係 村田 電話048-832-0110 内線2244

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年5月18日（水）午前9時50分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年5月17日（火）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年5月18日（水）午前9時

50分まで

なお、代理人が入札書を持参する場合は、委任状を提出すること。

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 令和4年5月18日（水）午前10時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和4年5月11日（水）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低



の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和 4 年 4 月 5 日 (火) までに埼玉県総務部入札審査課審査担当 (〒 330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 電話 048-830-5775 (直通)) へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書、仕様書及び電気需給契約書 (案) による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of services required:

Electricity used at branch office (Miyahara) of Saitama Prefectural Police Headquarters and 46 other facilities (Contract: 8,146 kW estimated kWh: 27,878,468 kWh).

(2) Time - limit for tender By the electronic tender system; 9:50 a.m.

May 18, 2022 By mail; 5:00 p.m. May 17, 2022 In person; 9:50 a.m. May 18, 2022

(3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance

Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2244

## 告 示

### 埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年三月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年三月二十九日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 木村 暢 宏

一 道路の種類 県道

二 路線名 保谷志木線

三 道路の区域

新B	新A	旧A	旧 新 別
新座市栗原二丁目三二六番三地 先から同市野寺二丁目八五一番 一地先まで	新座市栗原三丁目二八〇番三地 先から同市道場二丁目二四六六 番一地先まで		区 間
八・〇五 二八・〇〇	八・七〇 一八・六三		敷地の幅員 (メートル)
二〇四二・〇〇	一一二四・一〇		延長 (メートル)
道路整備事業による。 新Aの一部は、将来新座市に引き継ぐ予定。			備 考

## 告 示

### 埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年三月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年三月二十九日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 木 村 暢 宏

さいたま東村山線	路線名
新座市野火止四丁目七七三番一―地先から同市野火止三丁目九四四番八地先まで	供用開始の区間
令和四年三月二十九日	供用開始の期日
平成二十一年十二月四日付け埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第十四号で告示した道路予定区域の供用開始である。延長七三八・八五メートル	備考

## 告 示

### 埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和四年三月二十九日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年三月二十九日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 木 村 暢 宏

一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

県道 さいたま東村山線 新座市野火止四丁目七七三番一―地先から同市野火

止三丁目九四四番八地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和四年三月三十日

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年三月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年三月二十九日

埼玉県川越県土整備事務所長 新 井 哲 也

笠幡狭山線	路線名
狭山市柏原字上澤一八五三番二地先から同市柏原字上宿一六九三番四地先まで	供用開始の区間
令和四年三月二十九日	供用開始の期日
令和二年九月二十三日付け埼玉県川越県土整備事務所長告示第九号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長二一九・四二メートル	備考



# 告 示

## 埼玉県飯能県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年三月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年三月二十九日

埼玉県飯能県土整備事務所長 鈴木 水 弘

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 川越坂戸毛呂山線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
坂戸市大字善能寺字白毛二八五番 地三地先から坂戸市大字善能寺字 白毛四九八番地一地先まで		区 間
一五・〇四 三五・〇〇	一五・〇四 三八・二〇	敷地の幅員 (メートル)
一七〇・六六		延長 (メートル)
平成三十年三月三十日付け埼玉県飯能 県土整備事務所長告示第三号の変更		備 考

# 告示

## 埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年三月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年三月二十九日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小高 巖

一 道路の種類 国道

二 路線名 国道一四〇号

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
	<p>深谷市永田字中居前千二百七十一番一地从先から 同市永田字中居前千二百三十六番地先まで</p>	<p>区 間</p>
<p>二三・五五〽四二・〇四</p>	<p>二三・五〇〽二三・五四</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
	<p>一一六・〇二</p>	<p>延長 (メートル)</p>
		<p>備 考</p>

## 告 示

### 埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年三月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年三月二十九日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小 高 巖

路線名	国道百四十号
供用開始の区間	深谷市永田字中居前千二百七十一番一地从先から 同市永田字中居前千二百三十六番地先まで
供用開始の期日	令和四年三月二十九日
備考	令和四年三月二十九日付け埼玉県熊谷県土整備事務所長 告示第一号で告示した道路区域の供用開始である。 延長一六・〇メートル

## 告 示

### 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年三月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年三月二十九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 田 中 勝 也

蓮田鴻巣線	路線名
蓮田市本町三九七一番地一地从先から同市本町三八五一番地一地从先まで	供用開始の区間
令和四年四月一日	供用開始の期日
平成三十年五月八日付け埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第四号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長 三六六・四八メートル	備考



## 告 示

### 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年三月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年三月二十九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 田 中 勝 也

<p>行田蓮田線</p>	<p>路線名</p>
<p>蓮田市大字高虫字高都原三四四番一地 先から同市大字高虫字小日洋一一六七番二地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和四年三月二十九日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十七年一月十三日付け埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第一号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長 三二〇・〇〇メートル</p>	<p>備考</p>

## 告 示

### 埼玉県選管告示第十五号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和四年三月二十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

一 日時 令和四年三月三十日 午前十時

二 場所 埼玉教育会館三〇一会議室

三 議題

ア 埼玉県選挙管理委員会書記の任免について

イ その他